

第3編 災害応急対策計画 (風水害等対策)

第1項 災害対策本部の設置

市長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、長門市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

[資料編] 3-1-2① …長門市災害対策本部条例

[資料編] 3-1-2② …災害対策本部の標示板等

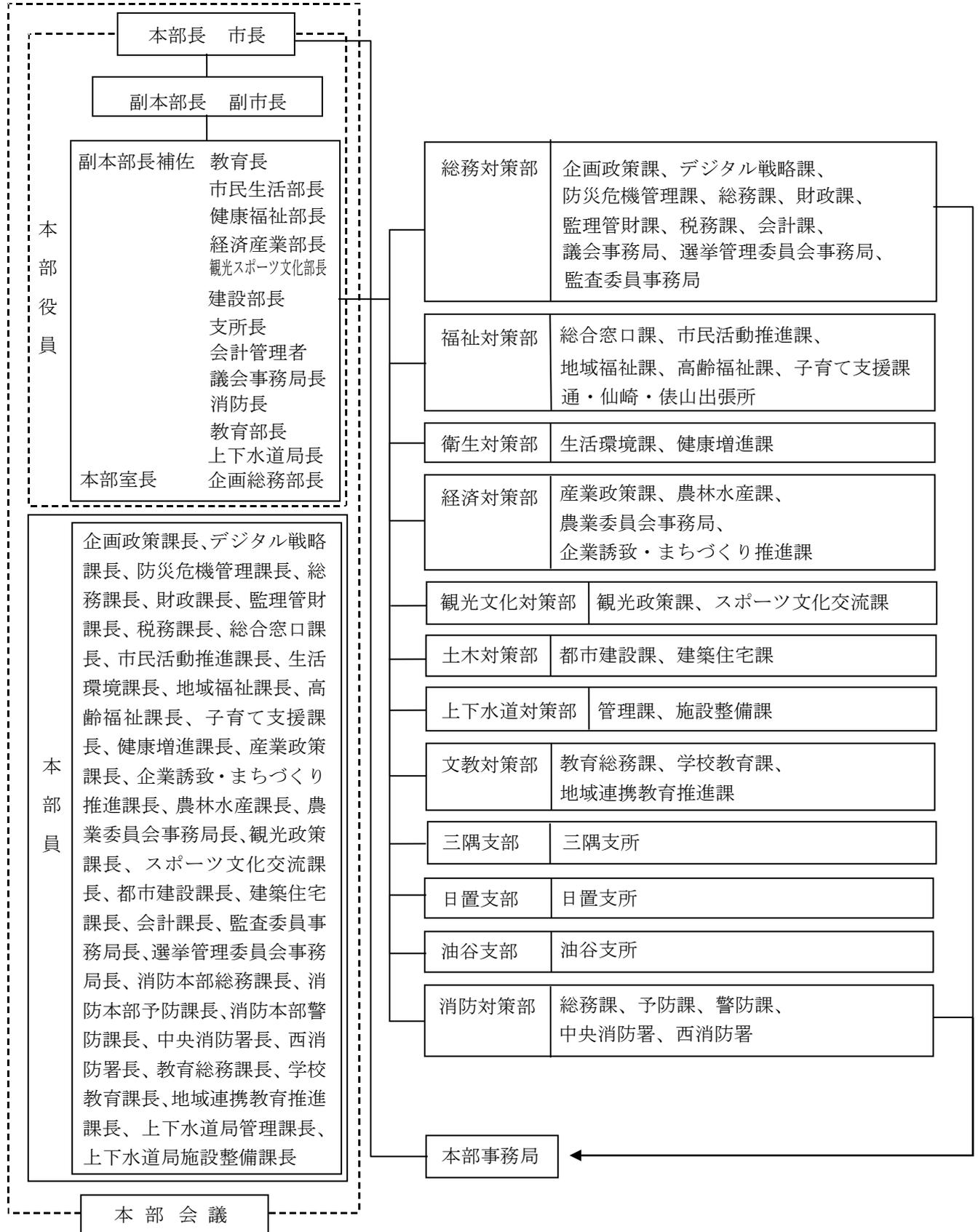
1 災害対策本部の設置基準

気 象 災 害 の 場 合	その他の災害の場合
<p>(1) 長門区域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水、高潮又は津波の警報が発表され、大規模な災害が予測される時。 具体的には、 ア 台風が上陸し顕著な被害の発生が見込まれるとき イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など</p> <p>(2) 上記警報の発表の有無に関わらず、局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。</p> <p>(3) 比較的長期間の異常降積雪のため、広域にわたる災害が発生し、又は発生が予測される場合において、必要と認めるとき。</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認めたとき。</p> <p>(2) 及び (3) の「必要と認めるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が本部の2つ以上の対策部にわたる場合をいうものとする。</p>	<p>(1) 市内に大規模な地震、火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。</p> <p>(2) 市内に有害物、放射線物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</p> <p>(3) その他災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</p> <p>(1) 及び (2) の「必要と認めるとき」の基準は、左欄の場合に準ずる。</p>

2 市本部の組織

市本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及び副本部長補佐（教育長、各部長）並びに本部員をもって構成し、その下に設置される各対策部をもって構成する。

本部内に事務局（以下「本部事務局」という。）を置き、対策本部の運営に関する事務を処理させる。



3 市本部の廃止基準

市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。

4 市本部の設置場所

市本部の設置場所は、長門市役所（本庁舎）とする。ただし、特別の事情がある場合は、本部長（市長）が定める場所に置くことができる。

5 市本部の設置（廃止）の通知等

総務対策部長は、市本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

公表又は通知先	方 法	担 当
市民	ケーブルテレビ、告知端末機、防災行政無線、防災メール、一般有線電話、広報車等	防災危機管理課
山口県防災危機管理課	山口県防災行政無線又は一般有線電話等	防災危機管理課
市防災会議関係機関	一般有線電話又は連絡車等	防災危機管理課
報道機関	一般有線電話等	企画政策課

第2項 市本部の運営

1 本部員会議

本部長は、市の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。なお、必要に応じ意見聴取・連絡調整等のため関係機関の出席を求めるものとする。

- (1) 本部体制の配置及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (3) 災害救助法の適用に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (5) 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置等の実施要請に関すること。
- (6) 災害対策に要する経費に関すること。
- (7) 避難指示等の決定及び警戒区域の設定に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

2 部

(1) 部の構成

部は、災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施に当たる。市本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部を構成する組織	部長となる本部員
総務対策部	企画政策課、デジタル戦略課、防災危機管理課、総務課、財政課、監理管財課、税務課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局	企画総務部長
福祉対策部	総合窓口課、市民活動推進課、地域福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、通・仙崎・俵山出張所	健康福祉部長
衛生対策部	生活環境課、健康増進課	市民生活部長
経済対策部	産業政策課、企業誘致・まちづくり推進課、農林水産課、農業委員会事務局	経済産業部長
観光文化対策部	観光政策課、スポーツ文化交流課	観光スポーツ文化部長
土木対策部	都市建設課、建築住宅課	建設部長
上下水道対策部	上下水道局管理課、上下水道局施設整備課	上下水道局長
文教対策部	教育総務課、学校教育課、地域連携教育推進課	教育部長
消防対策部	総務課、予防課、警防課、中央消防署、西消防署	消防長
三隅支部	三隅支所	三隅支所長
日置支部	日置支所	日置支所長

油谷支部	油谷支所	油谷支所長
------	------	-------

(2) 部の設置基準

予想される災害の程度又は発生した災害形態により異なるが、おおむね次のとおりとする。

部 名	風水害	豪雪	火事、爆発	その他の災害
総務対策部	必置	必置	必置	必置
福祉対策部	必置	必置	必置	必置
衛生対策部	必置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
経済対策部	必置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
観光文化対策部	必置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
土木対策部	必置	必置	災害規模による	災害形態による
上下水道対策部	必置	必置	災害規模による	災害形態による
文教対策部	必置	必置	災害規模による	災害形態による
三隅・日置・油谷支部	必置	必置	必置	必置
消防対策部	必置	必置	必置	必置

注) 1 その他の災害は、大規模な干害、放射線物質の大量放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他の重大な事故とする。

2 災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進するため必要がある場合は、現地災害対策本部を設置する。

3 現地災害対策本部

当該災害の規模その他の状況により、災害対策を強力に推進する必要があると本部長が判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(1) 現地本部長

ア 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(2) 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、その他組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定める。

3 本部長等の職務

(1) 本部長（市長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部長（教育長、部長及び関係課長）

本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

(4) 本部事務局（各対策部から連絡員を派遣）

本部長の状況判断に必要な各種災害情報及び各対策部が実施している災害対応の集約を行う。

4 指揮命令系統の確立

(1) 災害対策本部 … 市長不在の場合は、副市長、市長・副市長不在の場合は、教育長。

(2) 各対策部 … 各対策部長、副部長、主管課長の順で指揮を執る。

(3) 本部事務局 … 本部長の状況把握、判断・決断に資する活動を行う。

5 県の現地対策本部との連携体制

県が現地対策本部を設置した場合においては、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講ずる。

第3項 職員動員配備計画

1 配備体制

配備体制	体制の時期の基準	体制の内容	対策部	人数
第1警戒体制	<p>(1) 大雨、洪水、高潮又は津波の各注意報の一つ以上が発表されたとき。</p> <p>(2) 暴風（海上）、暴風雪（海上）、大雪又は波浪の各警報の一つ以上が発表されたとき。</p> <p>(3) その他の状況により市長が警戒体制を命じたとき。</p>	<p>情報収集及び連絡活動を主とし、特に関係ある部課は、少人数で配備し、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。</p>	<p>総務対策部 （防災危機管理課） 各支所</p>	<p>1人以上 3人以内</p> <p>1人</p>
第2警戒体制	<p>(1) 暴風（陸上）、大雨、洪水、高潮、暴風雪（陸上）、波浪又は津波の各警報の一つ以上が発表されたとき。</p> <p>(2) その他の状況により市長が警戒体制を命じたとき。例えば、局地的豪雨又は豪雪の場合</p> <p>(3) 震度4の地震が発生したとき。</p>	<p>災害応急対策に関係のある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに事態の推移に伴い直ちに本部体制に切り替える体制とする。</p>	<p>総務対策部 経済対策部 土木対策部 上下水道対策部 福祉対策部 観光文化対策部 文教対策部 各支所 その他にあっては、必要に応じて配備する。</p>	<p>5人以内 1人以内 2人以内 2人以内</p> <p>2人以内 2人以内</p> <p>1人 2人</p>
災害対策本部体制	<p>（気象災害）</p> <p>(1) 長門区域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水、高潮又は津波の警報が発表され、大規模な災害が予測される時。 具体的には、 ア 台風が上陸し、顕著な被害の発生が見込まれるとき。 イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など。</p> <p>(2) 上記警報の発表の有無に関わらず、局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。</p> <p>(3) 比較的長期間の異常降積雪のため、広域にわたる災害が発生し、又は発生が予測される場合において、必要と認めるとき。</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認めたとき。</p> <p>※（2）及び（3）の「必要と認めるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が本部の2つ以上の対策部にわたる場合をいうものとする。</p> <p>（その他の災害）</p> <p>(1) 市内に大規模な地震、火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。</p> <p>(2) 市内に有害物、放射線物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</p>	<p>各対策部 所掌事務参照</p>	<p>必要に応じ 本部職員全員</p>	

災害 対策 本部 体制	(3) その他災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。 ※（1）及び（2）の「必要と認めるとき」の基準は、上記の場合に準ずる。 ※速やかに業務継続計画を発動する。			
----------------------	--	--	--	--

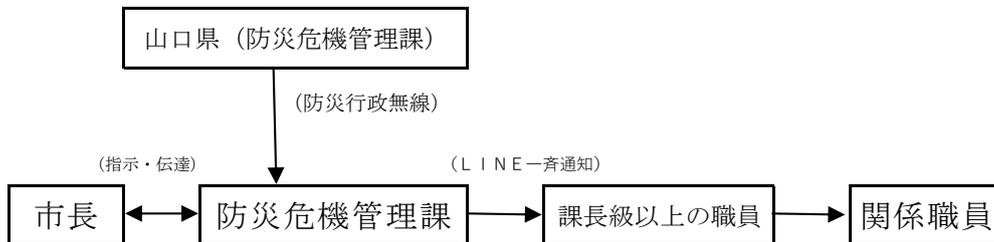
2 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

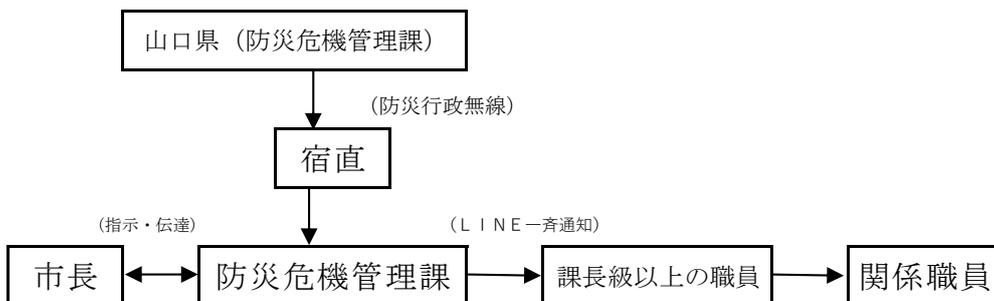
- ア 災害対策本部設置時の各対策部長に充てられる者は、それぞれの部（班）の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- イ 各所属長は、発災初期の情報収集、市本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
- ウ 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、連絡体制を整備しておく。

(2) 配備課への連絡系統図

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



3 動員の方法

(1) 勤務時間内にあつては、庁内放送、電話で行う。

(2) 勤務時間外

第1・第2警戒体制では、関係課（部）長から配備当番に対して非常連絡網による電話、携帯電話で行う。

(3) 非常参集

災害による交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、本庁又は最寄りの出先機関に参集し、各部長又は主管部・課長等の指示に従うものとする。

(4) 部相互間の応援動員

ア 動員要請

市本部の各対策部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策

部長に要請するものとする。

- 応援を要する時間
- 勤務場所
- 勤務内容
- 応援を要する職種等
- 集合日時、場所、携行品
- その他参考事項

イ 動員の措置

- (ア) 総務対策部長は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の措置を講じるものとする。
- (イ) 応援のための動員指示を受けた各対策部長は、部内の実情に応じて協力班を編成し所要の応援を行うものとする。

第4項 班の編成及び所掌事務

市本部の班の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施するものとする。

部	部長	班	班を構成する課	所掌事務
総務対策部	企画総務部長 (副) 防災危機管理課長	庶務班	企画政策課 デジタル戦略課 防災危機管理課 総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	1 本部の総括に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 各部及び関係機関の災害対策の連絡調整に関する事。 4 気象に関する情報の収集伝達に関する事。 5 各部からの災害情報及び報告事項の取りまとめ並びに速報に関する事。また、県等への災害報告等に関する事。 6 自衛隊の災害派遣及び海上保安部に対する出動要請に関する事。 7 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関する事。 8 国、県及び他の市町職員の派遣要請に関する事。 9 公務災害補償に関する事。 10 防災行政無線の管理運営に関する事。 11 災害視察者の対応に関する事。 12 その他災害対策に関する事務で他部に属さない事項。
		秘書広報班	企画政策課 デジタル戦略課 議会事務局	13 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 14 本部長及び副本部長の行動日程の作成並びに関係部への連絡に関する事。 15 災害情報及び災害対策の発表並びに広報に関する事。 16 災害写真に関する事。 17 ケーブルテレビ放送設備の復旧及び災害情報の提供に関する事。 18 災害情報及び災害対策に係る情報の市議会議員への提供
		財政班	財政課 監理管財課 会計課	18 災害対策に必要な財政措置に関する事。 19 庁内電話の管理に関する事。 22 集中管理車の管理及び配車に関する事。 23 市有財産の被害調査の取りまとめに関する事。 24 公共建築物の被害状況の収集及び報告に関する事。
		調査班	税務課	25 非常事態の場合の福祉対策部、衛生対策部の応援に関する事。 26 災害地区内の土地家屋等の被害状況調査報告に関する事。 27 災証明書の発行に関する事。

福祉対策部	健康福祉部長 (副) 総合窓口課長	庶務班	総合窓口課 地域福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に基づく諸対策に関する事。 2 部内の庶務及び連絡調整に関する事。 3 義援金品の受付に関する事。 4 赤十字奉仕団体及び赤十字医療班の動員に関する事。 5 ボランティアの活動支援に関する事。 6 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事。 7 出張所管内における情報の提供及び報告に関する事。 8 出張所管内における避難等の広報に関する事。 9 出張所管内における管内団体、関係機関との連絡調整に関する事。
		避難救助班	総合窓口課 市民活動推進課 地域福祉課 高齢福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 10 避難所の設置運営に関する事。 11 災害救助物資、義援金品、見舞品等の配布に関する事。 12 避難者(死傷者を含む。)の収容、保護、指導に関する事。 13 避難者に対する炊き出しに関する事。 14 社会福祉施設及び児童福祉施設の被害調査並びに応急復旧に関する事。 15 災害時における主食類の調達に関する事。 16 生活困窮者、要保護児童、身体障害者の災害救助に関する事。 17 り災者現地相談所開設に関する事。 18 その他被災地における民生安定に関する事。
		応急保育班	子育て支援課	<ol style="list-style-type: none"> 19 市立保育園における園児・職員及び園施設の安全確保に関する事。 20 災害時での応急保育対策に関する事。
衛生対策部	市民生活部長 (副) 生活環境課長	庶務班	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 衛生関係施設の災害対策及び被害状況並びに応急復旧に関する事。 2 死体埋火葬に関する事。 3 部内の庶務連絡調整及び他の班に属さない事。 4 災害対策本部との連絡調整に関する事。 5 医療ボランティアに関する事。 6 清掃工場の災害復旧、災害等によるごみ等の処理に関する事。
		救護班	健康増進課	<ol style="list-style-type: none"> 7 災害時における医療、助産に関する事。 8 医療資材及び医薬品の確保に関する事。 9 医療関係団体との連絡等に関する事。 10 救護所の開設・運営に関する事。 11 り災者に対する衛生及び栄養指導並びにメンタルヘルスケアに関する事。
		防疫清掃班	生活環境課 健康増進課	<ol style="list-style-type: none"> 12 防疫一切の総合実施に関する事。 13 清掃に関する事。 14 防疫清掃資機材の確保に関する事。 15 公害に関する事。
経済対策部	経済産業部長 (副) 産業政策課長	庶務班	産業政策課 企業誘致・まちづくり推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の災害情報及び報告事項の取りまとめに関する事。 2 部内の庶務及び連絡調整に関する事。 3 災害対策本部との連絡調整に関する事。
		産業班	産業政策課	<ol style="list-style-type: none"> 4 商工関係の被害状況の情報収集並びに報告に関する事。 5 被災商工業者に対する経営指導及び金融に関する事。 6 その他産業に関する事。

		農林水産班	農林水産課 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 7 農林水産関係及び農業用施設の被害状況の情報収集並びに報告に関する事。 8 災害に伴う農林水産関係の金融に関する事。 9 農林水産・畜産関係の被害防止及び応急対策に関する事。 10 災害時における薪炭及び応急仮設住宅用木材の調達確保に関する事。 11 農地及び農業用施設の被害防止並びに応急対策に関する事。(ため池を含む。) 12 災害状況の調査及び復旧計画に関する事。 13 土地改良区及び関係機関に対する連絡に関する事。 14 災害時における種子、種苗の確保、供給に関する事。 15 災害対策用船舶(漁船)の確保に関する事。 16 災害時における在港船舶対策に関する事。 17 港湾、漁港等の被害防止及び応急対策に関する事。 18 危険海面の監視に関する事。 19 その他農林水産・畜産対策に関する事。
観光文化対策部	観光スポーツ文化部長 (副) 観光政策課長	観光班	観光政策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光関係施設等の被害防止及び応急対策に関する事。 2 災害状況の調査報告及び復旧計画に関する事。 3 その他観光対策に関する事。
		物品調達班	スポーツ文化交流課	<ul style="list-style-type: none"> 4 衣料品、寝具及び日用品の調達に関する事。 5 社会教育施設及び文化財施設の災害対策及び被害調査に関する事。
土木対策部	建設部長 (副) 都市建設課長	土木建築班 都市計画班	都市建設課 建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木施設関係の被害状況の情報収集及び報告に関する事。 2 道路橋梁、河川砂防設備及び地すべり防止区域の被害防止並びに応急対策に関する事。 3 危険水面の監視に関する事。 4 災害状況の調査及び復旧計画に関する事。 5 災害時における障害物の除去に関する事。 6 災害時における交通運輸確保に関する事。 7 災害時における建設業者及び関係機関との連絡等に関する事。 8 資機材の調達及び確保に関する事。 9 応急仮設住宅に関する事。 10 公営住宅及び公共建築物の被害調査及び応急修理に関する事。 11 市有被災建築物の復旧工事に関する事。 12 部内の庶務及び連絡調整に関する事。 13 都市計画関係の被害状況の情報収集及び報告に関する事。 14 公園施設の保全に関する事。 15 部内の各班の応援に関する事。 16 災害対策本部との連絡調整に関する事。
上下水道対策部	上下水道局長 (副) 施設整備課長	水道班	管理課 施設整備課	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の災害対策及び市民給水に関する事。 2 災害時における水道業者及び関係機関との連絡等に関する事。 3 浄水場施設の災害対策に関する事。 4 水源の確保に関する事。
		下水道班		<ul style="list-style-type: none"> 5 下水道施設の災害対策及び都市排水に関する事。 6 処理場施設の災害対策に関する事。 7 その他下水道対策に関する事。

文教対策部	教育部長 (副) 教育総務課長	庶務班	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 文教関係施設の被害状況の取りまとめ報告及び応急復旧に関する事。 2 部内の庶務及び連絡調整に関する事。 3 災害対策本部との連絡調整に関する事。 4 炊き出し等学校給食施設の使用に関する事。 5 その他文教対策に関する事。
		学校教育班	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 6 学校教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。 7 児童生徒の避難措置に関する事。 8 被災児童生徒に対する学用品の供与等に関する事。 9 避難所(学校施設)の開設に関する事。 10 応急教育の実施に関する事。 11 災害時の学校給食に関する事。
		社会教育班	地域連携教育推進課	<ul style="list-style-type: none"> 12 社会教育施設災害対策並びに被害調査に関する事。 13 自衛隊その他の応援団体の宿泊準備に関する事。 14 避難施設との連絡に関する事。
消防対策部	消防長 (副) 次長	総務班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員及び団員の非常招集に関する事。 2 消防活動に必要な物資等の調達に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 4 職員及び団員の給食給水に関する事。
		警防班	警防課	<ul style="list-style-type: none"> 5 災害状況調査に関する事。 6 消防職・団員の部隊編成に関する事。 7 現場指揮本部に関する事。 8 消防応援協定に基づく応援要請及び応援部隊の部隊運用に関する事。
		情報班	予防課	<ul style="list-style-type: none"> 9 被災状況の調査及び記録に関する事。 10 情報収集及び広報に関する事。 11 避難指示の伝達・避難誘導に関する事。 12 発災後の出火防止対策に関する事。
		警備班	中央消防署 西消防署	<ul style="list-style-type: none"> 13 管轄区域内の災害情報の収集及び防除活動。 14 消防・救助・救急等防災活動の実施に関する事。 15 被災者の避難・誘導・救出・捜索に関する事。
各支部	各支所長 (副) 各支所主幹	三隅支所 日置支所 油谷支所	各支所	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報の提供及び報告に関する事。 2 災害応急措置に関する事。 3 避難等の広報に関する事。 4 防災行政無線の管理運営に関する事。 5 管内団体、関係機関との連絡調整に関する事。

各支部(支所)における所掌事務

部	班	班を構成する係等	所掌事務(下記の市本部 対策部 班の事務内容に準じるものとする)
総務対策部	庶務班 連絡調整班 財政調査班	窓口・健康福祉担当	総務対策部 庶務班 総務対策部 財政班・調査班
福祉衛生対策部	庶務防疫班 避難救護班	窓口・健康福祉担当	福祉対策部 庶務班 避難救助班 衛生対策部 防疫清掃班
経済土木対策部	農林班 施設管理班	農業振興・施設管理担当	経済対策部 農林水産班 土木対策部 土木建築班
文教対策部	庶務班	交流プラザ	文教対策部 庶務班

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 1 市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。
- 2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、県防災計画、市防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めておくものとする。

第3節 支援活動体制

1 緊密な連携の確保

地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は、現地情報連絡員（リエゾン）の活用等により、相互に緊密な連携の確保及び緊密な情報交換に努めるものとする。

2 応援協力体制の確保

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

第3編第7章「応援要請計画」参照

3 防災業務関係者の安全確保

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めるときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

1 設置機関

- (1) 市長……主として陸上災害の場合

- (2) 知事…… 2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
- (3) 管区海上保安本部長……主として海上災害の場合
- (4) 西日本旅客鉄道(株)広島支社長又はその指名する者… J Rの事故の場合
- (5) その他……主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故

2 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

3 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括するものとする。

4 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

5 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、検討
- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他災害応急対策実施についての必要な事項

6 各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑なる実施の推進に努めるものとする。

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、市をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、災害に関する気象特別警報・警報・注意報（以下「気象警報・注意報等」という。）等の発表・伝達について必要な事項を定める。

第1項 気象警報・注意報等

気象特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

種類	概要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などが発生するおそれがあると発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域名で発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

特別警報発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により より	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在

発表官署	下関地方気象台	
府県予報区	山口県	
一時細分区域	北部	
市町村等をまとめた地域	長門	
警報	大雨 浸水害 土砂災害	表面雨量指数 25 土壌雨量指数基準 131
	洪水	流域雨量指数基準 泉川流域=8, 掛淵川流域=14.1, 大防川流域=11.6, 久富川流域=8.1, 深川川流域=19.1, 大河内川流域=7.3, 三隅川流域=17.4, 木屋川流域=7.7, 複合基準 *1 掛淵川流域=(8, 11.9) 指定河川洪水予報による基準 -
	暴風 (平均風速)	陸上 20m/s、海上 20m/s
	暴風雪 (平均風速)	陸上 20m/s 雪を伴う、海上 20m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 10cm, 山地 12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高 6.0m
	高潮	潮位 1.5m
注意報	大雨	表面雨量指数基準 11 土壌雨量指数基準 102
	洪水	流域雨量指数基準 泉川流域=6.4, 掛淵川流域=11.2, 大防川流域=9.2, 久富川流域=6.4, 深川川流域=15.2, 大河内川流域=5.8, 三隅川流域=13.9, 木屋川流域=6.1 複合基準 *1 掛淵川流域=(5, 10.7), 深川川流域=(9, 12.2), 木屋川流域=(9, 4.9), 指定河川洪水予報による基準 -
	強風 (平均風速)	陸上 10m/s、海上 10m/s

風雪 (平均風速)	陸上 10m/s 雪を伴う、海上 10m/s 雪を伴う
大雪	平地 12 時間降雪の深さ 5cm、山地 12 時間降雪の深さ 15cm
波浪	有義波高 3.0m
高潮	潮位 1.0m
雷	落雷等により被害が予想される場合
融雪	
濃霧 (視程)	陸上 100m、海上 500m
乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%
なだれ	積雪の深さ 80cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 40cm 以上
低温	夏季：平年より平均気温が 3℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬季：最低気温 - 5℃以下
霜	11 月 20 日までの早霜 3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上
土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害) の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山口県と下関地方気象台が共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル (大雨警報 (土砂災害) の危険分布) で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 相当。
記録的短時間雨量情報 (1 時間雨量)	100 mm

※土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌に貯まっている雨水の量を示す指数である。

この表では市内における土壌雨量指数基準の最低値を示している。

※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数である。

市の域内において単一の値をとる。

※流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川に沿って流れ下る量を示す指数である。

この表では市内の主な河川における代表地点の流域雨量指数の基準値を示している。

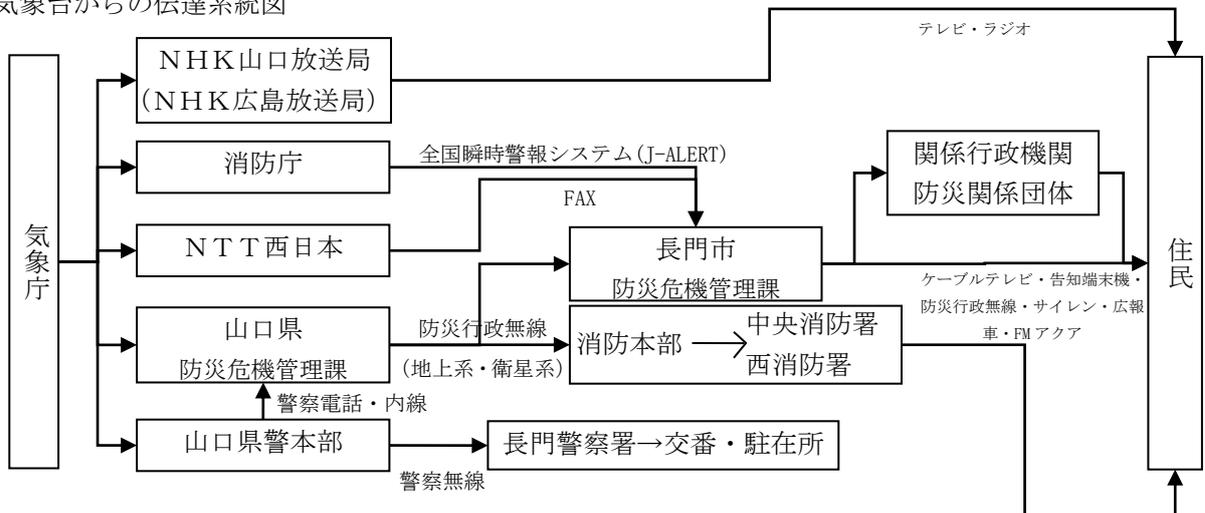
※複合基準*1 は、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

※大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略している。また、濃霧注意報、乾燥注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略している。

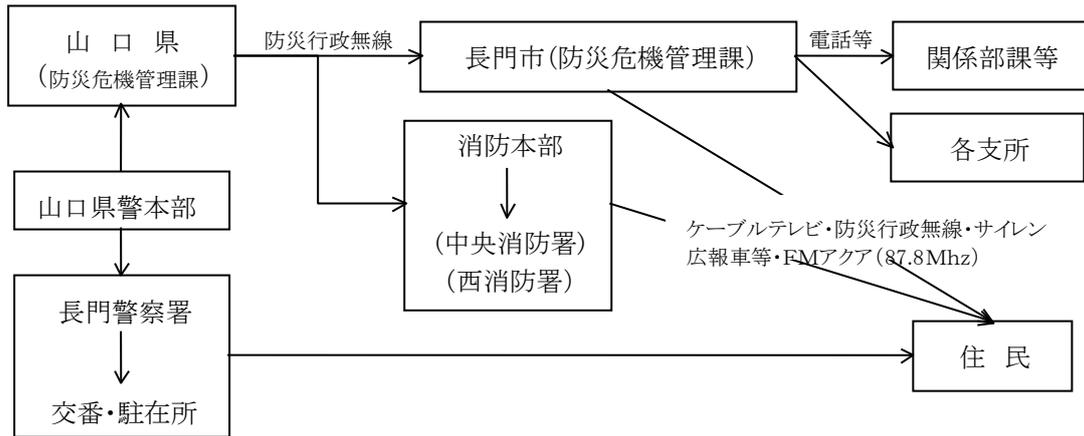
第 2 項 気象警報・注意報及び気象情報に係る伝達

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもと、気象に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに市民及び関係機関に伝達する。

1 気象台からの伝達系統図

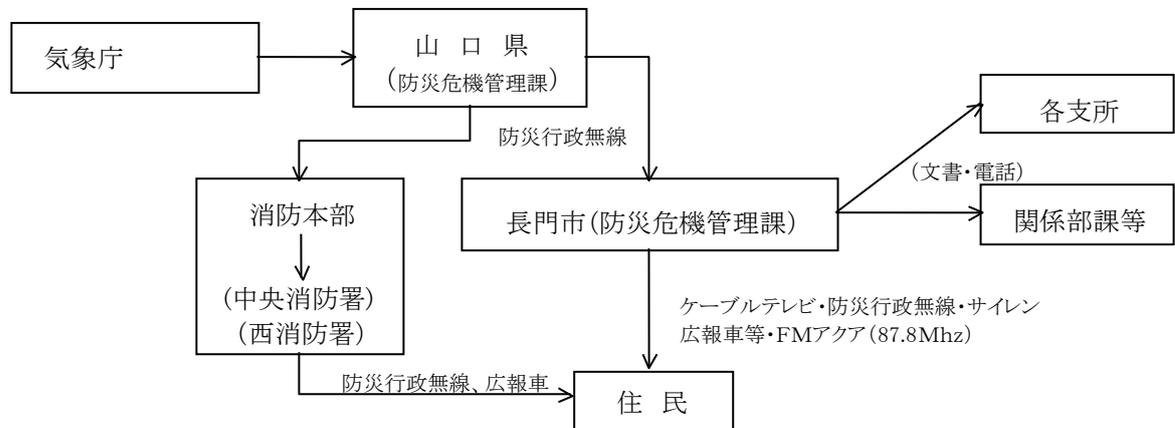


2 市における伝達系統図

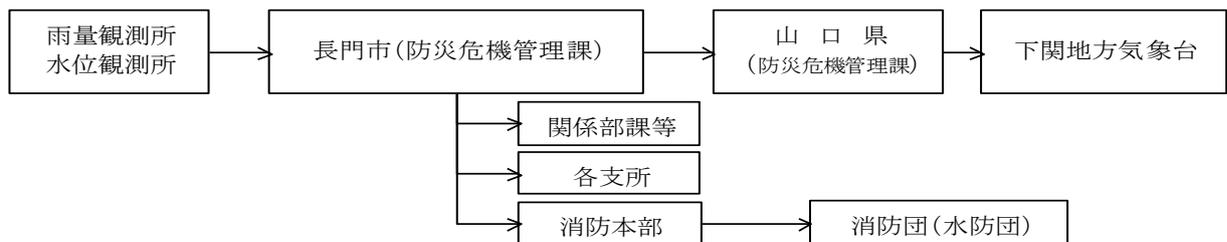


※全国瞬時警報システム（J-ALERT）の情報は防災行政無線を通じて配信

3 火災気象通報の伝達（消防法第22条）



4 異常気象（降雨、降雪）に関する情報伝達



第3項 関係機関による措置事項

1 気象注意報・警報及び気象情報の伝達

関係機関	措置内容
市 消防本部 (中央消防署) 西消防署	<p>気象注意報・警報等及び気象情報の伝達</p> <p>1 気象注意報・警報について、県、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して情報を通報するとともに、直ちに、市民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。</p> <p>2 市民等への避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。</p>

県	<p>1 気象注意報・警報及び気象情報の伝達 気象注意報及び警報について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（地上系・衛星系）により市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。 なお、勤務時間外に配備を要する場合には、該当の課及び出先機関の担当者等に職員参集システムによる気象情報の伝達を適宜行う。</p> <p>2 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに関係市町、消防本部に対して伝達するとともに関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p>
長門警察署	<p>1 気象注意報・警報及び気象情報の伝達 警察署は、警察本部から気象情報の通報を受けたときは、交番及び駐在所に通知する。</p> <p>2 異常現象その他の情報の伝達 警察署長は、異常気象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに市関係課局及び気象庁に通報する。</p>
その他の防災関係機関	気象台、県、警察、市、海上保安部等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

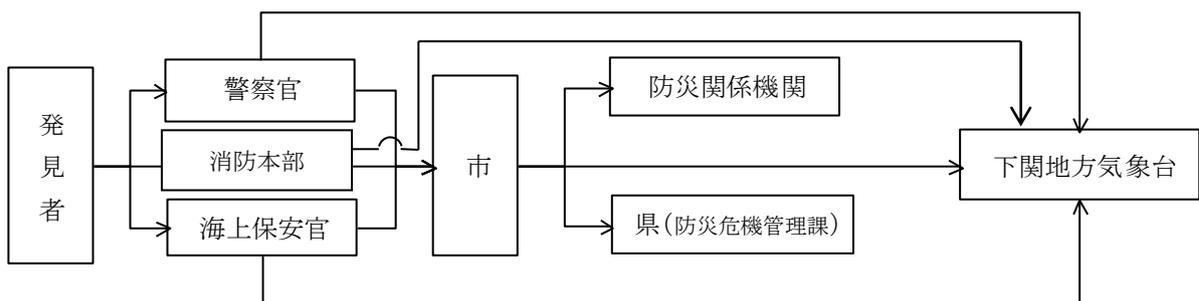
2 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象の種別等

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した場合、気象庁に通報する。

異常現象	通報する基準
竜巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの

(2) 通報系統



(3) 通報項目

- ア 現象名又は状況
- イ 発生場所
- ウ 発現日時分（発見日時分）
- エ その他参考となる事項

3 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

各関係機関が観測している気象データについては、必要に応じて関係機関に伝達するとともに、関係機関から照会があった場合はその提供に協力するものとする。

第4項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示等の発令等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条及び第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山口県土木建築部と気象庁が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

5 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県土木建築部と気象庁が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

(1) 対象となる事象

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と気象庁は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

[通常の基準に乘じる割合]

要素	状況	地震	
		震度5強の地域	強震度6弱以上の地域
土壌雨量指数		8割	7割

6 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

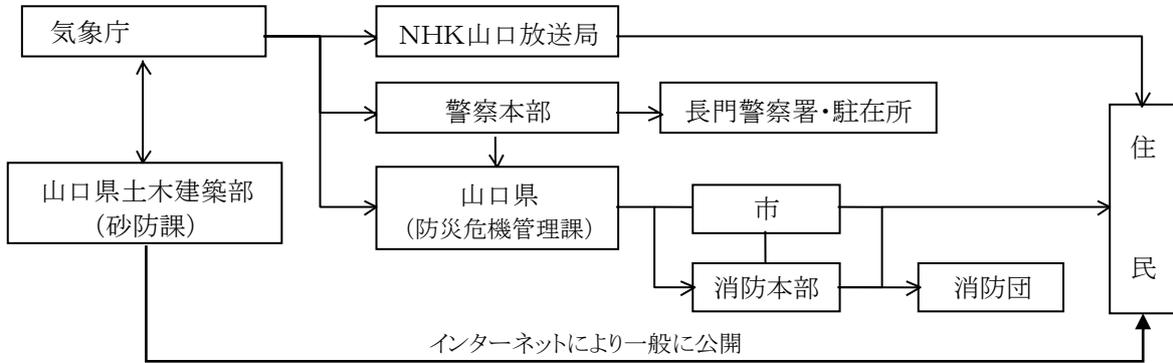
7 土砂災害警戒情報に係る市の対応

市長は、直ちに避難指示を発令することを基本とする。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努めるものとする。

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第5項 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第28条、第31条）

1 土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

2 緊急調査

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第28条の規定に基づき緊急調査を実施する。

なお、緊急調査の着手にあたっては、急迫性要件とその規模要件の2つの要件から判断する。

急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。

規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であること。

3 通知及び周知

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第31条の規定に基づき、市長に通知するとともに、一般住民に周知する。

4 通知及び周知対象区域

地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。

5 通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

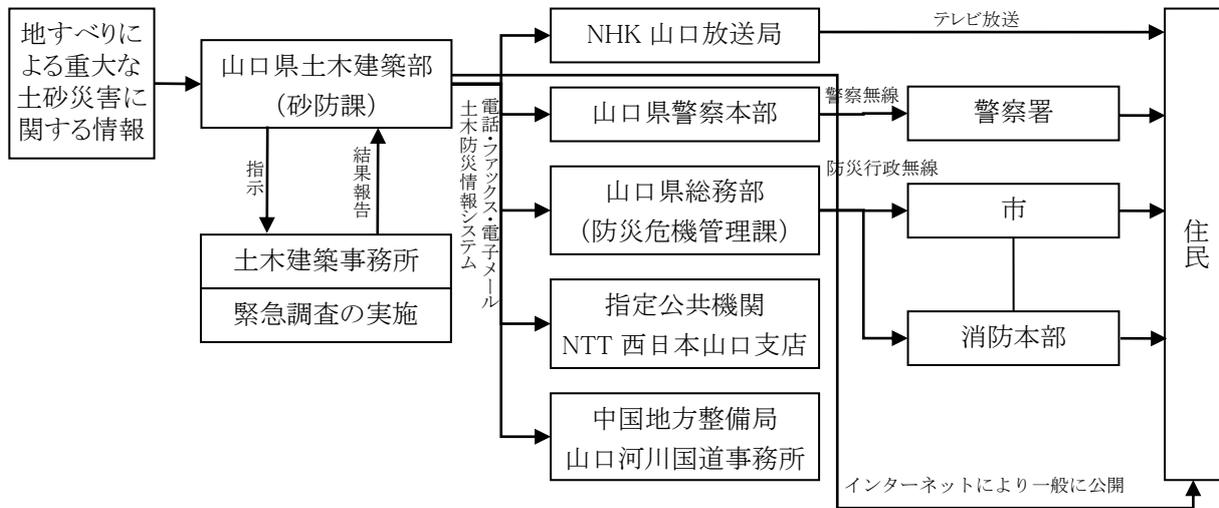
- ・緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報）
- ・継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認められた場合（継続情報）
- ・緊急調査によって、地すべりによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合（終了情報）

6 通知及び周知にあたっての留意点

土砂災害緊急情報は、市や一般住民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。

このため、通知及び周知にあたっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。

- 7 土砂災害緊急情報に係る市の対応
市長は、避難等の発令にあたり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。
- 8 土砂災害緊急情報の伝達
土砂災害緊急情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第2節 災害情報収集・伝達計画

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。このため、県、市を始めとする防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、国等関係機関に報告することが求められる。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

第1項 情報収集・伝達連絡系統

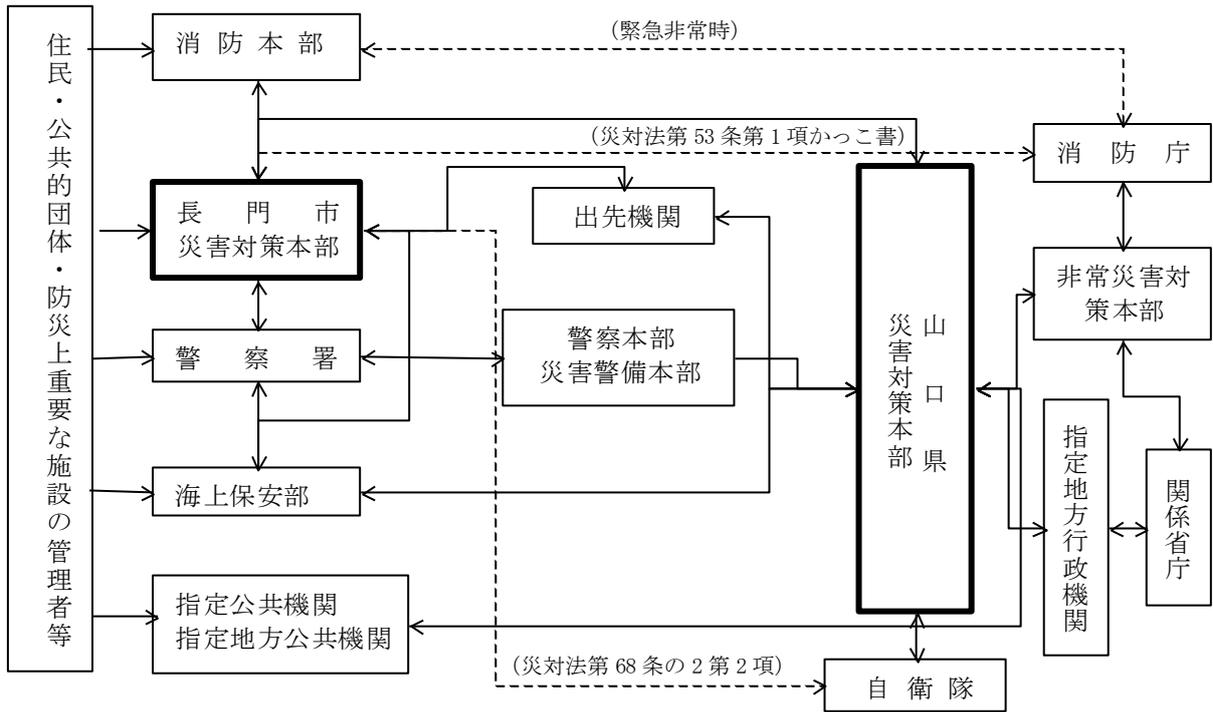
市、県及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、住民及び関係機関に速やかに伝達する。

また、状況に応じて住民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。

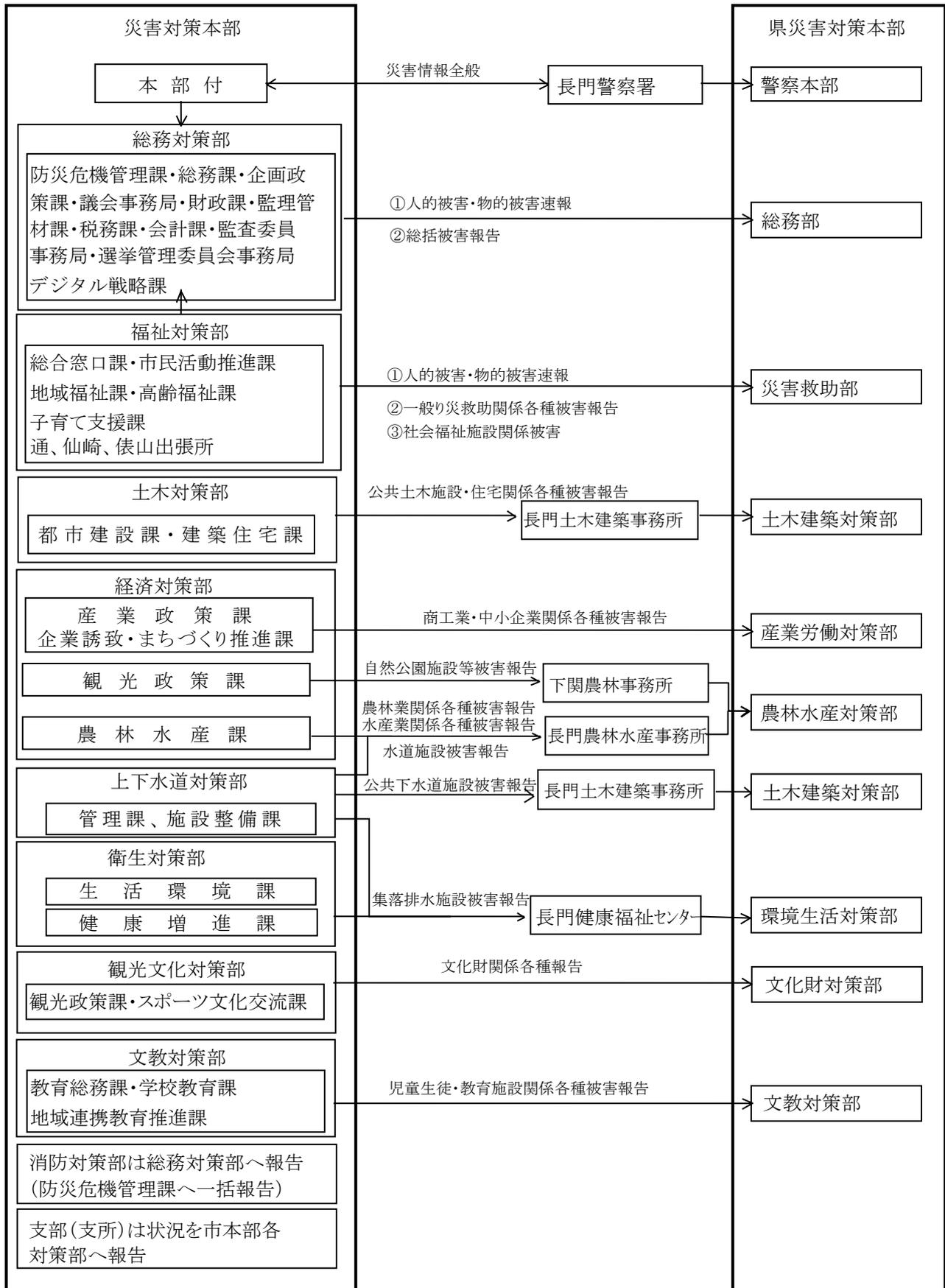
なお、情報伝達に際しては、要配慮者に配慮するとともに、住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

1 情報収集連絡系統

(1) 連絡系統図



(2) 市から県への災害情報の報告
市から県への被害報告は、次による。



2 防災関係機関等の措置

災害発生時には、各防災機関は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

区 分	内 容										
市	<p>1 情報収集体制</p> <p>(1) 職員の巡回等積極的な情報収集を行う。特に、災害危険箇所、危険ため池等災害発生の予想される箇所については、重点的な警戒を実施する。</p> <p>(2) 情報収集の実施については、住民等からの通報のほか、消防本部への出動指示（要請）、消防団・水防団の活動、警察署への協力要請・情報交換等関係機関との連携を図る。</p> <p>(3) 被害規模を早期に把握するため、消防本部に119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。</p> <p>2 情報伝達体制</p> <p>(1) 気象情報、災害発生の予想、避難に関する情報等は、住民その他関係機関に伝達して初めて効果が現れるものであり、その伝達については、防災行政無線をはじめ電話、広報車、連絡員等状況に応じた方法により伝達を行うとともに、必要に応じその伝達について関係機関の協力を要請する。</p> <p>(2) 市において収集した情報は、県、警察署その他の関係機関に対して報告・伝達を行う。特に人命に関わる場合、堤防の決壊等大規模な被害が予想される場合は、応援体制等の準備が必要となることから、早期（未確認段階でも良い。）の伝達を行う。 [資料編]3-2-12 …国土交通省中国地方整備局との災害時における情報交換に関する協定書</p> <p>(3) 上記の具体的方法は、次のとおりとする。</p> <div data-bbox="331 929 1422 1368" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A["山口県 (防災危機管理課)"] -- "防災行政無線" --> B["長門市 (防災危機管理課)"] A --> C["山口県警本部"] C --> D["長門警察署 交番・駐在所"] B -- "電話等" --> E["各支所 関係部課等"] B --> F["仙崎海上保安部"] B --> G["消防本部 (中央消防署) (西消防署)"] B --> H["市民"] F --> H G --> H D --> H E --> H </pre> <p>伝達手段: 電話等、ケーブルテレビ、告知端末機、防災行政無線、サイレン・広報車・FMアークア 87.8Mhz</p> </div> <p>3 被害報告</p> <p>被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する市への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 被害発生速報</p> <p>次の重要被害について、発生の都度、発生後直ちにその概要を文書又は電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。</p> <table border="1" data-bbox="336 1653 1417 2047"> <thead> <tr> <th>人的被害</th> <th>死者、行方不明者、重傷者、軽傷者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家屋被害</td> <td>住家 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、広範囲な床下浸水 非住家 全壊、半壊 被災者</td> </tr> <tr> <td>その他被害</td> <td>ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害</td> </tr> <tr> <td>避難措置</td> <td>市が立退きを指示した場合 警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>災対本部設置状況</td> <td>災害対策本部を設置又は廃止した場合</td> </tr> </tbody> </table>	人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者	家屋被害	住家 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、広範囲な床下浸水 非住家 全壊、半壊 被災者	その他被害	ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害	避難措置	市が立退きを指示した場合 警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合	災対本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合
人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者										
家屋被害	住家 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、広範囲な床下浸水 非住家 全壊、半壊 被災者										
その他被害	ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害										
避難措置	市が立退きを指示した場合 警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合										
災対本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合										

[資料編] 3-2-13① …被害程度の認定基準

(2) 中間報告

被害状況調査の進展に伴い、文書により順次報告する。

(3) 被害状況報告

災害に対する応急措置完了後20日以内に文書により最終報告する。

[資料編] 3-2-13② …被害状況等報告様式(市→県)

[資料編] 3-2-13③ …被害報告要領

4 直接即報

火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)の即報基準に該当する火災・災害等のうち、次のものを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

[資料編] 3-2-13④ …火災・災害等即報要領直接即報様式(市→県、消防庁)

[消防庁報告先]

回 線 別		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	選択番号-048-500-90-49013	選択番号-048-500-90-49102
	F A X	選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49036

(1) 交通機関の火災

- ア 航空機火災
- イ タンカー火災
- ウ 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- エ トンネル内車両火災
- オ 列車火災

(2) 危険物等に係る事故

- ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの
 - (ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの
- ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- エ 道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- オ 道路上等において発生したタンクローリーの火災

(3) ホテル、病院、百貨店において発生した火災

(4) 爆発、異臭等の事故であって社会的影響度が高いもの

(5) 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- ア 列車、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- イ バスの転落等による救急・救助事故
- ウ ハイジャックによる救急・救助事故
- エ 百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- オ その他社会的影響度が高いもの

5 その他の報告

被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。

119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。

[資料編] 3-2-13② …被害状況等報告様式(市→県)

その他の 防災関係 機関	<p>1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所管する施設に関する被害、災害に対してとった措置、又は、災害に対してとろうとする措置、その他必要事項について、速やかに県及び必要と認める関係機関等に通報伝達するものとする。</p> <p>2 被害報告等 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が関係機関へ報告又は報告を求める事項等については、「被害報告処理一覧」によるものとする。 [資料編] 3-2-14① …被害報告処理一覧</p>
--------------------	---

第3節 通信運用計画

大規模災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で県、市及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

第1項 通信の確保

市及び防災関係機関は、災害時の通信を次により確保するものとする。

1 通信連絡責任者及び通信担当者の選任

(1) 市及び防災関係機関は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信連絡責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておくものとする。

(2) 通信連絡責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努めるものとする。

2 通信の確保

市及び防災関係機関は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している専用無線通信の確保に努めるものとする。

3 通信手段の確保が困難な場合

大規模災害により通信の確保が困難になったときは、防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

(1) 電話・電報施設の優先利用

市及び防災関係機関は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

ア 一般電話及び電報

事 項	対 策
1 非常緊急用電話の承認	各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつ、輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社山口支店（以下「NTT山口支店」という。）に申請し、承認を受けておくものとする。 [資料編] 3-2-14② …災害時優先電話一覧
2 非常・緊急扱い電報	「天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合」の電報については、「非常扱い電報」として、全ての電報に優先して取扱われる。また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報（非常扱いの電報を除く。）に先立って取扱われる。 (1) 電報の申込み 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付電話番号115番に申し出る。その際発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。 (2) 電報の内容等 [資料編] 3-2-14③ …非常・緊急用電話、電報に係る内容及び実施機関

イ 専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話等があり、利用方法については下記による。

(ア) 一般的使用

有線電気通信法により防災関係機関は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図るものとする。

(イ) 災対法の規定に基づく使用

市長が、住民、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要が起きたとき、また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事、市町長が応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図るものとする。

なお、使用するに当たっての必要事項（使用者、通信内容、使用条件、事前協議等）については、資料編による。

[資料編] 3-2-15 …災対法に基づき利用する専用電話の利用に係る必要事項

(ウ) 使用手続き

市長は、他機関が設置する専用電話を優先的に利用又は使用する場合に備えて、あらかじめ、設置機関と協議して手続き等を定めておくものとする。

ウ 携帯電話の使用

市（防災危機管理課）は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

エ 衛星携帯電話の使用

各防災関係機関は、通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域において連絡手段を確保するため、衛星携帯電話の効果的な使用を行う。

(2) 防災関係機関の無線通信の利用

防災機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。

事 項	措 置 事 項
1 代替設備の配備	市は、災害に強い I P 無線機を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の伝達に努める。
2 非常通信の利用	<p>県、市及び防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。</p> <p>この場合の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。</p> <p>(1) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。</p> <p>(2) 非常通信協議会 非常通信（無線・有線）の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。</p> <p>非常通信協議会では、県・市町の防災行政無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自衛通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町と県を結ぶルート）」を策定している。</p> <p>これらの非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成して</p>

おくものとする。

- ア 中央非常通信協議会（会長：総務省総合通信基盤局長）
- イ 中国地方非常通信協議会（会長：中国総合通信局長）

(3) 非常通信利用に係る依頼文等

次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。

- ア 電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。
- イ 本文は、カタカナ又は普通の文章形式で、できる限り簡略化し、なるべく200字以内にまとめること。

(4) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等

- ア 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。
- イ 陸上移動無線局の派遣
有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。
- ウ 船舶無線局の利用
陸上無線局による非常通信の確保が困難な場合等には、入港中の漁船、商船等の船舶無線局に対して発信を依頼することができる。

(5) 非常無線・有線に共通する事項

- ア 非常通報の伝送に要する料金
 - (ア) NTT山口支店以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。
 - (イ) 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもNTT所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる
- イ 非常通信として取扱う通信の内容
非常通信（無線・有線）として取扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。
 - (ア) 人命の救助に関するもの
 - (イ) 天災の予警報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害に関するもの
 - (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
 - (エ) 電波法(昭和25年法律第131号)第74条実施の指令及びその他の指令
 - (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
 - (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
 - (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
 - (ク) 遭難者救護に関するもの
 - (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
 - (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
 - (サ) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
 - (シ) 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

3 災害対策用移動通信機器等の借用

- (1) 総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。
【総務省が所有する災害対策用機器】

種 類	貸 与 条 件 等
簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要

- (2) 県及び市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。

4 災害対策用 移動電源車 の借用	<p>(1) 総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、防災行政無線等を運用する地方公共団体に移動電源車を貸し出し、電源の応急確保を行うことにより、通信の確保を行う体制を整備している。</p> <p style="text-align: center;">【中国総合通信局に配備されている移動電源車】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">貸与条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中型移動電源車 1台 (発電容量 100kVA)</td> <td> 車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種類	貸与条件等	中型移動電源車 1台 (発電容量 100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。
種類	貸与条件等				
中型移動電源車 1台 (発電容量 100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。				

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模災害等が発生した場合、タクシー等の業務用無線は、被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。このため、市及び県は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておくものとする。

・タクシー用業務無線の活用

市（防災危機管理課）は、市内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援をうける業務等について十分検討協議しておくものとする。

第2項 通信施設の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時等の通信の確保を図るため従来から必要な通信施設設備の整備を行ってきたが、より充実した通信の確保が図られるよう今後とも整備促進を図っていく必要がある。

このため、災害情報の伝達、収集等に基本的な責任を有する県、市等における通信施設の整備について必要な事項を定める。

1 市

市においては、防災行政無線（同報系）のデジタル化の整備及びIP無線機の整備を図るなど通信確保に努めているが、今後とも整備の促進を図っていく。

2 県

県においては、災害時の通信を確保するため出先機関、市町、防災関係機関との間に防災行政無線（衛星系・地上系）の整備を進め、通信連絡手段の多重性の確保を図っている。

今後、大規模災害等発生時において迅速かつ的確な情報の収集、伝達に必要な画像伝達等の通信を確保するため、防災行政無線網の整備を計画的に図っていく。

- (1) 防災行政無線地上系の固定局及び移動局の回線容量の確保
 - (2) 防災行政無線地上系固定局の防災関係機関（放送機関、基幹病院等）への配備
 - (3) 防災行政無線衛星系の地球局を県総合庁舎等及び主要防災関係機関（自衛隊等）に配備
 - (4) 可搬型携帯用無線設備（「移動多重系無線局」及び「衛星系通信可搬型地球局」）の充実
- 防災行政無線地上系については、国の周波数変更方針に対応した施設設備の整備を図る。

3 消防無線

消防通信無線は、消防業務に応じて多くの無線システムが取り入れられており、それぞれ使用する周波数や通信方式が異なる。

消防機関に割り当てられる周波数は、統制波（他の都道府県における消防・救急活動の支援のため全国の市町で使用する周波数）、主運用波（他の市町における消防・救急活動の支援のため県内の市町で使用する周波数）、活動波（各市町（消防）における消防活動及び救急活動を実施するために使用する周波数）がある。

第4節 災害時の放送

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により防災関係機関、市民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

防災関係機関は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報を迅速に伝達するとともに、市民に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、県・市が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。

これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災住民等に伝達するには、放送機関の協力を必要とする。このため、これに必要な事項について定める。

第1項 放送局に対する放送の要請

災害時において、知事又は市長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、市民等へ必要な情報を提供する。

1 放送機関との協定

県及び市（防災危機管理課）は、災害時における放送要請が円滑に行えるよう、放送要請手続き等について、あらかじめ放送機関との間に協定を締結している。

(1) 県が協定を締結した放送機関

放 送 機 関	連絡責任者	連 絡 先
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 防災無線（地上系） 10-219-3 " FAX 19-219
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 防災無線（地上系） 10-220-3 " FAX 19-220
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 防災無線（地上系） 10-221-3 " FAX 19-221
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 防災無線（地上系） 10-223-2 " FAX 19-223
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 防災無線（地上系） 10-222-3 " FAX 19-222

(2) 市が協定を締結した放送機関

株式会社FMなご (FMアクア)	局長	0837-23-0878
---------------------	----	--------------

[資料編] 2-8-3③ …災害時等における緊急放送に関する協定

2 放送要請取扱要領

(1) 放送要請ができる災害等

地震、津波、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

(2) 放送手続

ア 放送要請の指示

市災対本部総務対策部長は、対策部長から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため、特に必要と認めた場合は、総務対策部員に対して、放送要請手続きをとるよう指示する。

イ 放送要請文の作成

放送を必要とする対策部は、総務対策部長と協議の上、要請文を作成する。

ウ 放送要請の決定

放送要請は、本部長（市長）が決定する。本部長不在の場合は、副本部長（副市長）が決定する。

エ 県が協定を締結した放送機関への要請

（ア）災対法第57条の規定に基づき、市が行う伝達、通知又は警告にかかる放送要請は、原則として、県を通して行うものとする。

ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができるものとする。この場合、市長は、事後速やかに県に報告するものとする。

（イ）放送要請は要請文を総務対策部に持参し、ファクシミリ又は電話により各放送機関への伝達を要請する。

[資料編] 3-2-19 …放送要請に係る様式

第2項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民に知らせるものである。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号の1に該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

（1）大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。

（2）気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合。

（3）災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合。

2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会（NHK山口放送局）

3 利用方法等

市長は、知事を通じて、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求めるものとする。

第3項 放送機関の活動体制

大規模災害等が発生した場合、初期の段階では、行政機関の情報伝達手段が十分でなく、被災住民に適時的確な情報提供が困難となる。

ラジオ・テレビ等の公共放送は、住民が必要とする災害情報を広範囲、一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災住民に与える影響は極めて大きい。

このため、各放送機関（NHK山口放送局・山口放送・テレビ山口・エフエム山口・山口朝日放送・FMながと、CATV）は、放送施設の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要事項を定め、大規模災害が発生した場合、円滑に対応できるよう備えている。

第5節 広報計画

災害時における市民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。

このため、市、県をはじめとする各防災機関が実施する災害時の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

第1項 広報活動

各防災機関が広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努めるものとする。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また、情報の輻輳、混乱を防止するため、各防災機関は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておくものとする。

1 広報の内容

広報内容は、おおむね、次の内容が考えられる。各防災機関は、適時適切な広報を実施するものとする。

(1) 事前情報

気象に関する情報、交通情報、その他必要事項

(2) 中間情報

避難に関する情報、災害発生情報、交通規制情報、その他必要事項

(3) 発災直後情報

交通規制情報、ライフライン情報、安否情報、避難所情報、食料・生活物資の情報、復旧状況、その他必要事項

2 広報実施機関

実施機関	担当部局	備 考
県	総合企画部	広報公聴班
市	総務対策部	シティセールス推進班（広報担当）
防災機関	広報主管部	

第2項 災害時の広報活動

各防災機関は、迅速・的確な情報収集に努め、それぞれが定める計画により、適時適切な広報活動を実施するものとする。

各機関が実施する災害時の広報については、応急対策の中でそれぞれ示されていることから、以下、市が実施する広報活動に必要な事項について定める。

1 広報活動の体制

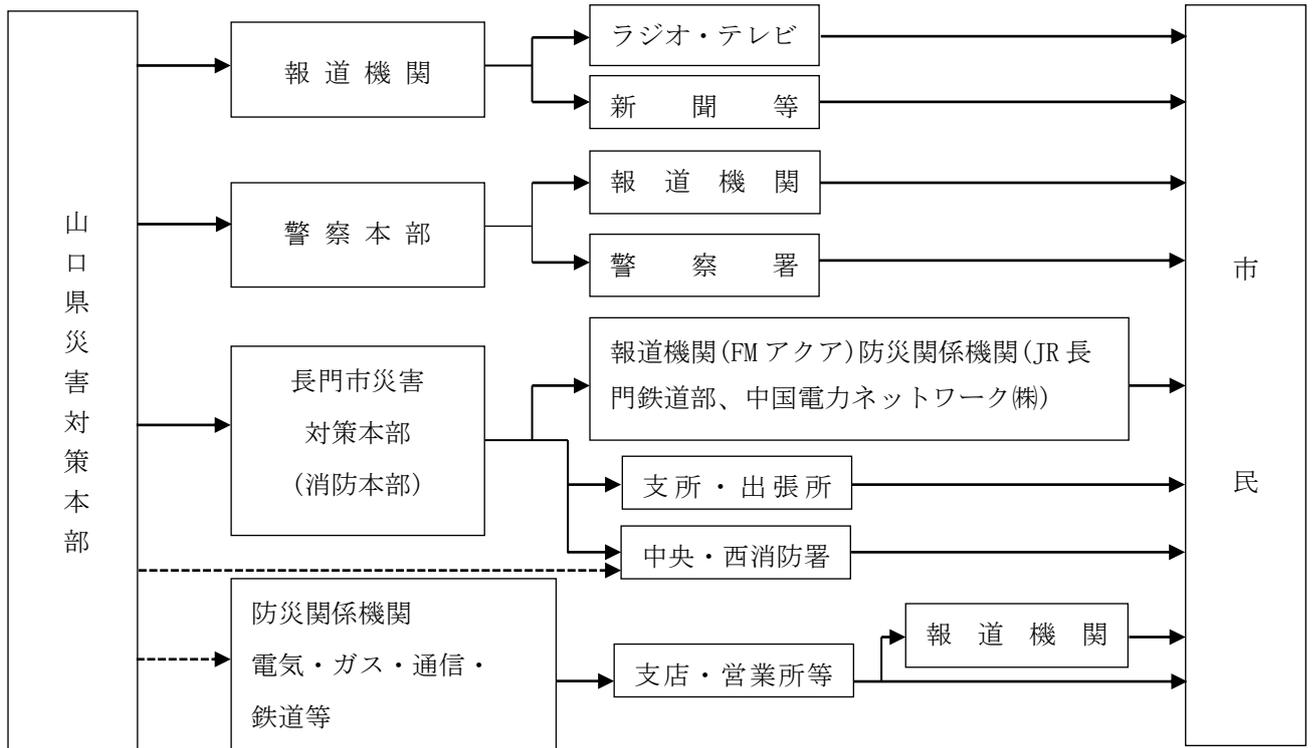
総務対策部は、単独で又は他部の応援を受けて、必要な災害広報を実施するものとする。また、被災者の陳情、相談等の広聴については、福祉対策部が実施する。

担 当 部 名	対 応 す る 事 項
総務対策部	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、県等の展示依頼に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。 (3) ケーブルテレビ、告知端末機、防災行政無線・ホームページ・防災メール・市公式LINE・FMラジオ・テレビ等の活用に関する事。 (4) 情報の収集整理に関する事。 (5) 報道機関への情報資料の発表に関する事。 (6) 記者会見に関する事。 (7) 報道機関への取材協力その他報道関係の諸連絡に関する事。
福祉対策部	(1) 被災地における災害関係の陳情、相談に関する事。 (2) 文書による災害関係の陳情、相談の受理、処理に関する事。

2 災害広報に関する連絡等

(1) 災害広報活動の流れ

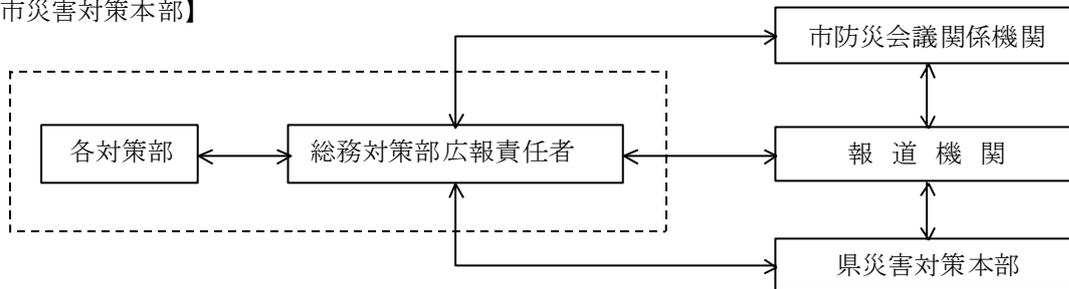
災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



(2) 災害広報に関する連絡

ア 連絡系統図

【市災害対策本部】



イ 連絡手段

電話、ファクシミリ、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

ウ 関係機関に対する連絡事項

機関の別	連絡の内容となる事項
市 (各対策部)	(1) 災害広報資料の収集及び提供についての依頼 (2) 住民に対する広報事項についての広報の依頼 (3) 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 (4) 災害全般の情報提供についての依頼
県 (各対策部)	(1) 各対策部の災害応急対策に関する情報資料の収集及び広報事項の取りまとめ被害状況の取りまとめについての依頼 (2) 被害状況の取りまとめ及び資料の提供 (本部室班=防災危機管理課)
報道機関	(1) 被害状況及び応急対策の状況の発表 (2) 住民への広報事項の周知についての協力依頼 (3) 情報提供についての依頼 (4) 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3 情報・資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

前記第2項2(2)ア「連絡系統図」により処理する。この場合市民、県、防災関係機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収 集 事 項	収 集 の 内 容	収集対象機関
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 住民の心構え及び対策	総務対策部
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生の経過	総務対策部 各対策部 対策関係機関
3 避難等の設置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過	福祉対策部 文教対策部 支所 総務対策部 警察署
4 消防団・水防団・警察・自衛隊・消防等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関又は出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具等 (5) 経過	総務対策部 警察署 自衛隊 消防対策部 消防団
5 応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実態経過及び効果	各対策部 対策実施関係機関 警察署 消防対策部
6 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時期 (4) 実施理由、経過、効果	総務対策部・各対策部 対策実施関係機関 警察署・消防対策部 報道機関
7 美談などの災害関連情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先	同上

(3) 災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報対象	広報事項	実施主体	広報手段	備考
住民に対する広報	(1) 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意事項 (2) 被害状況、応急対策の状況及び住民の一般的注意事項	気象台、県、市、防災関係機関	(1) ケーブルテレビの活用 (2) 告知端末機の活用 (3) 防災行政無線の活用 (4) 広報車巡回 (5) FMラジオの活用 (6) 自治会組織（自主防災組織）等を活用しての口伝え (7) ホームページの活用 (8) 報道機関へ依頼 (9) 回覧、チラシ等による周知 (10) 広報誌への掲載 (11) 防災メールの活用 (12) 市公式LINEの活用 (13) Lアラートの活用 (14) ソーシャルネットワークサービス（SNS）の活用	(1) 必要に応じ、民間広報車の借上げを行う。 (2) 自治会組織を活用する
市外への広報	(1) 災害全般の状況 (2) 応急対策活動支援要請	市	(1) 報道機関へ依頼 (2) 他市町への依頼	

(4) 報道機関に対する発表

ア 発表者

原則として、総務対策部が発表する。

イ 発表場所、時間

総務対策部長が関係者と協議して決める。

(5) 県及び公共機関等との連携

市（総務対策部）は、情報の公表、広報活動の際、必要に応じその内容について県、公共機関等と連携をとりあうものとする。

第3項 安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第3章 事前措置及び応急公用負担計画

第1節 事前措置計画

第1項 市長の事前措置の指示（災対法第59条第1項）

1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときで次のような場合が考えられる。

- (1) 予警報が発せられたとき（災対法第59条第1項）
- (2) 警告をしたとき（災対法第56条）
- (3) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき（水防法第12条）
- (4) 水防上危険であると認められる所があるとき（水防法第9条）
- (5) 台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第43条）

2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

注）災害の拡大を防止するために必要な限度においてのみ指示できるものである。

4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて市長が代執行できる。

（第2節応急公用負担関連）

第2項 警察署長、海上保安部長等の事前措置の指示（災対法第59条第2項）

警察署長、海上保安部長は、市長から要求があったときは、第1項の市長の指示を行うことができる。

注）指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 消防長、消防署長その他の消防吏員の事前措置命令（消防法第3条）

1 命令発動の条件

- (1) 屋外において火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 屋外において消防活動に支障となると認める場合

2 命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件若しくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者

3 命令の内容

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備部若しくは器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用、その他これらに類する行為の禁止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備
- (2) 残火、取灰又は火粉の始末
- (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- (4) 放置され又はみだりに存置された物件の整理又は除去

第4項 水防管理者、水防団長又は消防機関の長の事前措置の要求（水防法第9条）

1 事前措置要求の条件

随時（梅雨期、台風期、融雪期の前その他水害の予測されるとき。）区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。

2 要求の対象

- (1) 準用河川については市長
- (2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事
- (3) 1級河川については、国土交通大臣又は知事
- (4) 普通河川については条例の定めるところにより知事又は市長
- (5) 港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者
- (6) 漁港施設たる海岸堤防については漁港管理者
- (7) その他の海岸については県又は市が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸の改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

第5項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

第6項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、その時になって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して予告をおこなうものとする。

[資料編] 3-3-2 …災対法における事前措置に係る予告通知様式

第2節 応急公用負担計画

第1項 市長の権限（災対法第64条、65条）

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担（災対法第64条）

ア 土地建物その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用

ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

(2) 人的公用負担（災対法第65条）

住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

(1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要する（災対法第64条、同法施行令第24条～27条、行政代執行法第5条、6条）。

(2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条第1項、84条第1項の規定による。

第2項 警察官、海上保安官の権限（災対法第63条第2項、64条第7項、65条第2項）

市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、

市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 自衛官の権限（災対法第63条第3項、64条第8項、65条第3項）

市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第4項 消防吏員又は消防団員の権限（消防法第29条）

注）火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条）

1 権限行使の要件と権限の内容

（1）物的公用負担

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

（2）人的公用負担

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

2 損失補償及び損害補償

消防法第36条の3の規定による。

第5項 消防長又は消防署長の権限（消防法第29条、30条、36条）

注）火災のみならず地震及び毒性物質の拡散、その他の特殊な災害に準用する。（消防法第36条）

1 権限行使の要件と内容

（1）火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

（2）消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、（1）以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又は使用を制限することができる。

（3）火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 損失補償及び損害賠償

消防法第29条第3項、36条の3の規定による。

第6項 水防管理者、水防団長、消防機関の長の権限（水防法第24条、28条、45条）

1 物的公用負担（水防法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

（1）必要な土地の一時使用

（2）土石、竹木その他の資材の使用、収用

（3）車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用

（4）工作物その他の障害物の処分

2 人的公用負担（水防法第24条）

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償及び損害賠償

水防法第28条第2項、45条の規定による。

第7項 知事の権限（災害救助法第7条、8条、災対法第71条、81条）

1 災害救助法を適用した場合（災害救助法第7条、8条、災対法第71条、81条）

(1) 従事命令

ア 権限行使の要件

救助を行うため、特に必要があると認めるとき。

イ 命令の対象（災害救助法施行令第4条）

(ア) 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師

(イ) 土木建築工事関係者

土木技術者又は建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者

(ウ) 輸送関係者

地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、港湾運送事業者及びこれらの者の従業者

注) 内閣総理大臣より他の都道府県の救助の応援を命ぜられた場合は、医療又は土木建築関係者のみが対象となる。

ウ 命令の内容

救助に関する業務に従事させる。

エ 命令の手続き（災害救助法第7条第4項）

公用令書を交付して命じる。

オ 実費弁償

災害救助法7条5項の規定による。

カ 扶助金の支給

災害救助法第12条の規定による（協力命令についても同様）。

(2) 協力命令（災害救助法第8条）

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 物的公用負担（災害救助法第9条）

ア 権限行使の要件

救助を行うため特に必要があると認めるとき、又は内閣総理大臣の命令を実施するとき。

イ 権限の内容と対象（災害救助法施行令第6条）

(ア) 病院、診療所、旅館又は飲食店の施設の管理

(イ) 土地、家屋若しくは物資の使用

(ウ) 物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管又は物資を収用

ウ 公用負担の手続き

公用令書により命じる。（災害救助法第9条第2項）

エ 損失補償

災害救助法第9条第2項の規定による。

2 災対法に基づく知事の命令権（災対法第71条）

(1) 権限行使の要件

災害が発生した場合において次の事項について応急措置を実施するため特に必要があると認められるとき。

ア 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

イ 施設及び設備の復旧に関する事項

ウ 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項

エ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

オ 緊急輸送の確保に関する事項

カ その他災害の発生を防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 権限の対象と内容

災害救助法を適用した場合の例による。（従事命令、協力命令、物的公用負担）

(3) 命令の手続き

公用令書により命じる。(災対法第81条)

(4) 損失補償及び損害賠償

災対法第82条、84条の規定による。

(参考) 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

第4章 救助・救急、医療等活動計画

第1節 救助・救急計画

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は、迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し、必要な事項を定める。

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

機 関 名	活 動 内 容
市 (消防機関)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 (3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達をする。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 (7) 負傷者の搬送は、救命措置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
県 (防災危機管理課) (厚政課)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。 (2) 「現地活動連絡本部」における関係機関による連携活動は、「救助・救急機関連携マニュアル」を指針とする。 (3) 消防機関が実施する救助・救急活動が、迅速円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。 (4) 被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣又は応援要請を行う。 (5) 災害救助法が適用された場合、市が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。
警 察	<ul style="list-style-type: none"> (1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 県、消防機関、自衛隊、山口県赤十字血液センター等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。 (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。 (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。 (4) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする。

	(5) 海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、管区海上保安本部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。 (6) 関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自衛隊	県知事等から要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索に当たる。

2 災害救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

- ・ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- ・ 地滑り、崖崩れ等により生き埋めにあつたような場合

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

- ・ 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
- ・ 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2) 救出の実施期間

ア 災害発生の日から3日以内。

イ 災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

- ア 借上費又は購入費 船艇その他救出に必要な機械器具の直接搜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費
- イ 修繕費 救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費
- ウ 燃料費 機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、搜索、救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

3 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

4 資機材の調達

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

第2項 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行った後、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、県、市及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた県、市及びその他の機関は、医療班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 重傷者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用し、必要に応じて、山口大学、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

エ 県内での対応が困難な場合は、必要に応じて、県から国に対し、広域医療搬送の実施を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、消防本部は、広域災害・救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る市関係対策部（都市建設課）及び県関係対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保するとともに、情報連絡体制の確保を図る。

(4) 航空搬送拠点の指定

傷病者を航空輸送するための航空搬送拠点として、次のとおり指定する。

飛行場	管理者	所在地
山口宇部空港	山口県	宇部市沖宇部

(5) トリアージ・タグの整備

大規模災害や事故現場など、多数傷病者が発生した場合に、トリアージ・タグなどを活用し、傷病者の緊急度に応じて治療優先順位を決定し、適切な処置や搬送を行う。

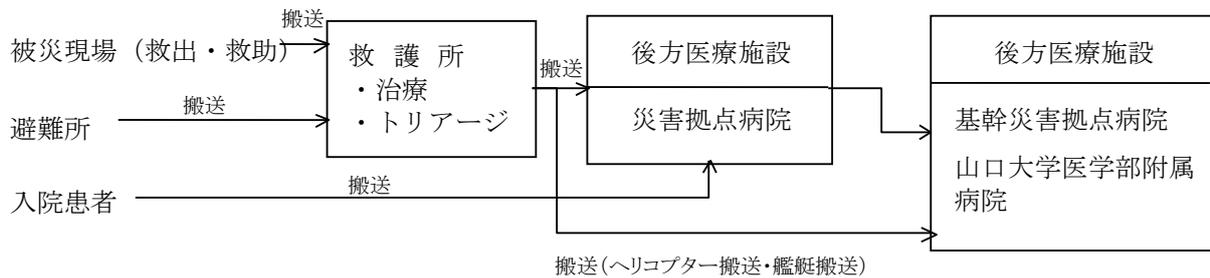
[資料編] 3-4-3 …標準トリアージ・タグ

第2節 医療等活動計画

大規模災害時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、市民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

第1項 災害時における医療救護の流れ



※広域医療搬送を行う場合は、臨時医療施設（SCU）で治療・トリアージを実施し、県外の後方医療施設へ搬送する。

第2項 医療救護体制

災害時における医療救護は、一次的には市が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から直轄医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）を編成し、市からの応援要請に基づき、又は自ら出動し医療救護活動を実施するとともに、医療実施関係機関（山口県赤十字血液センター、医師会等）に支援を要請する。

1 医療救護活動

(1) 医療班の編成

ア 市（衛生対策部 救護班）は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て、災害時の医療班を確保する。

[資料編] 3-4-4 …医療機関一覧表

イ 県は、医療救護を応援・補完する立場から、直轄医療救護班を編成するとともに、県医師会、独立行政法人国立病院機構、山口県赤十字血液センター、山口大学医学部に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）、JMATやまぐちを含む。）の編成を要請する。

ウ 医療班の編成基準

（ア）医療班の編成

医師	1～2名	
薬剤師	1名	必要に応じて編入
看護師	2～3名	うち1名は、師長
事務職員	1名	
診療車等の車両を有するとき運転手	1名	

（イ）医療救護班の編成

医師	1～2名	
薬剤師	1名	必要に応じて編入
看護師	3～5名	うち1名は、師長
事務職員	1名	
診療車等の車両を有するとき運転手	1名	

（ウ）医療救護所の班編成

災害の規模により配置する班数は変動するが、概ね1救護所1班を目途に編成する。

（2）活動内容

ア 市（衛生対策部救護班）は、長門市医師会の協力を得て、医療班を設置する。

イ 多数の医療班が必要と判断した場合は、健康福祉センター所長（保健環境部長）に応援要請を行う。この場合、次の事項を示して応援要請を行う。（要請は電話等でよいが、後日正式に文書をもって行う。）

- ・医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- ・必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
- ・応援必要班数
- ・現地への進入経路、交通状況
- ・その他参考となる事項

ウ 緊急を要する場合は、隣接の市に応援の要請を行い、事後健康福祉センター（環境保健所）にその状況を報告するものとする。この場合の要請内容は、上記イに掲げる事項とする。

（3）救護所の設置

ア 救護所の設置及び医療救護班の派遣先の調整は、救護班が担当し、設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として、次のとおりとする。

（ア）避難場所

（イ）避難所

（ウ）災害現場

イ 医療救護班の業務内容

医療救護班は、市があらかじめ定めた救護所又は被害の状況に応じ県が設置する救護所において、救護活動を実施する。救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、おおむね次のとおりとする。

（ア）傷病者に対する応急処置

（イ）後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）

（ウ）輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

（エ）助産救護

（オ）死亡の確認、遺体の検案・処理

(4) 避難所救護センターの設置

- ア 避難生活が長期にわたる場合、避難所救護センターを設置することとなるが、その設置・運営は、医療機関の稼働状況を勘案して行う。この場合、市、長門市医師会と協議して設置する。
- イ 避難所救護センターの医師については、初期においては内科系を中心とした編成に努め、その後、精神科医等を含めた編成に切替える。

2 後方医療体制

被災現地での応急治療が十分でない中等傷及び重傷者、また、特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救助活動を実施する。

(1) 災害拠点病院

県（医療班）は、2次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

(2) 基幹災害拠点病院

県（医療班）は、基幹災害拠点病院を定め、救護所又は災害医療病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行う。

3 個別疾病対策

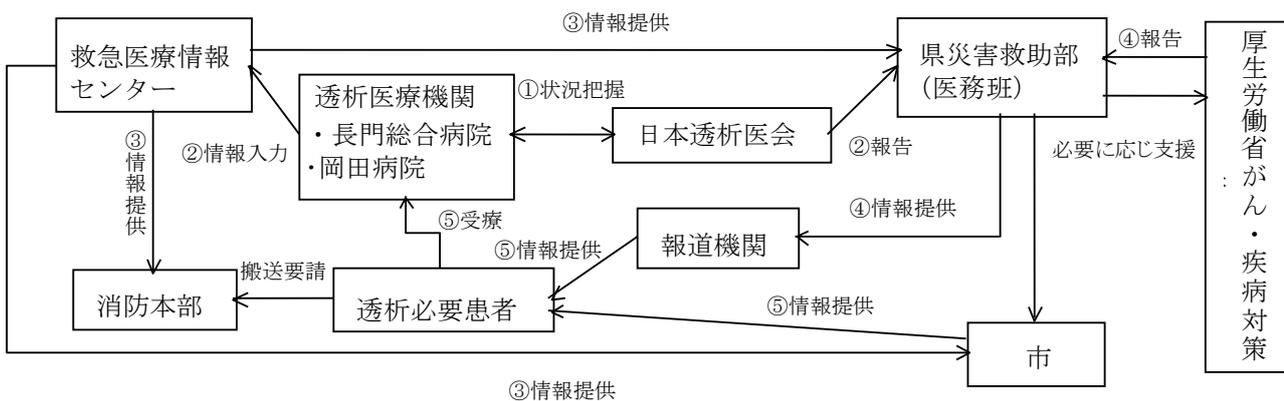
災害時においては医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生じるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

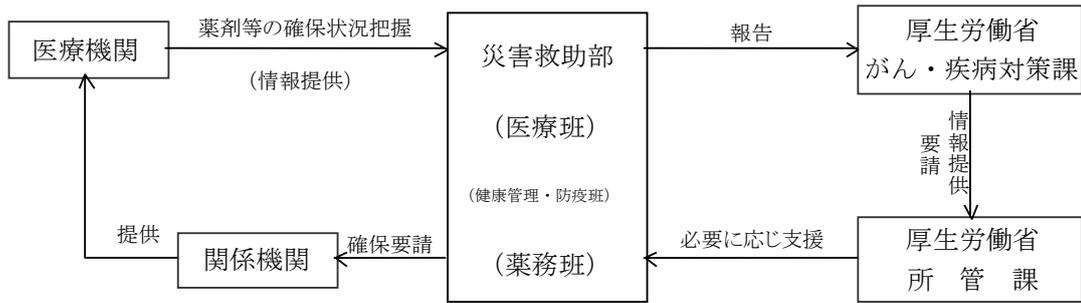
- ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。
- イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を市、消防本部、県に提供する。
- ウ これらの情報をもとに、市及び県（医務班）は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、診療の確保を図る。
- エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。
- オ 県（医務班）は、直ちに、関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。



(2) 難病

県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講ずる。

- ア 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。
- イ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例：ALS等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。



4 連絡調整

医療班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、衛生対策部長が指定する者が行う。

第3項 健康管理体制

災害時における健康管理は、一次的に市が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から直轄健康管理班を編成し、市からの応援要請に基づき出動、又は自ら出動し、健康管理活動を実施するとともに、関係機関に支援を要請する。

なお、被災市町から災対法第68条に基づく応援の要請があった場合、県は「山口県及び市町相互間の災害時応援協定書」の定めるところにより支援を行う。

1 健康管理活動

医療班との連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

(1) 健康管理班（救護班）の編成

1班当たりの構成は、保健師・栄養士を中心とし、状況に応じて医師・看護職員等を編入する。

(2) 健康管理班（救護班）の業務内容

ア 避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導

イ 要配慮者に対する保健指導

ウ メンタルヘルスケアの実施

エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言

オ 避難者（避難所外含む）に対する肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症の予防対策

カ 関係機関との連絡調整

(3) 活動内容

ア 市

(ア) 医療班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

(イ) 市だけでは十分対応できないと判断した場合は、健康福祉センター所長（保健環境部長）に応援要請を行う。

(ウ) 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後健康福祉センター所長（保健環境部長）にその状況を報告するものとする。

(エ) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

イ 県

県災害救助部は、市からの要請に基づき、健康管理班の派遣に係る調整を行うとともに、必要な支援を行う。

第4項 災害救助法に基づく医療・助産計画

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が、医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、市及び県は、これに必要な措置を講じる。

1 実施機関

(1) 市

災害時において平常時の医療及び助産が不可能又は困難になったときは、市長がその対策を実施する。

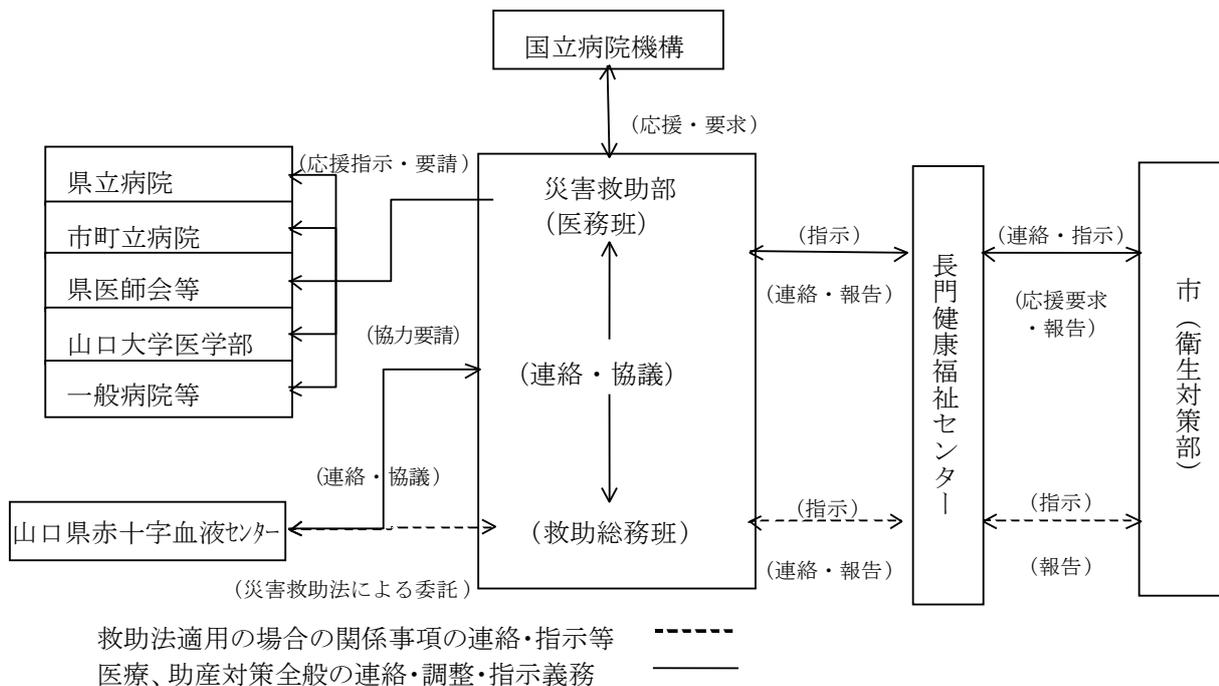
(2) 県

救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事その職権を市町長に委任したとき又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、市長が着手することができる。

(3) 山口県赤十字血液センター

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

2 体制の運用



3 医療救護・助産の対象

(1) 医療を受ける者

- ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者。
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。
- ウ 被災者のみに限定されない。

(2) 助産を受ける者

- ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べん(死産及び流産含む。)した者で、助産の途を失った者。
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうか問わない。

4 医療救護・助産対象の範囲

(1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

5 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療の実施方法

ア 原則として、医療班により実施する。

イ 重症患者等で、医療班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。

ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。

(ア) 災害の範囲が広範で、医療班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合。

(イ) 医療班の到着を待ついとまがないとき。

(2) 助産の実施方法

ア 医療の場合と同様に医療班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。

イ 医療班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができるものとする。

6 措置手続等

(1) 医療班による場合

医療班が直接対象者を受け、診療記録により処理する。

(2) 医療機関による場合

ア 市長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。

イ 市長は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。

7 費用の範囲

(1) 医療のために支出できる費用の基準

ア 医療班の費用

(ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費

(イ) 事務費、派遣旅費等(旅費、日当、超過勤務手当)の実費

日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第19条の定めによる補償費の中に含まれる。

(ウ) 医療班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費(別途輸送費として取り扱うものとする。)

イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用

医療保険制度の診療報酬の額以内

注) 救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。

ウ 施術者で措置した場合の費用

厚生労働大臣が定める協定料金の額以内

(2) 助産のため支出できる費用の基準

ア 医療班、産院その他の医療機関で措置した場合

使用した衛生材料及び処置費等の実費

イ 助産師により措置した場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

8 費用の請求

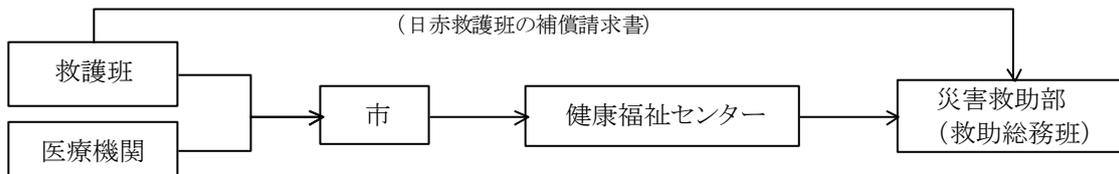
(1) 医療班の費用の請求

医療班又は医療、助産に要した経費請求書を知事(救助総務班)に提出する。

(2) 医療機関(助産を含む。)による場合の費用の請求

措置対象者が提出した医療券(生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの。)所要事項を記載して、知事(救助総務班)に提出する。

(3) 提出経路



(4) 日赤救護班又は医療班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

9 実施期間

(1) 医療の期間

ア 災害発生の日から14日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。

(2) 助産の期間

ア 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。

10 連絡協議等

(1) 災害救助部医務班は、医療班の派遣等の調整、決定に当たっては、救助総務班及び山口県赤十字血液センターと協議して、円滑な救護活動を実施する。

(2) 被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括、調整は、当該被災地を管轄する健康福祉センターが当たる。

(3) 市の区域については、県本部災害救助部が直接実施するか又は市の災害救助主管機関に補助執行させるものとする。

第5項 医薬品・医療資器材の補給

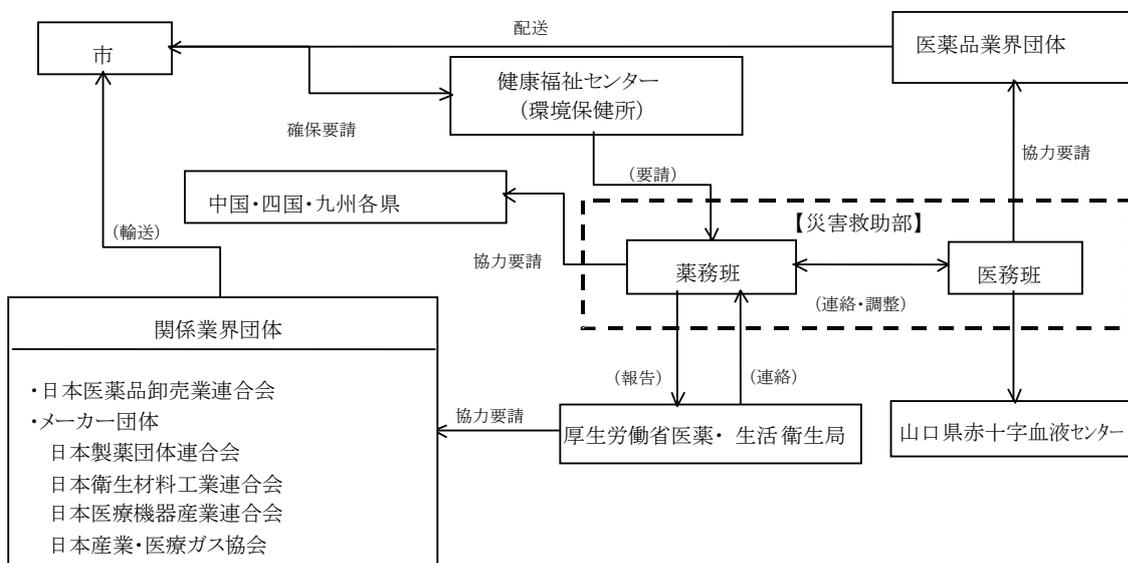
1 医薬品等の供給体制

県は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう医薬品等の供給体制の確保に努める。また、県内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合には、速やかに厚生労働省に対して報告し、中・四国、九州各県への協力要請及び医薬品業界、薬剤師会等と協力して医薬品の確保を図る。

(1) 医薬品等の使用及び補給経路

ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。

イ 補給体制



2 血液製剤等の確保

(1) 各機関の対応

ア 県

災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、山口県赤十字血液センターに供給を要請する。

イ 山口県赤十字血液センター

血液製剤の備蓄場所（県中央：山口県赤十字血液センター、県西部：西部供給出張所、県東部：東部供給出張所）の被災状況及び備蓄量を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

(ア) 被害のない地域に移動採血車を配備し、県民からの献血を受ける。

(イ) 血液製剤が不足する場合には、中四国ブロック血液センターに需給調整を依頼し、県外からの血液製剤の確保を図る。

(ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。

なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、県警本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。

3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

第3節 集団発生傷病者救急医療計画

第1項 実施方針

1 目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

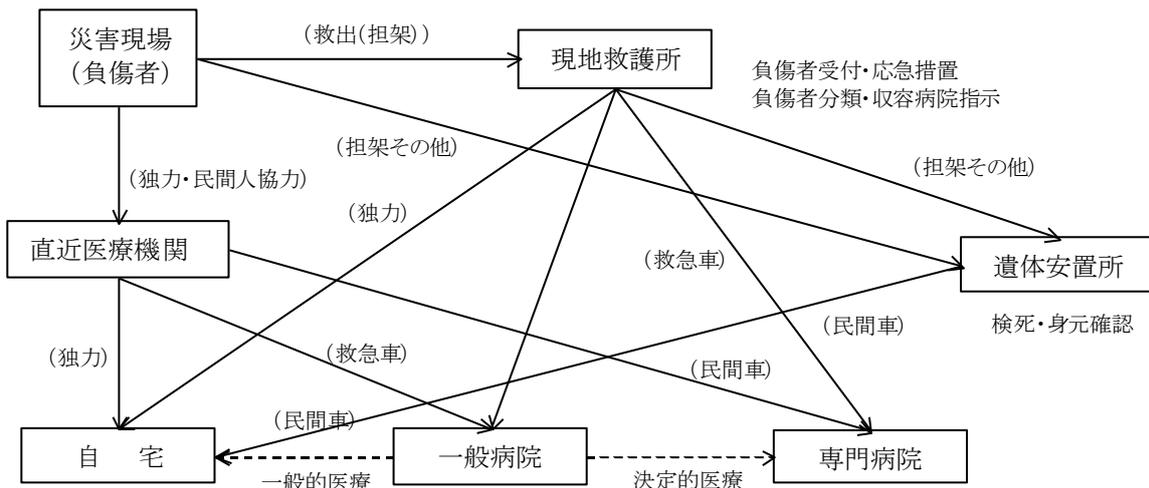
2 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、船舶等の転覆、墜落、沈没その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下、本節においては「災害」という。）を対象とする。

3 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 災害現場での救出
- (2) 現場付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体の処理
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急的措置
- (8) 救急医療活動の範囲図



この対策に定める事項以外の救急医療対策に必要な事項は関係法令および市の防災計画に定めるところによるものとする。

第2項 関係機関（者）の措置

1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者（企業体等）は、災害が発生したことを知ったときは、ただちに消防及び警察機関並びに状況に応じて、海上保安部に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

2 消防及び警察機関、海上保安部の措置

消防及び警察機関、海上保安部の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めるときは、直ちに市長及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか適切な措置を講じるものとする。

3 市の措置（災対法第62条等）

市長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに医師会その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて長門市医師会長又は、日本赤十字社山口県支部長その他の関係機関に医療班の出動を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めらるほか、必要な措置を講じるものとする。なお、市長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともにあらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (1) 災害発生時における通信連絡方法
- (2) 現場活動部隊、救護班の編成
- (3) 病院等医療機関の収容能力及び受け入れ体制の確認
- (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法
- (5) その他必要な事項

4 県の措置（災対法第70条等）

知事は、災害の状況等から当該市のみでは、適切な措置を実施することが困難と認めるとき又は市長から応援の要請があったとき、必要に応じて県立病院救護班（災害派遣医療チーム（DAMT）を含む。）の出動を命じ、自衛隊及び日本赤十字社山口県支部救護班の派遣を要請し、県医師会に出動を要請し、他の市町長に応援を指示し、その他の関係機関に応援を要求するほか連絡調整その他必要な措置を講じるものとする。

5 日本赤十字社山口県支部の措置（日本赤十字社法第27条2項、28条、33条）

日本赤十字社山口県支部長は、知事等から派遣の要請があったとき又は自らその必要を認めるときは、

救護班の派遣に必要な措置を講じるものとする。

6 医師会等の措置

県及び地区医師会等は、知事又は市町等からの出動の要請があった時又は自らその必要を認めるときは、直ちに管下の医師及び看護職員その他の医療関係者（以下「医師等」という。）に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じるものとする。

7 自衛隊の措置（自衛隊法第83条）

自衛隊の部隊又は機関の長は、知事又は海上保安部長から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めるときは救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。

8 その他の協力（災対法第65条、災害救助法第7条、8条、9条、消防法第29条第5項、警察官職務執行法第4条第1項、海上保安庁法第16条）

その他の関係機関、団体、企業、市民は知事、市長、消防職員、警察官、海上保安官の求めに応じて救急医療活動に協力するものとする。

第3項 医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により知事又は市長が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし緊急を要する場合には、電話、口頭等により、事後速やかに文書を送付するものとする。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の発生原因及び状況
- 3 出動を要する人員及び資機材
- 4 出動の時期及び場所
- 5 その他必要な事項

第4項 救急医療活動等

1 災害対策等の総合調整

地域防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努めるものとする。

注) 第3編第1章第4節関連

災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡をとり効果的な活動ができるよう努めるものとする。

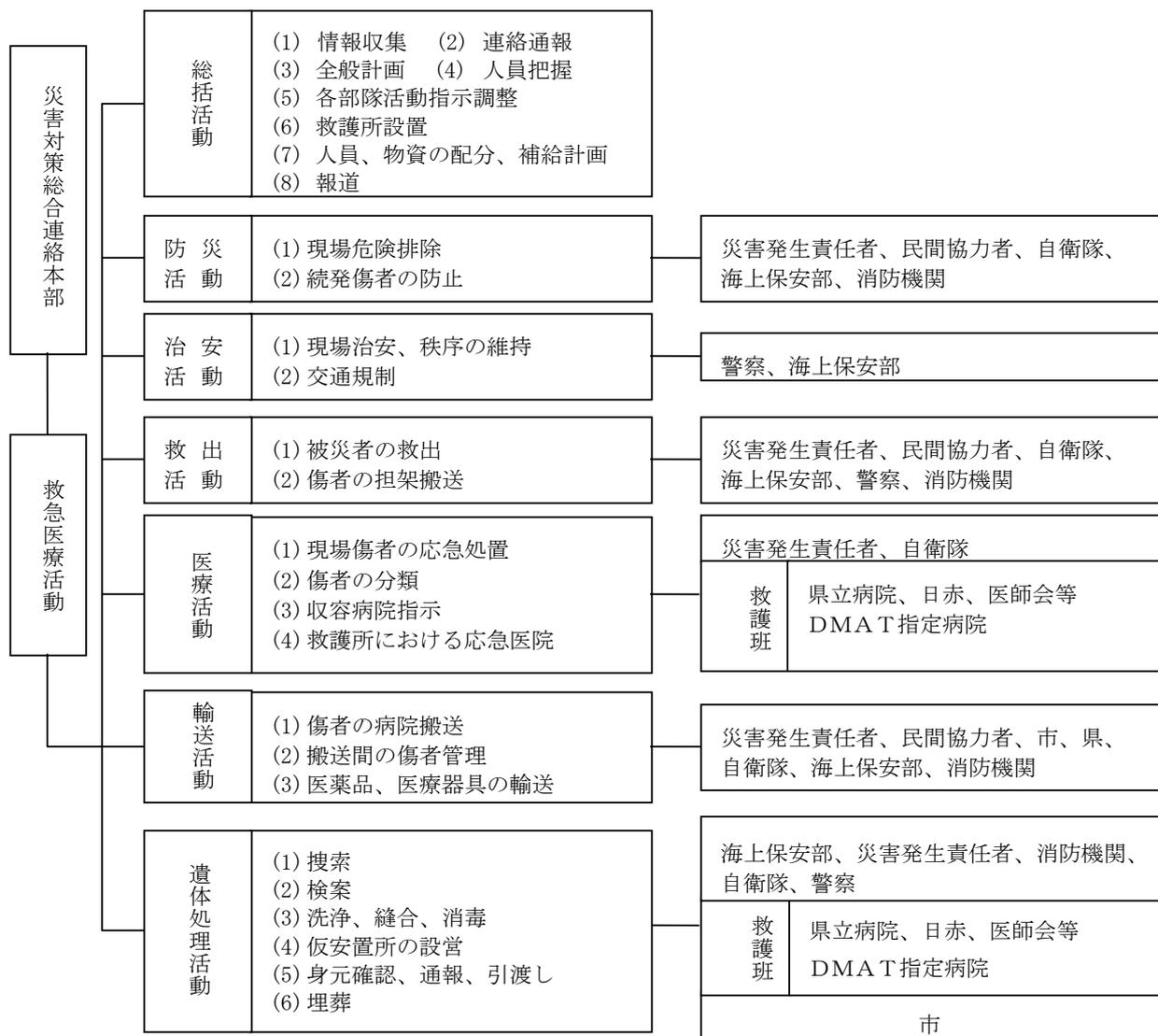
2 現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議のうえ、現地救護所を設置する。現地救護所においては、傷病者を秩序と統制のもとに受け付け、応急処置及び救命初療を行い症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

3 災害現地に出動した部隊の活動

災害現地に出動した各部隊の具体的な活動は次のとおりとする。

<災害現場における救急医療活動>



4 事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して又は単独で訓練を実施するものとする。

第5項 費用の負担

1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 市が対策を実施する責務を有する災害で (2) 及び (3) 以外の場合は市
- (2) 災害救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県 (県が支弁し国が負担)
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
- (4) 特別の事情がある場合は、関係機関 (者) が相互に協議のうえ定めるものとする。

2 実費弁償

市長又は知事の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第11条の規定に基づき知事が認めた額 (災害救助法施行細則第13条) とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償するものとする。

3 損害賠償

市長又は知事の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり又は廃疾となったときは、災害救助法施行令中扶助に係る規定の例により、補償するものとする。

市長又は知事の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償するものとする。

第6項 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、市長又は知事の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を市長又は知事に提出するものとする。

- 1 出動場所
- 2 出動者の種別、人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）
- 3 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- 4 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- 5 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- 6 救急医療活動の概要
- 7 その他必要な事項

第5章 避難計画

第1節 避難指示等

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	とるべき 措 置
市長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法 第60条 第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし、緊急を要すると認められるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法 第61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する事ができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれがある場合	同上	立退き又は緊急安全確保の指示 警告を発すること 必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市長に通知 (市長は知事に報告)
海上保安官	災対法 第61条 海上保安庁法18条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等 船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	立退き又は緊急安全確保措置の指示 船舶の進行、停止、指定場所への移動 乗組員、旅客等の下船、下船の禁止 その他、必要な措置	同上

自衛官	自衛隊法 第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同上	避難について必要な措置（警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る）	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 (その命を受けた 県職員)	地すべり 等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める 区域内の居住 者	立退くべきこ とを指示	その区域を 管轄する警 察署長に報 告
知事 (その命を受けた県 職員) 水防管理者	水防法 第29条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	同上 (水防管理者に よる場合のみ)

2 高齢者等避難

市長は、人的被害の発生に可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

3 避難指示の基準

避難指示等の発令基準は、あらかじめ市長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、市防災計画に定める。

一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。なお、避難情報に関するガイドライン（内閣府）も参考に発令基準を設定するものとする。

- (1) 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- (2) 水位周知河川・その他河川等の流域雨量指数（実況値、予測値）が洪水警報基準を大きく超過するとき
- (3) 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき。
- (4) 河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- (5) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- (6) 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害のおそれがあるとき。
- (7) 土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき。
- (8) 大規模な火事で、風下に拡大するおそれがあるとき。
- (9) 大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (10) 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき。
- (11) 雪崩による著しい危険が切迫していると認められるとき。
- (12) その他危険が切迫していると認められるとき。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

4 避難指示等の区分

避難指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。

なお、市は、指定地方行政機関または県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

また、発令のタイミングは、要配慮者に十分配慮するものとする。

種 別	事 前 避 難	緊 急 避 難	収 容 避 難
概 要	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に、避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合	事前避難の余裕がなく、現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合
予想される事態	(1) 気象警報が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき (2) 河川が氾濫注意水位(警戒水位)を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき (3) あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想されるとき(地すべり指定地域等) (4) その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合	避難の指示等を突発的に行うケースが多いので速やかな伝達手段、避難場所の周知、避難方法等平常時に確立しておく	(1) 収容に当たっては輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う (2) 居住地の問題、保健衛生等の面について特に考慮する。 (3) 応急住宅の建設等について総合的に配慮する

5 避難指示等の伝達

避難指示等の発令は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- (1) 避難指示等を発令した市長等は、速やかに、その内容をケーブルテレビ、告知端末機、防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。

- (2) 避難の伝達に当たっては、市単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、放送局等の協力支援を得るものとする。
- (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、関係機関等による各戸への直接伝達であることから、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。

6 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

なお、市は、土砂災害防止法第32条に基づき、国又は県に必要な助言を求めることができる。

第2項 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長若しくは委任を受けた吏員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災対法第63条)

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、市長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合、その旨市長に通知するものとする。

なお、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限(どのような立入り許可をするか)を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

第3項 避難誘導

避難指示等が発令された場合、市は、人命の安全を第一とし警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

- 1 避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- 2 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。この場合、要配慮者を優先して避難誘導する。
- 3 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- 4 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。
- 5 浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- 6 要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。
- 7 誘導中は、事故防止に努める。
- 8 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第2節 避難所の設置運営

避難所は、災害のため被害を受け又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は市長であり、救助法適用時においては、市長が、知事の委任を受けて行うことになる。避難所の開設は、他機関、協力団体等（消防団、婦人会、自主防災組織、ボランティア団体等）の協力を得て実施する。

第1項 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

(1) 避難所は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時において、先に選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、管内の学校、公共施設等において開設する。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者等の同意を得て避難場所として開設する。なお、開設にあたっては、建築物の安全を確認したうえで、開設すること。

利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等から、施設専用避難所の開設について依頼があった場合には、あらかじめ指定されている避難先施設の管理者に開設（受入）の要請をし、施設専用避難所を開設する。

(2) 避難所を開設した場合には、付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（健康福祉センター、警察署、消防署等）へ連絡する。

また、施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。

(3) 避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

2 避難所の管理・運営

(1) 避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとする。

(2) 管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を

行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるので、正確かつ迅速な対応を行う。また、市（福祉対策部・支所福祉衛生対策部）は避難者情報の早期把握に努める。

[資料編] 3-5-5 …避難者名簿

- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医療品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- (5) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- (6) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保等に配慮する。
特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。
- (7) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。
特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (8) 避難所において、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (9) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (10) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (11) 感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

(1) 住家被害を受け、居住の場を失った者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む。）の被害を受け、日常起居する居住の場を失った者。

(2) 現実に災害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等。

2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(1) 避難指示等が発せられた場合

(2) 避難指示等が発せられてはいないが、緊急に避難する必要がある場合。

注) 1 被害を受けるおそれがある者が避難所に収容されたときは、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。（災害救助法の基準）

2 収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一自治会、単位等にまとめることが望ましい。

第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は次のとおりとする。

1 期間

災害発生の日から7日以内。災害の状況により、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

2 費用

- (1) 賃金職員等雇用費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場、便所及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る実費

第4項 広域一時滞在

1 市において行う事項

- (1) 市長は、被災地区の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。
- (2) 広域一時滞在のための要請した市長は、職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送にあたっての引率者を定め、引率させる。
- (3) 県から被災者の受け入れを指示されたときは、直ちに、避難所を開設し、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、受け入れ体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市が行い、被災者を受け入れた市町は、避難所の運営に協力するものとする。
- (5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

2 県において行う事項

- (1) 被災市町等から被災者の移送の要請があった場合は、県（災害救助部 救助総務班）は、県及び市町相互間の応援協定に基づき他市町に、都道府県間の相互応援協定に基づき近隣県等へ照会するなどして被災者の移送先を決定する。また、被災市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで広域一時滞在のための協議を行うものとする。

なお、市町及び県が被災により当該協議を行うことができない場合には、国が代わって行うものとする。

- (2) 知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、被災者の受け入れ体制を整備させる。
- (3) 被災者の避難、収容状況等にかんがみ、県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常災害対策本部等を通じ、又は避難関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。この場合、県は非常災害対策本部が作成した広域的避難収容実施計画に基づき適切な活動を実施する。

3 移送方法

被災者の移送方法は、県が当該市町の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

第1節 活動内容

消防防災ヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- 1 災害応急活動
被災状況の情報収集、住民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送
- 2 救急活動
傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への転院搬送
- 3 救助活動
災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助
- 4 火災防御活動
林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、住民の避難誘導
- 5 広域航空消防防災応援活動
大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援
- 6 災害予防活動等
住民への災害予防等の広報等

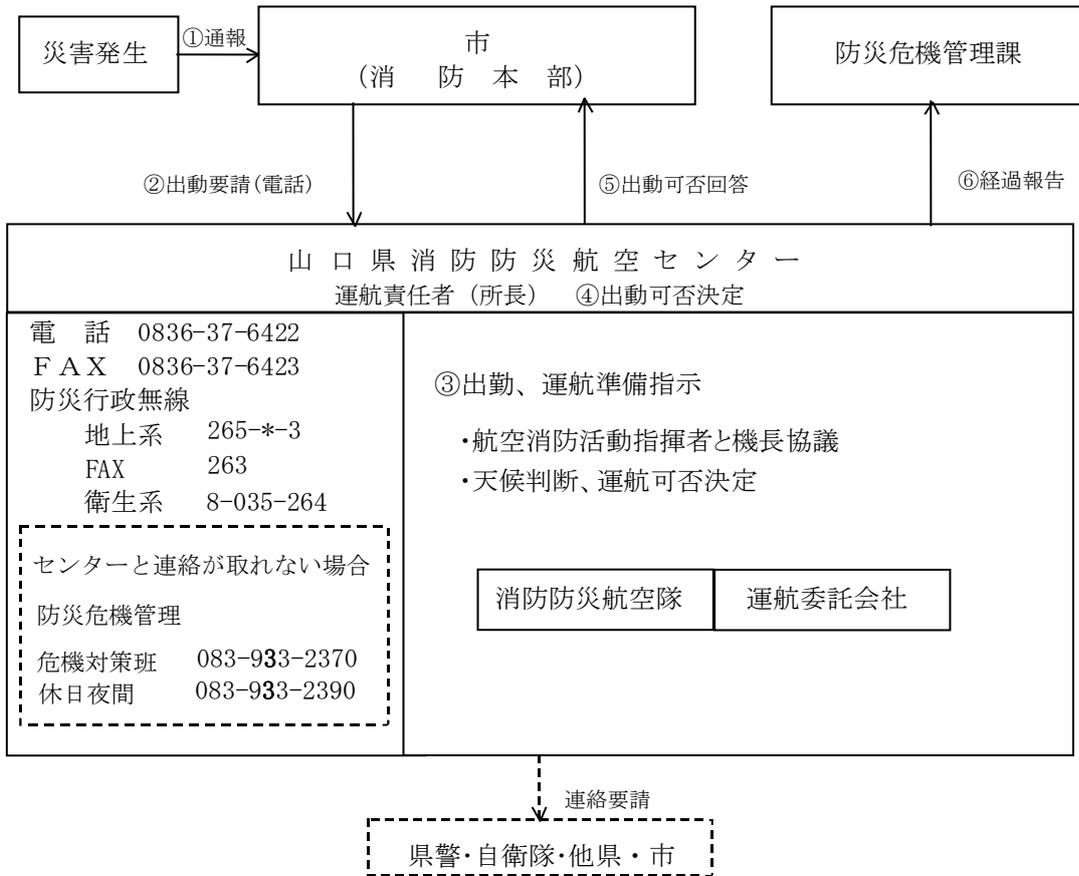
第2節 応援要請

市長は、県知事に対して、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

- 1 応援要請の原則
市長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。
 - (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
 - (2) 市の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合
 - (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

2 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。

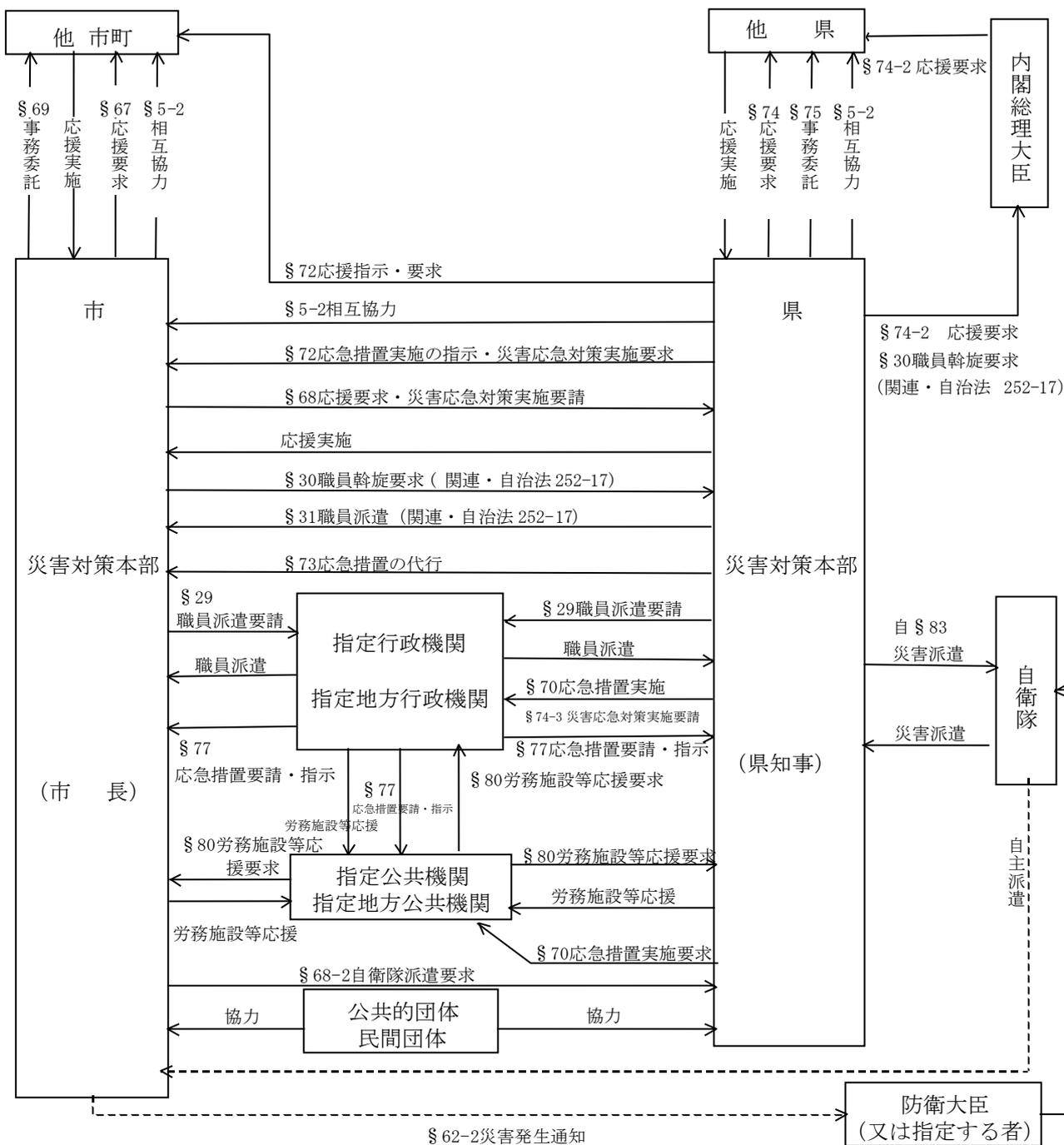


第7章 応援要請計画

第1節 相互応援協力計画

第1項 災害時の応急対策協力関係図

1 災害対策基本法による場合



2 消防組織法による場合

第23章「山口県広域消防応援・受援基本計画」参照

第2項 防災関係機関相互協力

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国（指定地方行政機関）、県、市町、及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

1 相互協力体制

(1) 市が行う措置

ア 他の市町への応援要請

市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町長に対し応援要請をするものとする。

この場合の円滑な対応を期するため、隣接市町等を対象に、相互応援協定等を締結するなど、充実に図っておくものとする。

イ 県への応援要請又は斡旋の要請

(ア) 市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

(イ) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣の斡旋を求めるものとする。

区 分	派 遣 の 相 手 方		
	他市町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法第252条の17	自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派遣斡旋 (斡旋要請先)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第1項 (知事)

(ウ) 派遣要請者は、市長等である。

(エ) 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

要請必要事項は、次のとおりである。

要請の内容	要請に必要な事項	
1 他の市町に対する応援要請 2 県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	(1) 災害の状況 (2) 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） (6) その他必要な事項	災対法第67条 災対法第68条
自衛隊災害派遣要請（要求）	本章第2節自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣の斡旋を求める場合	(1) 派遣の斡旋を求める理由 (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他参考となるべき事項	災対法第30条 自治法第252条の17
他県消防の応援の斡旋を求める場合	第23章 山口県広域消防応援・受援基本計画参照	消防組織法第44条
放送機関への災害時放送要請	第2章 災害情報の収集・伝達計画参照	災対法第57条

ウ 自主防災組織との協力体制の確立

市（防災危機管理課）は、区域内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について市防災計画の中に明確にしておくとともに、災害発生時に円滑な行動が取れるよう、日常から関係者等に周知を図っておくものとする。

自主防災組織の協力業務として考えられる主なものとして、「避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力」、「救助・救急活動を実施する各機関への協力」、「被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等への協力」、「被災地域内の社会秩序維持への協力」、「その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等を勘案して）への協力」、「要配慮者の保護」等がある。

エ 資料の整備

市（防災危機管理課）は、被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておくものとする。

(2) 県がとる相互協力措置

ア 知事は、市から応援の要求があった場合、被災市町以外の市町長に対し応急措置の実施について応援を指示し、災害応急対策（応急措置を除く。）の実施について応援を求めるとともに、県として必要な応援措置を講じる。

イ 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。

また、内閣総理大臣に対し職員の派遣斡旋を求める。

なお、この場合の要請に必要な事項は、市の場合と同様である。

ウ 派遣要請者は、知事、県の委員会又は委員である。

エ 知事は、被災市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、被災市が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、被災市長に代わって実施することになる。

特に急を要する 応急措置	1 災対法第60条第6項（避難の指示等） 2 災対法第63条第1項（警戒区域の設定） 3 災対法第64条第1項・第2項（応急公用負担等） 4 災対法第65条第1項（人的公用負担）
-----------------	--

オ 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求める。この場合の応援要請に必要な事項は、上記市町長が行う場合に必要な事項に準じる。

カ 知事は、救助法に基づく救助を実施する場合において必要とするときは、他の都道府県知事に対して、救助の応援を要請することができる。

また、主務大臣に対しても、他の都道府県知事からの応援の措置を要請することができる。

キ 県は、被災市町、他県等の応援要請に迅速に対応できるよう、平素から職員及び資機材の状況を把握しておく。

ク 大規模災害時に、迅速かつ円滑に被災市町の業務支援が行えるよう、職員の勤務地等を考慮し、あらかじめ派遣する地域を定めておくなど、職員派遣の仕組みを整備する。

ケ 県は、被災市町における災害対策本部の円滑な運営、被災建築物応急危険度判定等の早期実施など、初動対応を支援するため、市町の要請があった場合又は県が支援の必要があると判断した場合、県職員被災市町支援チームを派遣する。

コ 県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

サ 知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町を応援することを求めるよう、要求するものとする。

なお、国は県の要求を待たないと認められるときは、県からの要求を待たないで、他都道府県に対し、県又は被災市町を応援するよう要求する。

シ 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に応援を求める。

なお、指定行政機関及び指定地方行政機関は、県及び市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、市町が災対法第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町に代わって行う。

(3) 指定行政機関、指定地方行政機関

指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌する応急措置を実施するため必要があると認めるときは、関係機関に対し応急措置の実施を要請し、又は指示するものとする。

(4) 指定公共機関、指定地方公共機関

ア 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌する災害応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、関係機関に対し労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

イ この場合に、県に対し応援を求めようとするときは、次の事項について県本部本部室班を窓口にとりあえず口頭又は電話により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(ア) 災害の状況及び応援を求める理由

(イ) 応援を希望する機関名

(ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) 応援を必要とする場所

(カ) 応援を必要とする活動内容

(キ) その他必要な事項

2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておくものとする。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

イ 費用の負担の対象となるものは、おおむね次のとおりである。

(ア) 派遣職員の旅費相当額

(イ) 応急措置に要した資材の経費

(ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

(エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費

(オ) 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

1 地方公共団体の応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、被災市及び県のみでの対応では十分な対応ができないことが予測される。このため、市及び県は、他の市町、県との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を講じることとしている。

(1) 県の相互応援協定

県は、大規模な災害が発生し、県独自では十分な応急措置が実施できない場合に、他県に応援要請するための相互応援協定を締結している。

(2) 市の相互応援協定

ア 消防相互応援

県内各市町及び消防本部は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

[資料編] 2-8-3① …山口県内広域消防相互応援協定

イ 海上保安部との業務協定

海上災害発生時における応急対策活動に関して、市は海上保安部との間に協定を締結している。

[資料編] 2-8-3② …仙崎海上保安部と長門市消防本部との業務協定

ウ 他市との相互応援

近接する県内・県外の市と災害時における応援協定を締結している。

[資料編] 2-8-3④ …下関市と災害時の相互応援に関する協定

[資料編] 2-8-3⑤ …浜田市、益田市、長門市及び萩市の災害時の相互応援に関する協定書

2 防災関係機関との協定

災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう、市はFMながとと災害時における放送要請に関する協定を締結している。

[資料編] 2-8-3③ …災害時等における緊急放送に関する協定

3 民間団体との協定

災害応急対策を実施するうえで支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

[資料編] 3-7-5 …L P ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ

第4項 広域消防応援

第23章「山口県広域消防応援・受援基本計画」参照

第5項 派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取り扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条、第18条にその取り扱いが規定されている。

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に係る災害派遣手当については、「災害派遣手当に関する条例（昭和39年3月26日山口県条例第60号）」によるものとする。

第6項 応援者の受入措置

1 応援者の受入先

他の市町、他県からの応援者の受入れについては、応援を求めた市長又は知事（各対策部）において受入れに必要な措置を講じるものとする。

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

2 応援者の帰属

要請に応じて派遣された者は、応援を求めた市長又は知事（各対策部）の下に活動するものとする。

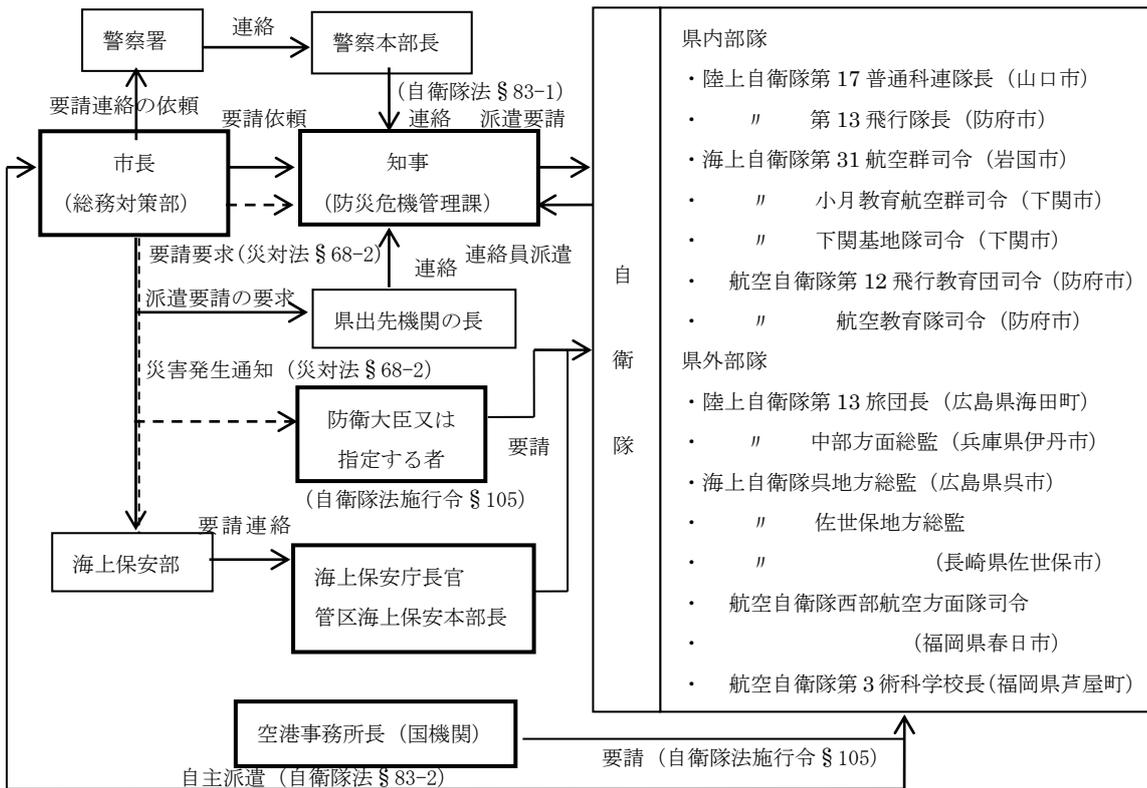
第2節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な災害が発生した場合、市、県等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

1 災害派遣要請（要求）系統図



2 災害派遣の範囲

(1) 派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

- ア 災害が発生し、知事が、人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合。
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が、予防のため要請をし、事情止むを得ないと認めた場合。
- ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。この場合の判断基準は、次のとおりである。
 - (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - (ウ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
 - (エ) その他の災害に際し、上記(ア)～(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助

遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を実施 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付及び譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについては、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

(3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解として概ね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

ア 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。

イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。

(ア) 救助活動が自衛隊でなければできないと認められる差し迫った必要性があること。（緊急性）

(イ) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。（公共性）

(ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。（非代替性）

ウ 救助活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第2項 災害派遣要請の手続

1 要請権者

(1) 要請権者

ア 知事（自衛隊法第83条第1項）・・・主として陸上災害の場合

イ 海上保安庁長官及、管区海上保安本部長（自衛隊法施行令第105条）・・・主として海上災害の場合

(2) 市長の措置

市長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第1項1に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に派遣要請の要求（要請依頼）をするものとする。

2 市長の派遣要請の要求

市長の県知事への派遣要請の要求は、災害派遣要請依頼書（様式）によるものとし、緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

なお、市長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市の災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知する。（災対法第68条の2）この場合の通知先については、県災害本部本部室班とする。

[資料編] 3-7-7 …自衛隊災害派遣要請依頼書

3 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適宜連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等にかかる情報収集に

努めるものとする。

第3項 災害派遣受入れ

1 要請権者の措置

県災害対策本部は、自衛隊が要請の趣旨に沿って救援活動が円滑に実施できるよう、災害現地における災害応急対策責任者（市長、県の出先機関等）相互間の業務の調整、その他必要な事項について所要の措置をとるものとする。

(1) 連絡所の設置

県庁内に、自衛隊連絡所を設置する。

(2) 宿泊所の斡旋

派遣部隊の宿舎を必要とする場合は、本部室班が、市長等災害応急対策責任者と協議してあつせんする。

(3) 使用資機材等のあつせん

派遣部隊が作業を実施するために必要な資機材等は、要請者が災害応急対策責任者と協議してあつせんする。

2 市長の措置

市長は、知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

(1) 部隊の受入準備

ア 市の吏員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業を開始できるよう準備しておく。

ウ 部隊が集結した後、直ちに指揮官とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置をとるものとする。

(2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

市長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室班に報告するものとする。

3 経費の負担区分

(1) 自衛隊が負担する経費

ア 部隊の輸送費

イ 隊員の給与

ウ 隊員の食料費

エ その他部隊に直接必要な経費

(2) 派遣を受けた側が負担する経費

(1) に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置

1 指定部隊の長は、できる限り早急に県知事等に自主派遣したことの連絡をするものとする。

この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行うものとする。

2 知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに市長に通知するものとする。

3 市長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に定める措置に準じた措置をとるものとする。

4 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動と

なることから、知事等は、前記第2項に定める措置をとるものとする。

第5項 災害派遣部隊の撤収

1 撤収要請の時期・手続き

- (1) 要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 市長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があったとき。
- (3) 知事は、市町長から撤収の依頼を受け又は自ら撤収の必要を認めた場合にあっても、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。
- (4) 撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書（様式）によるものとする。

[資料編] 3-7-9 …自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第8章 緊急輸送計画

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

市は、大規模災害時に物資の受入、被災地への輸送、被災者の避難先・拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸、海、空の交通手段を活用した緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

1 緊急輸送施設等の指定

(1) 道路

市（防災危機管理課）は、本庁、各支所、各出張所、県庁、広域輸送拠点及び災害拠点病院等を接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。

[資料編] 3-8-1① …緊急輸送道路路線

(2) 港湾（漁港）

海路による救援物資等の受入れ港として、また、それを補完する港として港湾（漁港）を指定する。

[資料編] 3-8-1② …緊急輸送港湾（漁港）

(3) 飛行場等

空路による救援物資等の受入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地として、また、臨時ヘリポートとして指定する。

[資料編] 3-8-1③ …災害時における臨時ヘリポートの予定地

第2項 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

第3項 広域輸送拠点等の整備

1 市の拠点整備

市（防災危機管理課）は、県内他地域及び他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管並びに市内各地区への積替・配分等の拠点としての輸送拠点を次のように定める。

[資料編] 3-8-1④ …輸送拠点一覧

2 輸送拠点の整備

輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じて備蓄倉庫等の整備を進める。

3 代替地の選定

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を選定確保する。

第4項 発災時における緊急輸送施設の確保

1 大規模災害時には、民間倉庫又は緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。

2 県災害対策本部内に、災害救助部を中心とした「緊急支援物資対策チーム」を設置し、支援物資に係る対応を一元的に処理する。

3 支援物資等の円滑な調達・供給を図るため、同チーム及び広域輸送拠点到民間物流専門家等の派遣を要請するとともに、広域輸送拠点施設の運営に必要な人員を配置するための職員等を確保する。

4 広域輸送拠点施設の運営等については、別に定める支援物資物流マニュアルによるものとする。

第2節 緊急道路啓開

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

第1項 緊急啓開道路の選定基準

被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合は代替路線を詮索する。

[資料編] 3-8-2 …山口県緊急輸送道路ネットワーク計画図

第2項 啓開道路の選定

1 啓開道路の選定

市は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所萩国道出張所、長門土木建築事務所等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

2 災害対策基本法に基づく車両の移動命令等

各道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

- (1) 当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。
- (2) 所有者等が（1）の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者等自らによる当該措置の実施。

この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

- (3) 上記の措置をとるため必要な限度において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。
- (4) (2) 又は (3) の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

3 国土交通省大臣、県知事からの指示

国土交通大臣（中国地方整備局）は、道路管理者である県又は市又は港湾管理者に対し、県知事は、道路管理者である市に対し、広域的な見地から、必要に応じて、上記2の措置をとることについて指示をすることができる。

第3項 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者等が行う。

なお、道路啓開に当たっては、各道路管理者等及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

- (1) 市（都市建設課・支所施設管理担当）は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め、県に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、消防、警察機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送の必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の離合ができる退避所を設ける。

- (5) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。
- (6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会、高速道路株式会社等の支援を要請する。

第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業協会、高速道路株式会社等を通じて、使用できる建設機械等必要な資機材の確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保

市、県及び防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

第1項 輸送手段の確保措置

- 1 輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する機関が行うこととするが、災害が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。
- 2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。このため、市及び関係機関は、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図るものとする。

(1) 車両による輸送

実施機関が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じるものとする。

- ア 公共的団体の車両
- イ 営業所有者の車両
- ウ その他の自家用車両

(2) 列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、当該対策の実施機関は、JR西日本及びJR貨物に要請して、列車輸送を行う。

(3) 船艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、当該対策の実施機関は、適宜次の措置を講じるものとする。

- ア 海上保安部所属船艇への支援要請
- イ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

(4) 上記手段が確保できない場合、自衛隊の派遣を県に対し要請する。

- ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請
- ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

(5) 他の輸送手段による輸送が困難な場合は、ドローンを活用した輸送を検討するものとする。

第2項 調達

1 市

- (1) 市（監理管財課）は、あらかじめ定める輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料の調達先、活用場所等を明確にし、必要人員及び物資等の輸送手段を確保するものとする。
- (2) 市が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次

の事項を明示して、他の市町又は県にあつせんを依頼するものとする。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び必要台数
- エ 集結場所及び日時
- オ 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- カ その他参考となる事項

2 海上保安部

- (1) 市又は県から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合は、速やかにその要請に応じる。
- (2) 飲料水、食料等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度及び災害対応策の実施状況を考慮して、その要請に応じるものとする。

3 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、関係業者等

災害発生時に市又は県から輸送力確保に係る協力要請があった場合は、これの確保に協力する。

(1) 日本貨物鉄道株式会社

災害時における県又は市からの物資輸送の協力要請は、本社営業部又は広島支店で対応し、輸送力の確保及び運賃減免等を行う。

(2) 日本通運株式会社

ア 災害の規模により、県内の日本通運保有車両による輸送力の確保を図るとともに、必要な措置を講じる。

イ 市、県及びその他の防災関係機関から輸送の協力要請があった場合は、この計画の体制による。

(ア) 組織

市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、下関統括支店に総括本部を、県内各支店（下関、徳山、防府、宇部）に防災本部を設ける。

(イ) 災害時における市、県、防災関係機関への協力体制

市からの要請は、「災害時における日本通運株式会社系統図」による第1・第2連絡先（最寄の支店、営業所等）又は各支店防災本部が受理する。

(ウ) 各支店防災本部の連携措置

- ・輸 送 の 要 請……関係支店防災本部において臨機の輸送措置を講じる。
- ・関 係 支 店 防 災 本 部……下関統括支店総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。
- ・下関統括支店総括本部……各支店防災本部・下関統括支店総括本部を中心として総合対策を樹立する。

(3) 防長交通株式会社

ア 災害時、市又は県から人員輸送の協力依頼を受ける場合は、「防長交通株式会社災害時連絡系統図」による本社運行管理部又は営業所で要請に応じる。

イ 協力依頼を受理したときの措置

(ア) 営業所長は、市又は県から協力依頼を受理したときは、予備車をもって輸送力を確保する。

(イ) 受理営業所において協力要請に対応できる車両が不足したときは、隣接営業所に応援を求めて確保する。

(ウ) 上記の措置を講じてもなお輸送力が確保できないとき又は大規模な災害で、数営業所を統合してその対策を必要とするときは、本社運行管理部が全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。

(4) サンデン交通株式会社

ア 災害時、市又は県から人員輸送の協力要請を受けたときは、「サンデン交通株式会社災害時連絡系統図」による本社自動車部又は営業所で要請に応じる。

イ 営業所においては、予備車をもって輸送力を確保する。

ウ 営業所の予備車で輸送力を確保できないとき又は大災害により多数の輸送車両を必要とするときは、本社自動車部において全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。

第4節 災害救助法による輸送基準

第1項 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

- 1 被災者を避難させるための輸送
市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送
- 2 医療及び助産のための輸送
 - (1) 重症患者で医療班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送
 - (2) 医療班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送
 - (3) 医療班の人員輸送
- 3 被災者の救出のための輸送
救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送
- 4 飲料水供給のための輸送
飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送
- 5 救済用物資の輸送
被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送
- 6 遺体の捜索のための輸送
 - (1) 遺体処理のための医療班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送
 - (2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送
- 7 輸送の特例
応急救助のため、輸送として上記1～6以外の措置を必要とするときは、知事は、内閣総理大臣に対して 特別基準の協議を行うものとする。

第2項 輸送の期間

- 1 救助法による各救助の実施期間中とする
- 2 種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第3項 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、市の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。
- 4 官公署及び公共的団体（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等）の所有する車両、船舶を借上る場合は、原則として 使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。（燃料費、運転手付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）

第5節 交通規制

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第1項 道路交通規制

1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限度に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次交通規制、第二次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域を指定して、規制を実施する。

ア 第一次交通規制

災害発生直後における交通混乱を最小限度に止めるため実施する。

(ア) 被災地域方向へ向かう車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通を抑制する。

(イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。

(ウ) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ 第二次交通規制

(ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。

(イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。

(ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内及び隣接県、近隣県に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両 以外の車両	災対法第76条第 1項
		県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法第4 条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1ヶ月を超えないものについて実施するとき	同上	道路交通法第5 条第1項
警察官	同上	災害発生時において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めるとき	同上	道路交通法第6 条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第 1項

2 交通情報の収集伝達

警察本部（交通管制センター）は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

(1) 交通情報の収集

管制施設（カメラ等）、航空機（ヘリコプター等）、車両（パトカー、二輪等）、警察官等により、次の事項を調査する。

ア 幹線道路の被害状況

イ 交通規制の実施状況

ウ 鉄道、駅等の被害状況

エ 交通の流れの状況

オ その他

(2) 交通情報の伝達

収集した交通情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

- ア 管制施設（交通情報板、路側通信等）
- イ ラジオ、テレビ等の放送施設（日本放送協会、民放各社等）
- ウ 日本道路交通情報センター
- エ その他

3 交通規制の実施要領

(1) 第一次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

ア 被災地域への流入交通の抑止

(ア) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。

(イ) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

イ 避難車両の流出誘導の実施

(ア) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。

(イ) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する

(2) 第二次交通規制

ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

(ア) 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。

(イ) 迂回措置の可能な地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。

(ウ) 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。

イ その他の交通規制の実施

(ア) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。

(イ) 被災地域内の生活道路の確保を図る。

(3) 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用

ア 交通規制に当たっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。

イ 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復を講じる。

ウ 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復措置を講ずる。

4 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材及び電力停止に対応した信号機装置の整備を計画的に行う。

5 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区 分	項 目	内 容	根 拠 条 文
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	法第76条の3第1項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	法第76条の3第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため、止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	法第76条の3第2項
自衛官 消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記の警察官の権限を行使することができる。	法第76条の3第3項、第4項
	命令、措置を行った場合の所轄警察署長への通知	<p>ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警本部交通部交通規制課を経由して行うものとする。</p> <p>イ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警本部交通部交通規制課を経由して行うものとする。</p> <p>(ア) 措置を行った場合は、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。</p> <p>(イ) 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積を添付の上、通知の際送付するものとする。</p>	法第76条の3第6項

(2) 車両運転者の義務

項 目	内 容	根 拠 条 文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	法第76条の2第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	法第76条の2第1項、第2項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	法第76条の2第4項

(3) 公安委員会の規制内容等の周知措置

ア 公安委員会は、災対法に基づく規制を行った場合（又は行う場合）、県内の居住者等に対して規制内容等の周知措置を行うものとする。

イ 県（交通安全対策班）は、通行者の安全確保を図るため、警察、道路管理者との調整及び県民への災害時交通安全について、周知措置を行うものとする。

6 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置をとることを要請することができる（第2節第2項2参照）。

第2項 海上交通規制

【管区海上保安部・海上保安部署（港長）・港湾管理者】

海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、情報の収集、航行規制等について必要な事項を定める。

1 情報の収集及び情報連絡

管区海上保安本部・海上保安部署は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施に必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行うものとし、特に地震災害等にあつては、次に掲げる事項に関し情報収集活動を行うものとする。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。

(1) 海上及び沿岸部における被害状況

- ア 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- イ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ウ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- エ 石油コンビナートの被害状況
- オ 流出油等の状況
- カ 水路、航路標識の異常の有無
- キ 港湾等における避難者の状況

(2) 陸上における被害状況

2 規制措置

(1) 在港船舶に対する措置

海上保安部長は、在港船舶の安全を確保するため、海上保安庁法等に基づき、在港する船舶に対して移動（避難）を命ずる。

(2) 入出港する船舶に対する措置

海上保安部長は、状況に応じて、被災地の港湾に入出港する船舶に対して、航行の制限、禁止、避難指示等所要の措置を講ずるとともに、船舶が輻輳する海域等において交通整理を行う。

第6節 臨時ヘリポート設定計画

地震等による大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、災害時のヘリコプター離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの確保

市は災害時の対応に備え、地域内に1箇所以上の臨時ヘリポート予定地を確保するものとする。

2 臨時ヘリポートの選定

(ア) 消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポートの予定地については、市長が県（防災危機管理課）と協議し、定める。

(イ) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポートの予定地については、市長が県経由（防災危機管理課）により、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し、現地調査の上、定める。

[資料編] 3-8-1③ …災害時における臨時ヘリポートの予定地

3 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、おおむね次の要件を満たすものとする。

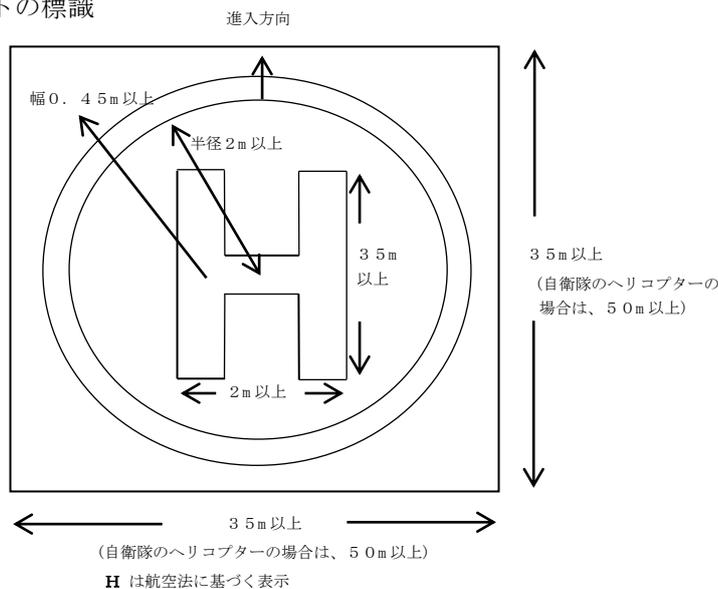
具体的事項	備 考
1 着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝生でも着陸可能であること。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又はかれ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等しておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高压線がないこと。	
4 ヘリコプターの進入及び離脱が容易に実施できる場所であること。	<p>進入離脱の最低条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約33m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約100m以内は高さ12m以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約150m以内は高さ20m以上の障害物がないこと。
5 悪天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救助を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識



(2) 表示方法

表示場所の区分	具体的事項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定通り標識図を表示する。 注）ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いため、吹き飛ばされやすいもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 注）原則として雪のつもっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（33m×33m）の雪を取り除き周囲を踏み固める。 （自衛隊のヘリコプターの場合は、50m×50m）
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別し易い色）の吹流しを掲揚する。 注）ポール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

市は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努めるものとする。

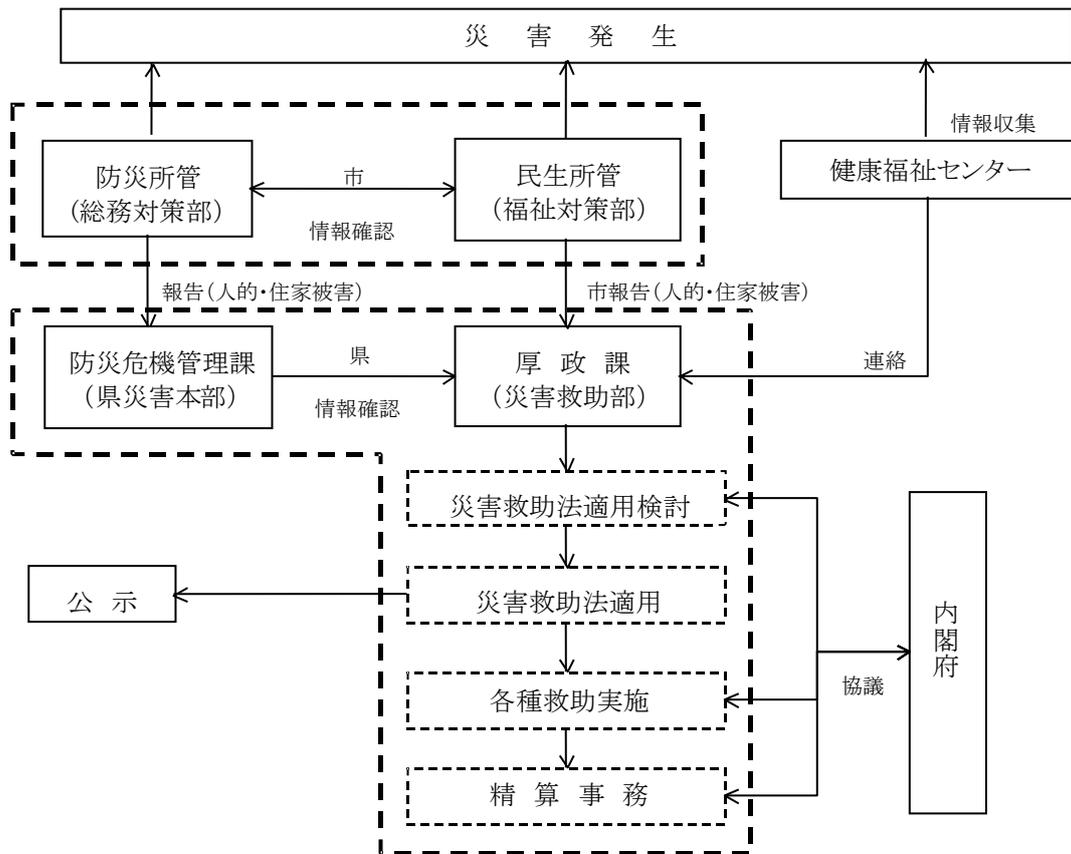
第9章 災害救助法の適用計画

第1節 災害救助法の適用

市内に災害救助法適用の災害が発生した場合、知事は、救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施するものとする。

第1項 災害救助法による救助の実施

1 災害救助法事務処理系統図



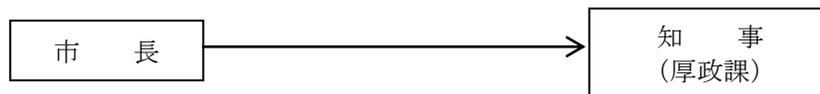
2 実施機関

- (1) 救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- (2) 市長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から市長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間が市長に通知される。
- (4) なお、市長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救 助 実 施 内 容	実施機関	備 考
1 避難所の設置	市	
2 応急仮設住宅の供与 ① 建設 ② 入居予定者の選考、敷地の選定	県 市	
3 炊き出しその他による食品の給与	市	
4 飲料水の供給	市	
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	市	
6 医療及び助産	市・県	
7 被災者の救出	市	
8 被災した住宅の応急修理	市	
9 生業に必要な資金の貸与	県	
10 学用品の給与	県・市	
11 埋葬	市	
12 遺体の捜索	市	
13 遺体の処理	市	
14 障害物（土石、竹木等）の除去	県・市	

(5) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告するものとする。



3 適用基準

市及び県は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判断を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項に示す手続きを行う。

(1) 市の人口に対し、次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失していること。	
ア 住家滅失世帯基準数	
市 人 口	住家が消滅した世帯の数
30,000人以上 50,000人未満	60
イ 市人口	
35,452人	平成27年10月1日現在国勢調査結果による。
(2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が1,500世帯以上であって、市の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の1/2以上に達したとき。	
(3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が7,000世帯以上であって、市の被害世帯数が多数であるとき。	
(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。	
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。	
備 考 適用基準の算定方法 (単位：世帯)	
適用基準 = (全壊・全焼・流失等) + {(半壊・半焼等) × 1/2} + {(床上浸水・土砂の埋積等) × 1/3}	

第2項 適用手続き

1 適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

(1) 報告	<p>ア 市長</p> <p>(ア) 市長は、市の区域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。</p> <p>(イ) 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。</p> <p>(ウ) 報告内容 被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害。</p> <p>(エ) 報告系統 「第1項1 災害救助法事務処理系統図」による。</p> <p>(オ) 報告主任の設置。</p>
	<p>イ 知事</p> <p>(ア) 災害報告主任の設置（厚政課）</p> <p>(イ) 内閣府に対する情報提供事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生日時及び場所 ・災害の原因及び被害の概況 ・被害状況調 ・既にとった措置及びとろうとする措置 ・救助法適用の有無 ・適用した場合は、市町別適用地域名 ・適用見込みの場合は、その旨及び市町名 ・救助費概算額及びそれに対する予算措置 ・その他必要な事項 <p>(ウ) 情報提供の区分及び時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生情報…災害発生直後 ・中間情報…応急救助の措置が完了するまでの間逐次 ・確定情報…被害状況が確定し、応急救助の措置が完了した後直ちに
(2) 適用の公告	<p>救助法を適用したときは、知事は速やかに次により公告する。</p> <p>(公告形式)</p> <p>○月○日発生のお○災害に関し○月○日から○市町の区域に災害救助法による救助を実施する。</p>

2 適用時における市長の措置

市長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができる。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告しなければならない。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

[資料編] 3-9-3 …災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準

第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	長門市地域防災計画	担当課局名
救助の総括	本章 災害救助法の適用計画	防災危機管理課
被害状況等の調査・報告	本章及び第2章 災害情報の収集・伝達計画	
避難所の設置	第5章 避難計画	地域福祉課
応急仮設住宅の供与	第12章 応急住宅計画	建築住宅課
被災住宅の応急修理		

炊き出しその他による食品の給与	第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	地域福祉課 農林水産課	
飲料水の給与		上下水道局	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		地域福祉課	
学用品の給与	第16章 応急教育計画	学校教育課	
医療及び助産	第4章 救助・救急、医療等活動計画	健康増進課	
被災者の救出		地域福祉課	
遺体の捜索	第11章 第2節 遺体の処理計画	生活環境課	
遺体の処理			
埋葬			
障害物の除去	第11章 第3節 第3項 障害物除去計画	生活環境課 都市建設課 建築住宅課	
業務協力	輸送協力	第8章 第3節 輸送車両等の確保	財政課
	労務協力	本章 第2節 技能者、労務者等の雇い上げ計画	総務課

第5項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

1 従事命令及び協力命令

(1) 従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（救助法第7条）

(2) 協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。（救助法第8条）

2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(1) 管理、使用、保管命令及び収用

ア 知事は、次に掲げる場合において施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、特定業者に保管命令を発し又は救助に必要な物資を収用することができる。（救助法第9条第1項）

(ア) 救助を行うため特に必要があると認めるとき。

(イ) 救助法第14条の規定による内閣総理大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ 管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限。

ウ 使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋物資を物的に利用する権限。

エ 保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限。

オ 収用

災害の場合、必要物資を多量に買いだめ、売惜しみしているような場合、その物資を収用する権限。

カ 公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地若しくは物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行うものとする。

(2) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。(救助法第9条第2項)

第6項 市長の事務

1 救助事務の処理上必要な帳簿の整理、記録、保存

(1) 市長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存するものとする。

(2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚生課作成の「災害救助マニュアル」による。

2 被災者台帳の作成

市長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成するものとする。

3 り災証明書の発行

市長は、救助の実施のため必要があるとき又は被災者からの要求があったときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、「り災証明書」を発行するものとする。

(1) り災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとする。

(2) 災害の混乱時においては、「仮り災証明書」を発行し、後日「り災証明書」と取り替えることができるものとする。

第2節 賃金職員等の雇い上げ計画

大規模災害時には、他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができることになっており、これに関して市がとるべき措置について定める。

第1項 実施機関

賃金職員等の確保に必要な措置は、市及び県の各応急対策実施部局が、担当部局（救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施するものとする。

第2項 雇い上げ

1 方法

(1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。

(2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。

2 給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。

3 救助法による賃金職員等の雇い上げ

(1) 賃金職員等雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、市長は、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員等を雇い上げる。

対象種別	内 容
被災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、市長が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	(ア) 救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 (イ) 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 (ウ) 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
被災者の救出	(ア) 被災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 (イ) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し、又は後始末をするための賃金職員等
飲料水の供給	(ア) 飲料水そのものを供給するための賃金職員等 (イ) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 (ウ) 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資(義援物資を含む。)の整理、輸送及び配分	(ア) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員等 (イ) 救済用物資の被災者への配分にかかる賃金職員等
遺体の搜索	(ア) 遺体の搜索行為自体に必要な賃金職員等 (イ) 遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺体の処理(埋葬は除く)	(ア) 遺体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員等 (イ) 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特 例 (特別基準)	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。 (ア) 埋葬のための賃金職員等 (イ) 炊き出しのための賃金職員等 (ウ) 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

(2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難いときは、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。

(3) 賃金の限度は、市内地域における通常の実費とする。

第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

第1節 食料供給計画

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、市が実施機関として、県に要請し、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。

なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

1 主食の供給

(1) 応急用米穀の供給

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省農産局長が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

ア 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを市に引渡し、市長が供給の実施に当たるものとする。

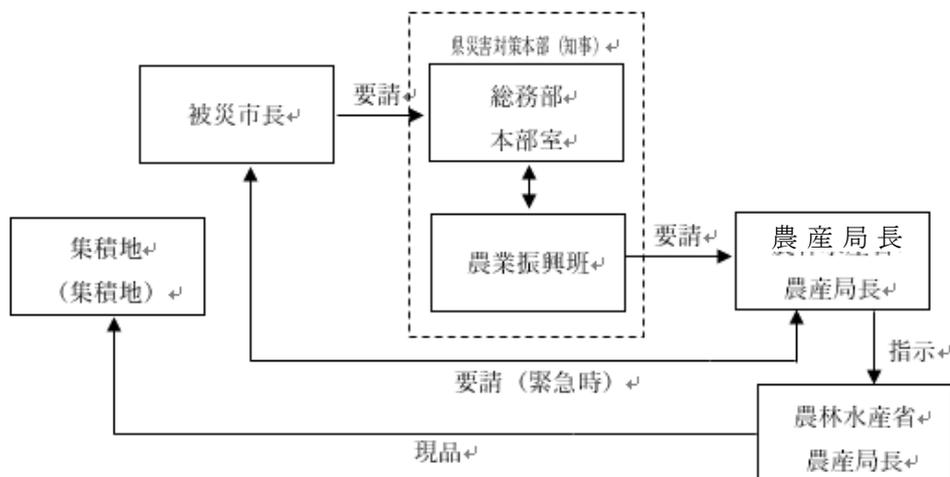
(ア) 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合において、市は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。

(イ) 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省農産局長に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。

(ウ) 農林水産省農産局長は、契約の締結を受けて受託事業者に対し、知事又は知事の指示する者（原則として市長とする。）に必要な災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(エ) 知事又は知事の指示する者は、指示された受託事業者より災害救助用米穀の引き渡しを受け、直接又は市を通じ、その供給を行う。

(オ) 市は、交通・通信の途絶のため、上記の手続をとることができない場合であって、緊急の引渡を必要とするときは、農林水産省農産局長に直接その引渡を要請することができる。



2 副食等の供給

市が副食等の供給の要請を県に行った場合、又は、県が必要と認めるときは、県は次の食料について、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、市への供給措置を講じる。

- ・パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品、食物アレルギー対応食品等

3 食料の輸送

(1) 輸送方法

調達した食料については、実施機関である市が、直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市が指定する集積地までの輸送を行う。この場合、食料等の輸送に県有車両等の配車が必要となったときは、物品管理班に配車要求を行うものとする。

(2) 自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

第2項 炊き出し、その他の食品の給与

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができない、また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず被災者は日常の食事にも困窮する。

このため、被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

1 実施機関

(1) 救助法による炊き出し等の食品の給与は、市長が実施する。(救助法が適用された都度知事から委任)

(2) 知事は、市長から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、日赤奉仕団に応援要請を行う。

2 食品の給与措置

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者。

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者。

なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で当該災害に遭遇した者については、市において炊き出し等の対象とすることができる。

(2) 給与の方法

ア 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。

イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。(現金 原材料等の給与は認めない。)

ウ 食品の給与は、産業給食(弁当等)によっても良い。

エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

(3) 給与のための費用

救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。

(4) 給与の期間

災害発生の日から7日以内

ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第3項 近隣県との相互応援

本県のみで対応が困難な大規模災害等の場合、県は、隣接各県との間で締結した相互応援協定等により、応急用食料の確保を図る。

第4項 国に対する支援要請

県内市町、近隣県からの支援を受けてもなお物資が不足する場合は、国に対して不足物資の供給を要請するものとする。

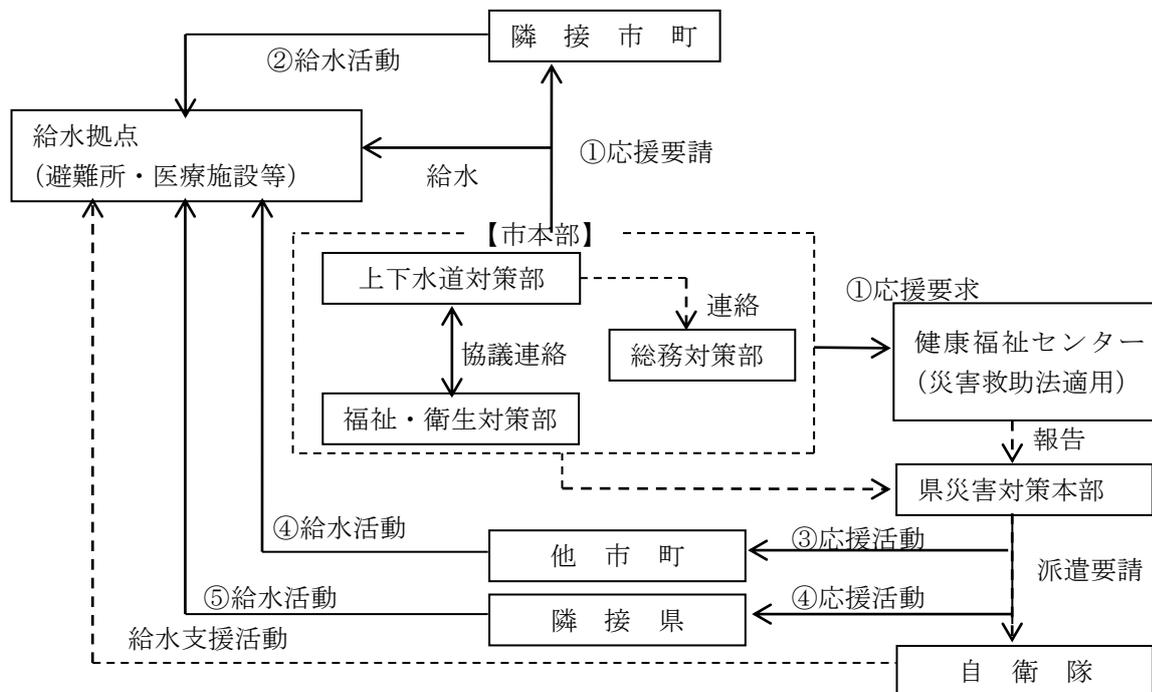
第2節 飲料水供給計画

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。

このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第1項 応急給水活動

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水は、市防災計画に基づき、市長が実施する。
- (2) 県は、市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに、他市町、隣接県に対し、応援要請を行う。
また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

3 実施場所

市があらかじめ定めた場所（避難所等）を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

(1) 災害時における供給水量の基準

ア 震災時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。

イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給水条件	給水基準量	備考
救助法による飲料水の供給	1人1日たり 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	14リットル	飲料水+雑用水 (洗面、食器洗い)
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	21リットル	上記用途+洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	35リットル	上記用途+入浴用

(2) 給水の確保

- ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- イ 飲料水が汚染した場合にあっては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。
- ウ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要がある時は、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保するものとする。

5 給水体制

(1) 市

- ア 市長は、災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。
- イ 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、上下水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。
- ウ 道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ水器により処理した井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。
- エ 後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障害者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

(2) 県

- ア 環境生活対策部生活衛生班を窓口、県が保有する資機材の提供及び他の市町、近接県に対し、給水資機材、人員の派遣要請を行うとともに、自衛隊による給水活動の派遣要請を行う。
- イ 応急給水が円滑に実施できるよう、必要な資機材、応急復旧に必要な水道事業者等に関して健康福祉センター（環境保健所）ごとに必要な資料の整備を行う。

6 給水の応援要求

市において、飲料水の確保及び供給ができないときは、市長は、次により応援の要求を県（健康福祉センター）に行うものとする。

なお緊急を要する場合は、直接隣接市町に行うことができるものとする。

(1) 応援要求に必要な事項

- ア 供給水量（何人分又は1日何リットル）
- イ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ウ 供給地（場所）及び現地への道路状況
- エ 供給を必要とする期間
- オ その他参考となる事項

(2) 県の給水支援

- ア 市長から応援要求を受けた健康福祉センター（環境保健所）は、管内の市に応援要請を行うとともに、県災害本部（生活衛生班）に報告するものとする。
- イ 県災害本部（生活衛生班）は、健康福祉センター管内の市町の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

(3) 自衛隊の給水支援

自衛隊の給水支援を必要とするときは、生活衛生班は、直ちに県本部本部室班（防災危機管理課）に対し連絡するとともに、受け入れ体制を健康福祉センター（環境保健所）に指示する。

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

- ア 市及び水道管理者
 - (ア) 市、水道管理者は、水道施設設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施するものとする。
 - (イ) 市、水道管理者は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。
- イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水に対処できるよう所要の措置を講じるものとする。

(2) 給水拠点の整備

市（上下水道局）は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備するものとする。

(3) 資機材の整備

市（上下水道局）は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

[資料編] 3-10-5 …応急給水用機器材所在状況

第2項 水道対策

1 市（上下水道局）は、災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときの水道応急対策は、市防災計画の中に定めておくものとする。

2 水道施設被害報告

市が被災した場合には、下記報告を健康福祉センター（環境保健所）を通して県生活衛生課に報告するものとする。

- ・市長 …「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」
- ・水道事業者 …「水道事故報告書」

第3項 救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図るうえで最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給の実施は、市長が実施する。（救助法が適用された都度、知事から委任）

2 飲料水供給の措置

(1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者。

(2) 飲料水供給の方法

ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。

イ 飲料水の供給には、ろ水器等による浄水の供給及び飲料用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。

(3) 給水量の基準

1人1日最大おおむね3リットル

※法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。

(4) 飲料水供給のための費用

救助法に基づく飲料水の供給のために必要な経費は、県が負担するものであること。

ア 水の購入費

イ 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

(5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

第3節 生活必需品等の供給計画

大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第1項 生活必需品等の供給体制

1 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

ア 市（地域福祉課・地域窓口班）は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとする。

イ 広域支援体制

市及び県の備蓄物資、近隣県からの備蓄物資をもってしても不足する場合は、国に対して確保を要請する。

ウ 民間業者等との協力体制

市及び県は、災害時における物資調達について民間業者等との協力体制を確保しておく。

(2) 法令による物資の確保調達

大規模な災害時において、救助物資の円滑な供給及び確保ができない場合、特に必要があると認められるときは、知事は、救助法第9条の規定に基づき物資の生産、集荷、販売、配給保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ又は物資を収容するものとする。

2 生活必需品等の給（貸）与

(1) 給（貸）与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、被災者への給与基準は市において定める。

(2) 被災者への物資の給（貸）与

被災者に対する物資の給（貸）与の措置は、市長が行う。

(3) 各機関の実施内容

ア 市

(ア) 市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（厚政課）と協議し、あらかじめ定めておく。

(イ) 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市長が実施する。

(ウ) 市において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市長は知事（厚政課・健康福祉センター）に応援を要請する。

イ 県

県（厚政課・健康福祉センター）は、市町長から応援要請があった場合又は自ら実施することが必要と認めた場合、直ちに災害救助部内各班及びその他の部の協力を得て、応援措置を講じるものとする。

なお、併せて、山口県赤十字血液センターに対して、物質の放出並びに配送等に必要な人員確保のため、「日赤奉仕団」の応援を要請するものとする。

3 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要がある。

市は、避難所（場所）並びに交通アクセス、連絡に便利な公共施設又は広場を災害時における物資の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、市防災計画に定めるとともに、県に連絡しておくものとする。

4 輸送体制

市長は、市の備蓄する生活必需品等の輸送、配分の方法、受け入れ配送体制について定めておくものとする。

第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

1 対象者

次の要件を満たす者であること。

(1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること。

この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。

(2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。

(3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給（貸）与の方法

(1) 物資の購入計画

物資の購入計画については、市の「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、購入計画を樹立する。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、市の平均世帯構成員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。

(2) 物資の確保及び購入の措置

ア 市が応援要請した場合、県（総務部本部室班）は、物資の確保を行う。

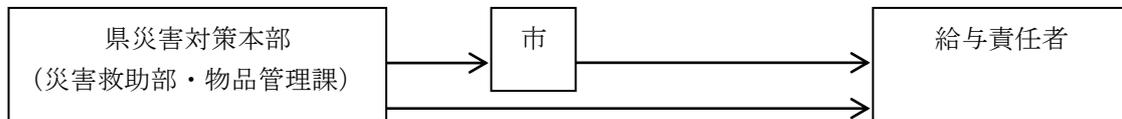
イ 現地において調達可能な物資については、長門健康福祉センター所長及び市長が措置する。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

ア 原則として県本部（総務部本部室班・物品管理班）が実施するが、市が輸送能力を有し、かつ、緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当することもありうるものとする。

イ 送達経路



(2) 割当及び配分

ア 市長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行うものとする。

イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。

ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、市長が実施する。

4 被服、寝具、その他生活必需品の品目

品目	内容
寝具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外衣	洋服・作業衣・子供服
肌着	シャツ・パンツ等の下着類
身回品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食器	茶わん・皿・箸等の類
日用品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

※原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

5 物資給（貸）与の期間

災害発生の日から10日以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了するものとする。ただしこの期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第 11 章 保健衛生・動物愛護管理計画

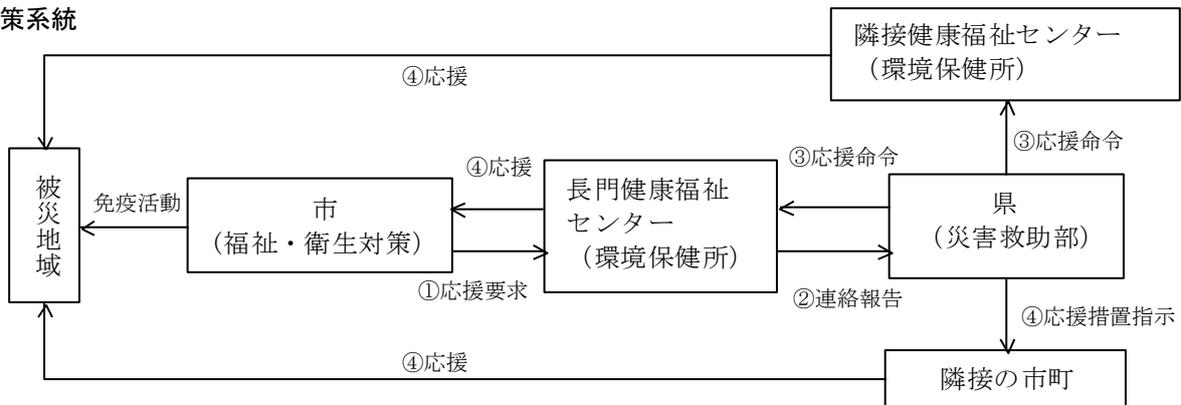
第 1 節 防疫及び食品衛生監視

災害時には、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第 1 項 防疫活動

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき被災地の市長が実施するものであるが、市のみによることは困難なことから、市、県及び他市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

対策系統



1 防疫措置

(1) 防疫組織

衛生対策部に防疫清掃班及び救護班を設置する。

防疫清掃班及び救護班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成に努める。

防疫清掃班	事務職員 2 名
救護班	保健師 2 名

(2) 防疫活動等の内容

防疫清掃班及び救護班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）の指導を受け、次の業務基準に従い、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。

また、市長は、防疫清掃班及び救護班の業務が実施できないとき、又はできないおそれがあるときは、健康福祉センター所長（環境保健部長）を通じて、県に対して応援要求を行い、県直轄防疫班及び検病調査班並びに隣接市町等の応援を受ける。

防疫清掃班	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ ねずみ族・昆虫等の駆除について、地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市に対して行う。 ⑦ 被災地域の清掃を実施する。 ⑧ 感染症発生予防の広報（ケーブルテレビ・告知端末機・防災行政無線・広報車等）。
-------	---

救護班	①災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滞水地域……週1回以上 ・避難所等……状況に応じた適切な回数 ②検病調査の状況等により、被災地の全井戸の細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ③一類及び二類感染症患者に対し入院の勧告をする。 ④健康診断を実施する。 ⑤就業制限を実施する。 ⑥災害状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めた予防接種を実施する。
-----	---

(3) 代執行

市の被害が甚大であるため、又は市の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、代執行を行うものとする。

(4) 健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。(法第17条)

(5) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

2 防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

(1) 防疫体制

市の防疫体制及び防疫機械器具の保有状況

項目 地区名	市の防疫班員	防疫作業従事者の確保			防疫用機械器具 (保有分)						
		役所内	外部	合計	自動噴霧	手動噴霧	フオッグスイング	軽自動車	自動車	移動放送設備	ラジオ
長門	7	7		7	1	3	3	1	1	2	
三隅	4	4		4	1	1		1		1	
日置	2	2		2	1	1		1		1	
油谷	2	2		2	1			1		1	1
合計	15	15		15	4	5	3	4	1	5	1

(2) 防疫・保健衛生用資機材の備蓄・調達

ア 市及び県は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画をたてておくものとする。

イ 資機材の保有状況の把握

健康管理・防疫班は、毎年、市の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

3 防疫薬剤の使用

(1) 防疫薬剤の使用に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に関する法律施行規則」第14条及び15条に定めるところによるものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布にあたっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

使用薬剤及び方法 (参考)

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。

汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺そ剤・殺虫剤を散布する。

(2) 所要薬剤の状況把握

健康福祉センター（環境保健所）は、災害発生時の防疫活動に備えて、管内業者の薬剤在庫量を把握し、所要の資料を整備しておくものとする。

第2項 食品衛生監視

災害時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、県は必要に応じて食品衛生監視班による監視指導を行い、食品の安全確保を図る。

第2節 遺体の処理計画

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図るうえで重要であることから、実施について必要な事項を定める。

第1項 遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図るうえからも必要であることから実施するものである。

- 1 遺体の捜索は、市長において労務者を雇い上げ、日赤奉仕団、警察、海上保安部等の協力も得ながら捜索に必要な機械器具等を借り上げて実施するものとする。
- 2 捜索の対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この捜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者のり災場所が対象となるものである。

3 遺体の捜索期間

- (1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 上記期間内の捜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行うものとする。

4 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

- (1) 借上費又は購入費 船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接捜索作業に使用したものに限る。
- (2) 修繕費 捜索のために使用した機械器具の修繕費
- (3) 燃料費 機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、捜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

1 遺体処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
遺体の識別のための処置として行う。

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

(3) 検案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、医療班又は医師等により行う。

2 遺体処理の方法

(1) 実施機関

遺体の処理は市が行う。

ア 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）
医療班又は医師等により行う。

イ 遺体の収容及び一時保存

被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体収容所を開設し、収容する。この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等の設備をする。

ウ 警察、海上保安部による検視及び医療班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。

エ 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

(2) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打ち切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長（特別基準）の協議を行う。

(3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 検案に要する費用

医療班及び一般開業医等によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地域以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引取ができない場合に限り、次により取扱う。

ア 遺体の身元が判明している場合

(ア) 県内の他の市町に漂着した場合

当該地の市町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

(イ) 他の県内の市町に漂着した場合

漂着地の市町において処理されるものとし、その費用については、救助法35条の規定により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していない場合

(ア) 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取扱うものとする。

(イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

第3項 埋葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

1 実施機関

- (1) 遺体の埋葬は、市が実施する。
- (2) 県は、市が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

2 埋葬の方法等

(1) 埋葬の要件

- ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、まだ、葬祭が終わっていない者も含まれる。）
- イ 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合
 - (ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。
 - (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流失、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
 - (ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
 - (エ) 埋葬すべき遺族がいないか又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

(2) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（市長）が現物支給することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

- ア 市（生活環境課・支所窓口・健康福祉担当）は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。
- イ 遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。
- ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引取の希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取扱い

- ア 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬は土葬とする。
- イ 身元不明の遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年令、容貌、身体的特徴等を記録する。
- ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。
- エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。警察は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

(4) 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打ち切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長（特別基準）の協議を行う。

(5) 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

ア 費用の範囲

- (ア) 棺（付属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む。）
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱
- (エ) 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

(6) 体制の確保

市（生活環境課・支所窓口・健康福祉担当）は、平常作業及び臨時雇い上げ等により埋葬体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連絡体制を確保しておく。

3 広域火葬計画

(1) 基本方針

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、山口県広域火葬実施要領に基づき、広域火葬を実施するものとする。

(2) 処理体制等

ア 大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、県は、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

イ 県は、山口県広域火葬実施要領に基づき市町と連携した広域的な埋葬（火葬）に必要な対応を行うほか、埋葬業者、その他事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行う。また、関係部局等の協力による搬送体制の確立を図るものとする。

ウ 市（生活環境課・支所窓口・健康福祉担当）は、必要に応じ、県を通じて近隣市、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

第3節 清掃計画

大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害によりし尿処理も困難になることが想定される。このため、ごみ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

第1項 ごみ処理計画

1 実施機関

被災地域の清掃は、市が実施する。

2 ごみ排出量の推定

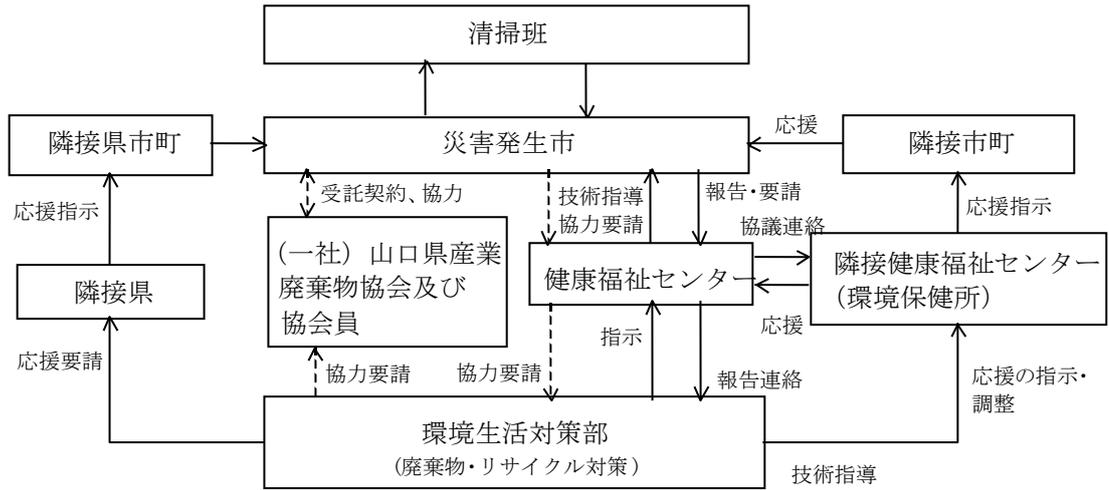
災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがある。そのうち、災害による発生分として排出されるごみは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破損、窓ガラス類及び屋外公告等の破損落下物が考えられる。排出量については、おおむね次の数量を目安に、市の平常時における処理計画を勘案しつつ作業計画の作成や集積場所の確保等を図る。

種 別	推 定 排 出 量	備 考
木 造 住 宅	1 平方メートル当たり 0.2 トン	
鉄 骨 造 り	〃 0.07 トン	
鉄筋コンクリート造り	〃 0.6 トン	

3 処理体制

(1) 市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じて県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。このため、市は、あらかじめ、民間の清掃関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講じておくものとする。

(2) 対策系統



4 ごみ処理対策

ごみの収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により行うことになるが、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、1次対策、2次対策、3次対策に分けて実施する。ごみ処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

(1) 1次対策

- ア 一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。
- イ 焼却施設が被災することも考慮に入れ、処分施設の確保を図る。その際、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、臨時ごみ集積場とするなどの対策を講じる。

(2) 2次対策

- ア 災害の付随物として排出される廃棄物は、粗大ごみ、不燃ごみが大量に排出されると考えられる。このため、必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) 3次対策

- ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記2次対策終了後、速やかにがれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な処理を行う。
- イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。
このため、生活衛生班は、地域ごとに処分施設の把握に努め、所要の資料の整理をしておくものとする。

(4) 防疫清掃班の編成

ア 第1次対策にかかる防疫清掃班（1班）の編成基準

種 別	数 量	備 考
運搬車（トラック）	1台	※1班で1日5戸を処理する。
作 業 員	2～3人	
器 具 所 要	作業員相応	
	スコップ	
	トビロ	
	手ミ	

イ 第2・第3次対策に必要な機材及び人員（関係業者等による1班編成）

区 分	数 量	備 考
大型ダンプ車	2	(1班の1日の作業量 60ト) ※次の条件による作業の場合 ①搬送場所が往復1時間の場所にある ②積み込み作業に10分間を要する ③大型ダンプの積載量が4t (10tダンプ×40%)とする ④稼働時間が8時間とする
大型ブルドーザー	(1)	
トラクターシャベル	(1)	
バックホー	1	
作業員	3	

※機材には運転手及び操作員付きである。

ウ 必要機材、人員

被災家屋数1棟当たり廃棄物量をもとに積算する。

(5) 死亡獣畜処理

ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

イ 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事（健康福祉センター（環境保健所））の指示により処分するものとする。

(6) 放射性物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取り扱いについては、他のごみ、がれき等と同様な取扱をすることは極めて危険である。このため、この処理方法については、別に処理要領等を定め処理するものとする。

5 一般廃棄物の処理施設の復旧

市（生活環境課・支所窓口・健康福祉担当）は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常の上尿処理が困難になることが予想される。このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

被災地域の清掃は市が実施する。

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、一人1ヵ月約50リットルとして計算する。

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空き地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難所の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(4) 仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備するものとする。

(5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。

対象人員100人当たり 小3、大2、女3 計8

注意事項

- ・立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。
- ・迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。

(6) 要配慮者への配慮

仮設トイレの設置等については、要配慮者に配慮するものとする。

4 処理体制

- (1) 市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。

[資料編] 3-11-9① … 災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定

3-11-9② … 災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定

5 処理対策

- (1) 避難所、空地等の仮設便所のし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。又、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

(2) し尿処理班の編成

運搬車 (バキュームカー1.8t)	作業員	1日処理戸数	備考
1台	3人	30戸	

- (3) 大規模災害発生時においては、市の処理機能は、マヒすることを前提に、処理体制を構築しておくものとする。

第3項 障害物除去計画

障害物の除去は、震災の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める

1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施するものである。

(1) 実施機関

救助法が適用された災害による障害物の除去は、市長が実施する。

(2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア 対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者。

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況（被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別）、市民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を

作成する。

イ 除去作業の実施

(ア) 市長が労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、県（救助総務班）、隣接市町からの派遣を求めるものとする。

(ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図るものとする。

(4) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し特別基準（期間延長）の協議を行うものとする。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、市が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、市、県、関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。特に、緊急啓開路線については、優先的に実施する。道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力するものとする。

(2) 河川・港湾、漁港関係障害物除去計画

所管する施設に関係する障害物を除去する。一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。

(3) 汚物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第4節 動物愛護管理計画

災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物（飼い主不明 や負傷した動物）の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ迅速な対応が求められる。

そのため、被災住民の安全や動物愛護の観点から、関係機関等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

第1項 被災動物の救護

1 実施機関等

原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、市及び県が関係機関等と連携して実施する。

2 飼い主の責務

(1) 平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。

(2) 避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。

3 被災動物の救護体制

(1) 県

ア 災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。

イ 被災地域を管轄する健康福祉センターは、飼い主不明や負傷した被災動物について、市、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター又は動物愛護センターの収容施設に収容する

ウ 健康福祉センターは、避難所を設置する市町に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

エ 被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、(公社)山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。

オ 県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。

(2) 市

飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

第12章 応急住宅計画

第1節 応急仮設住宅等の供与

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき応急仮設住宅を供与するものとする。

第1項 公営住宅等の確保

1 公営住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、県及び市は、積極的に県営住宅、市営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

(1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮するものとする。

(2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

(3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び山口県営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

ア 入居期間は、原則として1年以内とする。

イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。

エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

(4) 被災者か否かは、原則として市が発行する当該災害に係る罹災証明書等により行う。

(5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

3 他の事業主体への要請

(1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。

(2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。

(3) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市町長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「賃貸型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件

(1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等

(2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産がない失業者
- ウ 特定の資産がない一人親家庭
- エ 特定の資産がない要配慮者
- オ 特定の資産がない小企業者
- カ 上記に準ずる経済的弱者等

(3) 災害時に、現実に救助法適用市に居住していること。(被災地における住民登録の有無は問わない。)

3 対象者及び入居予定者の選定

(1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長が行う。

(2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者世帯に配慮すること。

(3) 市長は、民生委員の意見を聴くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。

(4) 入居者の決定は、市長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

4 応急仮設住宅の管理等

(1) 建設型応急住宅の管理等

ア 県(厚政課)が市に委託し、市長が公営住宅に準じて維持管理する。

イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。

(2) 賃貸型応急住宅

ア 県(厚政課)、民間賃貸住宅の所有者及び入居者との間で定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。

イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。

ウ 県(厚政課)は、入居契約等に関する事務を市に委任する。

第3項 建設型応急住宅

1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長に委任して実施する。

2 建設場所の選定

(1) 建設場所は、あらかじめ市が選定した建設候補地から建設地を決定する。

(2) (1)の候補地で不足する場合には、市が公有地等を優先して建設敷地を決定する。

なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。

(3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場(一次集積所、二次集積所)と調整を図るものとする。

(4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。(国有財産法第22条)

3 建設方法

(1) 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。

(2) 県が建築業者に請負わせて建設する。

(3) 県は、市において建設することが適当と認めるときは、市に対し設計図書等を示すものとする。

(4) 建設に関して、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。

(5) 建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

4 建設基準

(1) 延べ床面積

1戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

(2) 構造は、1戸建、共同住宅のいずれか適当な建て方とする。

入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための

施設を設置することができる。

(4) 高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。(救助総務班と住宅班が協議して定める。)

6 建設期間

(1) 災害発生の日から20日以内に着工する。

(2) 災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準(着工の延長)の協議を行う。

第4項 賃貸型応急住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間賃貸住宅の確保に関して、(公社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

(1) 災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

(2) 全壊又は全焼等の被害を受けた者で、修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある者。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な修理を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。

第2項 対象者の調査及び選定

1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

市が、現場における目視による確認や被災者の持参する写真等に基づき調査し、県が選定する。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

市が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行する災害証明書に基づき県が選定する。

3 上記1, 2は、場合によっては、県からの事務委任により実施する。

第3項 応急修理の方法、基準

1 応急修理の方法等

(1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理の実施は、市長から建設業者への請負又は、市から被災者に対してブルーシート、ロープ、土のう袋等の資材を給与し、被災者自らの施工により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサ

ロン、山口県管工事工業協同組合及び（一社）山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。

なお、被災者自らが行う場合は、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・NPO団体、ボランティア、消防団等の協力を得ることが望ましい。

- (2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、（一社）JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、（一社）日本鳶工業連合会及び（一社）災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。
- (3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施は、市長から建設業者への請負又は市直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、（一社）山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び（一社）山口県電業協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。
- (4) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、（一社）JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合に応援を依頼する。
- (5) 以下の他の者が行う応急修理は排除しない。
 - ア 家主が借家を修繕する場合。
 - イ 親類縁者の相互扶助による場合。
 - ウ 会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合。

2 修理の範囲

- (1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理
住家の屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等）について、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分に限るものとする。
- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
日常生活に必要な欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等）に限るものとする。

3 修理の期間

- (1) 住家の被害の拡大を防ずる緊急の修理
災害発生の日から10日以内に完成させるものとする。
- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
災害発生から3月（災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）以内に完成させるものとする。
- (3) 修理の期間の延長
上記（1）、（2）の修理期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚生課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。

第3節 公営住宅の応急修理

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を調査し、応急修理を実施する。公営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであること。

第13章 水防計画

第1節 計画の目的及び性格

第1項 目的

本市における洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するため、県及び県の関係出先機関並びに水防管理団体である市の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能を円滑にすることを目的とする。

この章で定める水防計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく長門市地域防災計画の一部であるとともに、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項の規定に基づく水防計画として位置づけられるものである。この章において、「法」とは水防法をいう。

第2節 水防実施機関の業務及び責任

第1項 県（法第3条の6）

県は、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川（洪水予報河川）を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。また、緊急の際の立ち退きの指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、市町が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。

第2項 県の関係出先機関

現地における状況を的確に把握し、県庁の水防関係各課及び水防管理団体と密接な連絡を保つとともに、県庁の水防関係各課の指示を受けて、水防管理団体が実施する水防活動を指導応援する。

第3項 市 — 水防管理団体（法第3条）

市は、水防の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

1 組織、連絡系統等の整備

水防管理団体は、円滑な水防活動が行われるよう、水防団、消防機関及びため池管理者の組織、連絡系統等を整備しておくものとする。

注）市は、水防の第一次的責任を有するものとして水防管理団体という。水防管理団体である市の長を水防管理者という。（法第2条）

2 指定水防管理団体

知事は、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を指定することができる。（法第4条）

3 洪水浸水想定区域の指定があった市（法第15条）

（1）浸水想定区域ごとに、次の事項を市地域防災計画に定めるものとする。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

- ④ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地
 - ⑤ ④において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法
 - ⑥ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (2) 上記(1)に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

4 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ水防協議会又は市防災会議に諮らなければならない。

また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。

指定水防管理団体の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

指定水防管理団体の水防管理者は、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。（法第 33 条）

第 4 項 （都道府県）大規模氾濫減災協議会の構成員の責務（法第15条の 9、第15条の10）

国土交通大臣により組織された大規模氾濫減災協議会または知事により組織された都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員は、当該協議会で協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

第 5 項 ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

第 6 項 居住者等の水防義務（法第24条）

当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者、水防団長又は消防機関（市の消防本部、消防署、消防団及び消防職員並びに消防団員の養成機関をいう。以下この計画において同じ。）の長が、水防のためにやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

第 3 節 職員の配備体制及び所掌事務

第 1 項 配備体制

水防に関する職員の配備体制は、第 3 編第 1 章「応急活動計画」に定めるところによる。具体的には、第 1 警戒体制（情報班体制及び警戒配備体制）、第 2 警戒体制、災害本部体制とする。

ただし、台風の接近等に伴う高潮注意報発表時に水防関係各課が必要と判断した場合は、第 1 警戒体制（警戒配備体制）に準じて配備を命じることとする。

第 2 項 第 1 警戒体制（情報班体制）

1 体制の時期

- ア 県内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表されたとき。
- イ その他状況により市長が命じたとき。

2 配備課所と業務内容

第1警戒体制（情報班体制）では、特に関係のある防災危機管理課等職員のみで配備し、次の業務を行う。

配備課所	業 務 内 容
防災危機管理課	1 気象情報の収集。 2 降雨状況等により警戒配備体制への移行を指示する。 3 土木建築事務所長から請求があった場合必要な情報を提供する。

第3項 第1警戒体制（警戒配備体制）

1 体制の時期

- ア 長門区域に大雨、洪水、高潮及び津波の各注意報の一つ以上が発表されたとき。
- イ 長門区域に暴風（海上）、暴風雪（海上）、大雪又は波浪の各警報の一つ以上が発表されたとき。
- ウ その他状況により市長が警戒体制を命じたとき。

2 配備課所と業務内容

第1警戒体制（警戒配備体制）における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。

配備課所	大 雨	洪 水	高 潮	津 波	業 務 内 容
防災危機管理課	○	○	○	○	水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。
長門土木 建築事務所	○	○	○	○	水防情報（所管のダムを含む）の収集、報告にあたる。 水防管理団体との連絡を確保する。 水防警報の発令基準に達した場合は、水防警報を発令する。

第4項 第2警戒体制以上の体制

1 体制の時期

それぞれの体制の時期は、次のとおりである。

配備体制	体 制 の 時 期 の 基 準
第2警戒体制	1 長門区域に暴風（陸上）、大雨、洪水、高潮、暴風雪（陸上）又は津波の各警報の一つ以上が発表されたとき。 2 その他の状況により市長が命じたとき。
災害対策本部体制	被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、市の全組織を挙げて災害対応が必要なとき。

2 配備課所と業務内容

第2警戒体制以上の体制における水防関係の配備課所と業務内容は下表のとおりである

配備課所	業 務 内 容
防災危機管理課	1 雨量、水位の情報収集、通報及び状況判断に関すること。 2 報道機関への水位情報・水防警報発令状況の情報提供に関すること。
都市建設課 建築住宅課	1 市が管理する道路の通行規制に関すること。 2 市営住宅の風水害対策に関すること。 3 資材調達、輸送、他県との連絡及び建設業者との連絡に関すること。 4 土木（建築）事務所の相互協力、応援に関すること。 5 公共土木施設（国土交通省関係）被害の調査に関すること。 6 市立都市公園の風水害対策に関すること。 7 その他、道路整備課所管業務の水防に関すること。
上下水道局	1 所管業務の水防に関すること。

農林水産課	1 所管海岸保全区域の水防に関する事。 2 潮位の情報収集、通報及び状況判断に関する事。 3 危険ため池に関する事。 4 各農林水産事務所・農林事務所の相互協力、応援に関する事。 5 その他、所管業務の水防に関する事。
長門土木建築事務所	1 水防警報の発令及び伝達に関する事。 2 洪水予報の伝達に関する事。 3 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関する事。 4 潮位の情報収集、通報に関する事。 5 ダムの操作に関する事。 6 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉、排水ポンプ場の操作に関する事 7 水防資材の融通及び輸送に関する事。 8 県が管理する道路の通行規制に関する事。
長門農林水産事務所	1 危険ため池に関する事。 2 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関する事。 3 水産庁所管海岸保全区域の水防に関する事。

第5項 配備体制の解除

1 解除の時期

気象警報・注意報が解除されるなど、配備体制の原因がなくなったときは、配備体制を解除する。ただし、市長が継続配備の必要を認めて指示した場合を除く。

2 出先機関の配備体制の解除要領

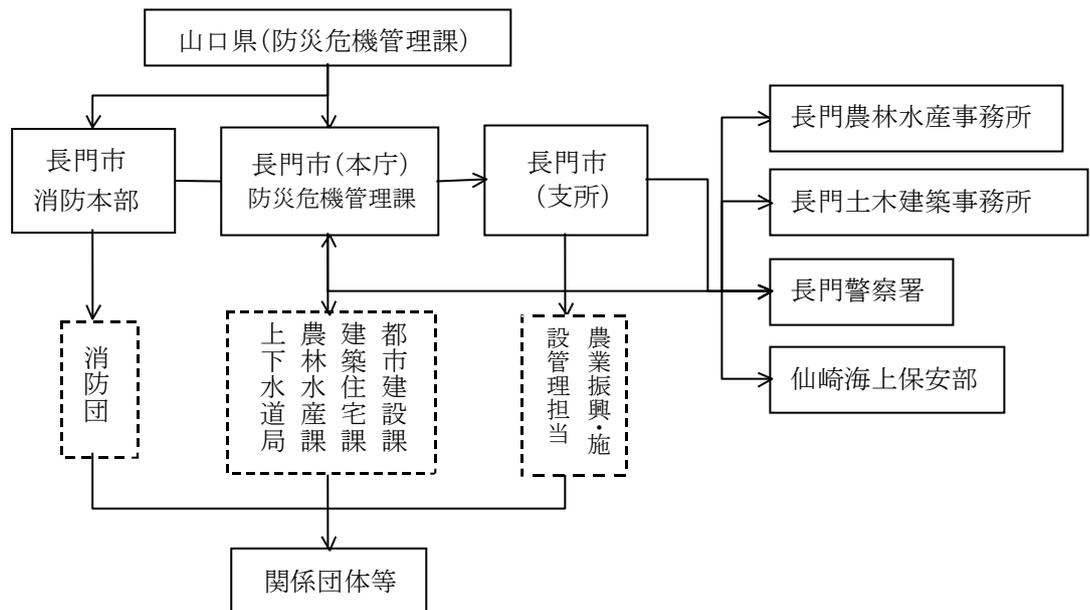
配備の指示をした課の職員から、継続配備の必要がない旨の連絡を受けた後、解散の報告をして解散する。土木建築事務所及びダム管理事務所において、所長の判断により継続配備をする場合は、その旨を河川課・砂防課の配備職員に連絡する。

知事が必要と認めて配備を継続している場合については、河川課又は砂防課の配備職員から解散時期を指示する。

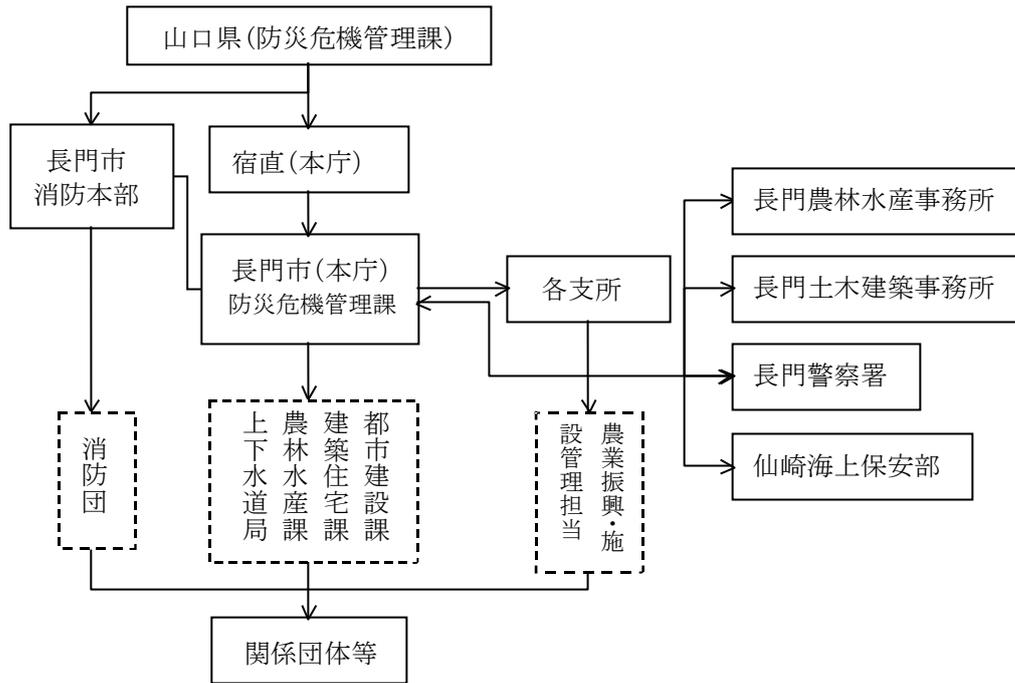
第4節 気象状況等の連絡系統

水防に関係のある気象警報・注意報等の連絡系統は、次のとおりとする。

第1項 勤務時間内



第2項 勤務時間外



第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先

各気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先は次の表のとおりとする。

機 関		大雨 注意報	洪水 注意報	大潮 注意報	大雨 警報	洪水 警報	大潮 警報	大雨 特別 警報	大潮 特別 警報	津波 注意報	津波 警報	津波 特別 警報	大津 波警報
長門市	防災危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都市建設課				○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建築住宅課				○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農林水産課			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	上下水道局				○	○		○					
山口県	長門土木建築事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダム管理事務所	○	○		○	○		○					
	長門農林水産事務所				○	○	○	○	○	○	○	○	○
水防管理団体（長門市長）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ため池管理者					○	○		○					

第5節 水位、雨量等の連絡系統

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

各土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市へ通報する。

河川課は、水位、雨量の状況についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。

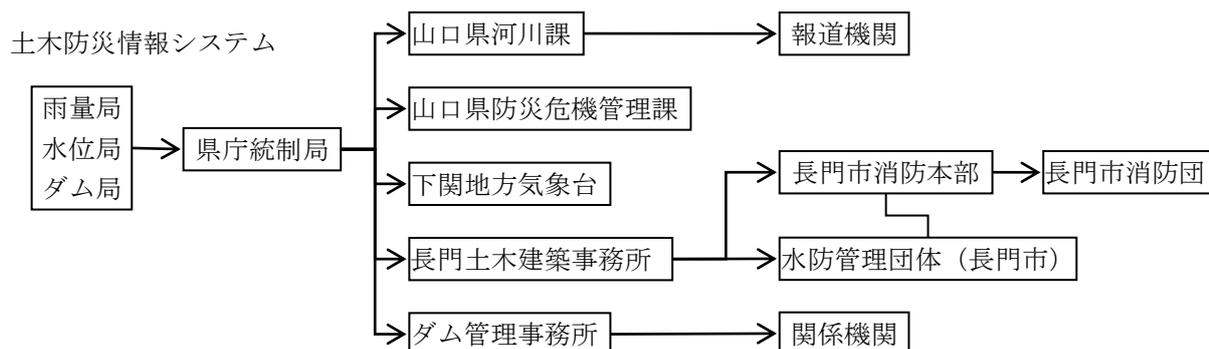
河川課は貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量、総放流量その他のダムの状況に関する諸量を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道機関その他の関係機関へ連絡する。

2 土木防災情報システムによる情報の提供

土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を市、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。

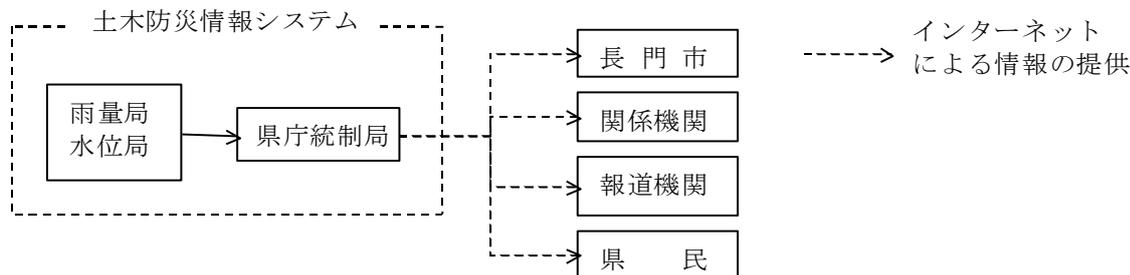
3 雨量、水位の連絡系統

雨量、水位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



4 雨量、水位の情報連絡系統

雨量、水位の情報連絡系統は次の図のとおりとする。



第2項 潮位の情報収集及び連絡

1 潮位の観測及び通報

高潮警報の発表に伴い配備した場合、又は台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した場合にあっては、土木建築事務所及び港湾管理事務所は、高潮防災情報システムにより潮位の情報を集め、必要に応じて市へ報告する。

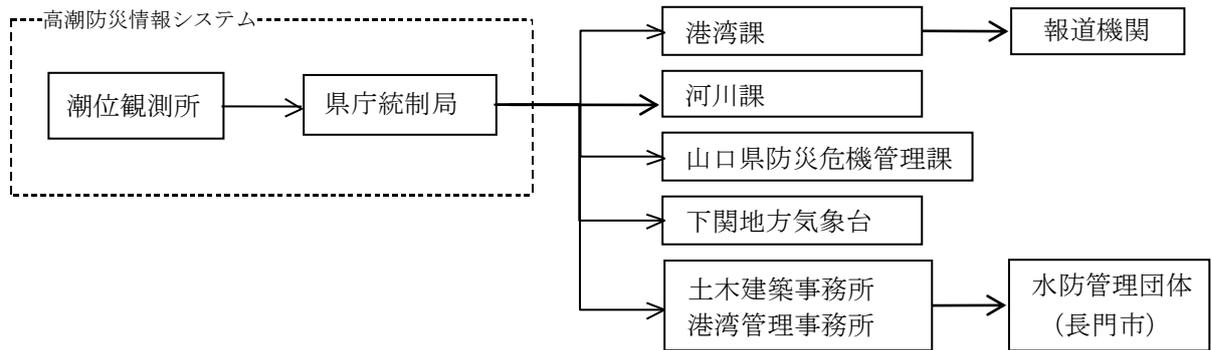
港湾課は、潮位の状況を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関へ連絡する。

2 高潮防災情報システムによる情報の提供

高潮防災情報システムを通じて、潮位、風向、風速の情報を市、関係機関、報道機関及び住民に提供するものとする。

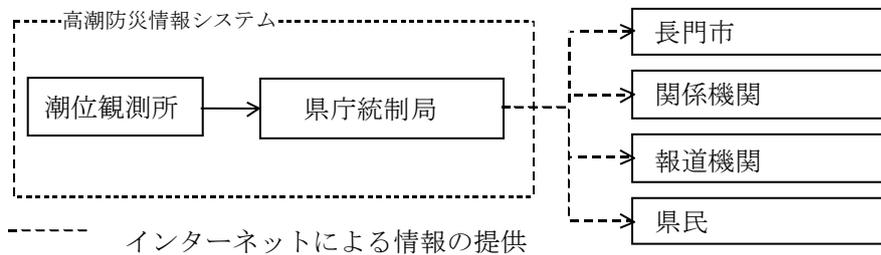
3 潮位の連絡系統

潮位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



4 潮位の情報連絡系統

潮位の情報連絡系統は、次のとおりとする。



第6節 水防用備蓄器具、資材の整備、確保

第1項 長門土木建築事務所の水防用備蓄器具、資材

1 備蓄器具、資材の使用

長門土木建築事務所の水防用備蓄器具及び資材は、資料編のとおりであり、その使用については関係水防管理者の要請により、長門土木建築事務所長が決定するものとする。

[資料編] 2-8-5 …水防倉庫と資機材備蓄状況一覧表

2 備蓄器具、資材の補充

備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充し、又は修理し、緊急水防時に支障のないように留意するものとする。

3 備蓄器具、資材の応援

長門土木建築事務所長は、緊急水防を要する他の土木建築事務所から器具、資材の応援を求められたときは、当該土木建築事務所長と水防緊急度について協議し、その必要を認めるときは、器具及び資材の応援流用を行うものとする。

第2項 指定水防管理団体（市）の水防用備蓄器具、資材の基準

指定水防管理団体（市）は、おおむね水防警報区域及び重要水防箇所内の堤防の延長およそ2キロメートルについて1箇所の水防倉庫又は資材備蓄場を設け、器具資材を準備しておくものとする。

[資料編] 2-8-5 …水防倉庫と資機材備蓄状況一覧表

第3項 ため池管理者の水防資材・器具の整備

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて所要の資材・機材を備蓄しなければならない。

第4項 民間水防用資器材の確認

出水期において長門土木建築事務所長及び水防管理者は、あらかじめその区域内において水防用資器材を保有する商社、店舗等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意するものとする。

第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知

第1項 水位の通報及び公表（法第12条）

1 水防団待機水位（通報水位）（法第12条第1項）

水防管理者、国又は県は、水防団待機水位（通報水位）を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。

＊水防団待機水位（通報水位）は、水防団の出動準備の目安となる水位。

2 氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第2項）

国又は県は、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を公表する。

＊氾濫注意水位（警戒水位）は、水防団の出動の目安となる水位。

第2項 洪水予報（法第10条、第11条）

1 洪水予報の内容

国土交通大臣又は知事は、それぞれ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。なお、長門管内に洪水予報指定河川は、指定されていない。

第3項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第13条）

1 水位情報の内容

国土交通省又は知事は、それぞれ指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知される。

2 国の機関が行う水位情報の通知（法第13条第1項）

国が指定する河川について氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは県に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。

なお、山口県における国管理河川（小瀬川及び佐波川）については、すでに洪水予報河川として指定されていることから、水位周知河川としての指定は行われぬ。

3 県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）

県が指定する河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは関係市長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。

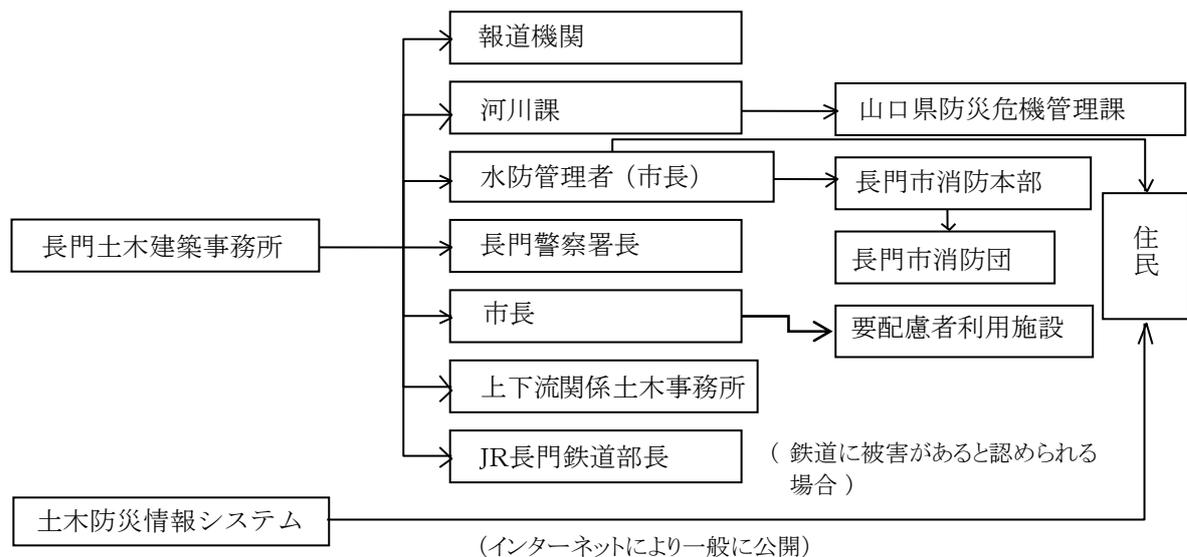
（1）水位周知河川

知事が水防警報を発する指定河川として指定された河川から、洪水予報を行う河川を除いたものを氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める河川（水位周知河川）とする。

[資料編] 3-13-8 …知事が水防警報を発する指定河川

（2）氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達方法

長門土木建築事務所長は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を通知するときは、水位（情報）周知用紙をファックスで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。一般加入回線が途絶えている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

第8節 水防警報

第1項 水防警報（法第2条、第16条）

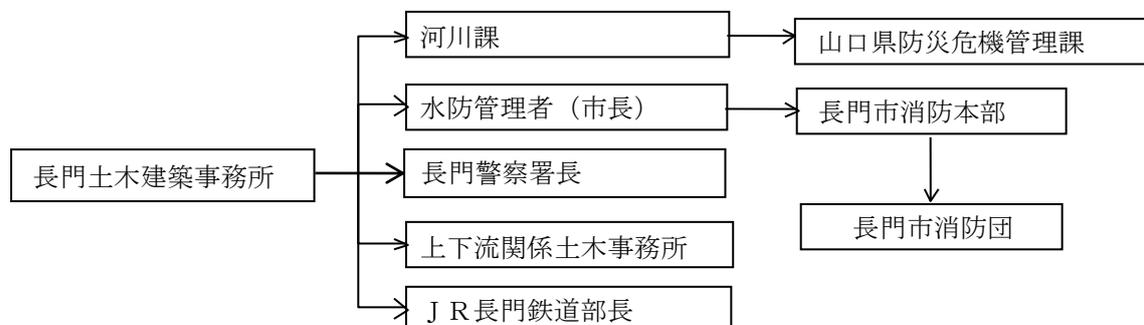
国土交通大臣又は知事は、それぞれ指定した河川、湖沼、海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

1 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）

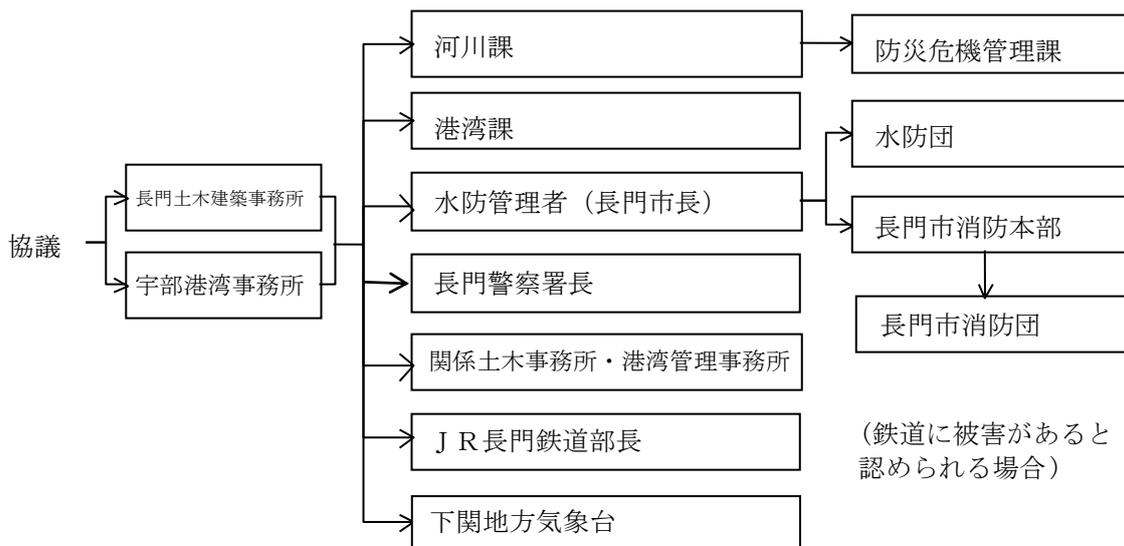
知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。

知事が発する水防警報は、長門土木建築事務所長が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を河川課に報告するものとする。

(1) 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図



(2) 指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図



(3) 水防警報の伝達方法

長門土木建築事務所長又は港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、水防警報用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

(4) 水防警報の種類、内容及び発令時期（知事が発する水防警報）

河川については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発 令 時 期
待機	水防要員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	気象、河川状況等からみて必要と認められるとき。 特別な事情のない限り、発令しない。
準備	1 水防資器材の点検、整備。 2 陸閘の操作。 3 逆流防止水門、ため池等の水門の開閉準備。 4 河川、その他危険区域の監視。 5 水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの。	河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇し氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり出動の必要が予測される時。
出動	1 水防要員の警戒配置。 2 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 2 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想される時。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの。	1 河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき。 2 災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 2 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。

海岸については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発 令 時 期
準備	1 陸閘の操作。 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 3 危険箇所への応急措置。 4 住民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想される とき。 高潮警報の発表に伴い配備した直後、台風の接 近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各 課の指示により配備した直後、又は高潮発生が予 想される12時間程度前に発表する。
出動	1 水防要員の警戒配置。 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び 運転開始。 3 危険箇所への応急措置。 4 住民の避難誘導。 5 水防作業の実施等のため水防要員の出 動を通知するもの。	高潮等による被害が予想される とき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発 令する。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮のおそれがなくなった とき。

- (5) 水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）（法第12条）
水防警報等の発表の指標として、水防団待機水位（通報水位）及び汎濫注意水位（警戒水位）を定め
る。
- (6) 水防警報の発表形式
（例）水防警報第〇号 山口県長門土木建築事務所発表
「〇〇水位局では、水防団待機水位（通報水位）を超過しました。水防機関は、いつでも出動できる
ように準備をしてください。」
- (7) 水防活動の状況把握
長門土木建築事務所長は、水防警報を発している間、水防管理者等の水防活動の状況を十分把握して
おくものとする。

第9節 水防活動

第1項 安全確保

水防活動は原則として複数人で行うものとし、洪水、津波又は高潮いずれにおいても、水防団又は消防機
関自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新
の気象情報入手のためのラジオの携行等により、水防団又は消防機関自身の安全を確保しなければならない。

津波浸水想定のある区域内にある水防団又は消防機関は、気象庁が発表する津波警戒等の情報を入手し、活動
可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先するものとする。

第2項 重要水防箇所

この計画で定める重要水防箇所は、次のとおりである。

[資料編] 2-4-2① …重要水防箇所（河川・海岸）

第3項 ダム、排水ポンプ場、水門、樋門等の操作

1 点検、整備

ダム、排水ポンプ場、水門、樋門の管理者は、日常の維持管理に万全を期するとともに、特に増水（出
水）期には、点検、整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないよう留意するものとする。

2 ダムによる洪水調節

ダムによる洪水調節は、それぞれのダムごとに定められている操作規則によって行う。

3 防潮水門・排水ポンプ場の運転

防潮水門及び排水ポンプ場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水ポンプ場の運転を行う。

このほか、津波注意報・津波警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖し、必要に応じて排水ポンプ場の運転を行う。

ただし、津波による越流等のおそれがある場合には、操作員の安全確保を優先し、操作を行わないこととする。

4 水門、陸閘の操作

(1) 逆流防止のために設けられた水門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作規則に基づき操作を行う。河川や海岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時で水位が上昇することが見込まれる場合に、あらかじめ閉鎖するものとする。

(2) 陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は河川の水位が操作規則に定める水位に達し、なお水位上昇が予測され災害の生ずるおそれがあるとき、高潮対策の場合は台風等により災害の生ずるおそれがあるときに閉鎖することを原則とする。

(3) 津波対策の場合は、陸閘の閉鎖よりも堤外海浜地へ出ている人の避難誘導を優先することとする。

(4) 津波注意報・津波警報が発表された場合には、津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作員の安全が確保できる場合に限り、水門、陸閘を閉鎖するものとする。

5 河川公園利用者への周知・誘導・退去指導

河川公園の管理者又は管理受託者は、平素から看板を設置するなどして、河川公園の利用者に対し、河川公園が浸水する可能性が大きくなったときは、河道内から退去するよう注意を促すものとする。

6 貯水池等の監視

ア ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について水防団待機水位（通報水位）を定めておくこと。

イ ため池管理者は、異常洪水による貯水状況、老朽危険箇所、漏水等に注意し、必要に応じてため池の警戒操作にあたるとともに水防管理者と協議して、土のう積み、余水吐切開、ポンプによる排水その他必要な措置をとるものとする。

ウ 水防管理者は、必要な措置の状況等を長門農林水産事務所長に通報するものとする。

第4項 水防措置

1 通常警戒

水防管理者は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに長門土木建築事務所長に通報し必要な措置を求めるものとする。

2 非常警戒

水防管理者は、水防警報が発せられた後、水防警報が発せられた河川はもとより市内河川の監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに長門土木建築事務所長に通報するものとする。

3 警戒区域の設定（法第21条）

水防管理者は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができるものとする。

4 警察官の派遣要請（法第22条）

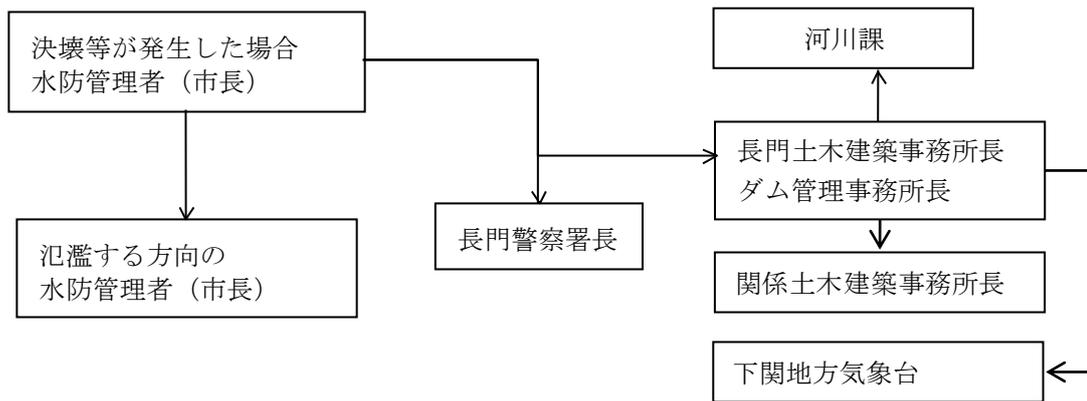
水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、長門警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 決壊・漏水等の通報（法第25条）

水防管理者は、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちに次の図により関係者に通報するものとする。

6 決壊等後の措置（法第26条）

堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。



第5項 出動及び水防作業

1 出動

水防管理者は、次の場合に直ちに水防団又は消防機関を、あらかじめ定めた計画に基づき出動せしめ、警戒配置につかせるとともに、水防活動に従事する者の安全を確保した上で、適当な水防作業を行うものとする。

- (1) 出動を要する水防警報が発せられたとき。
- (2) 洪水予報が発せられたとき。
- (3) 河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測される時。
- (4) 堤防の異常を発見したとき。
- (5) 風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被害が予想される時。
- (6) 津波による被害が予想される時。

2 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団又は消防機関は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、水防団又は消防機関が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟せしめ、非常事態においても最も適切な水防作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

[資料編] 3-13-13① …水防団の警戒地域分担表

[資料編] 3-13-13② …水防工法一覧表

第6項 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般の交通に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

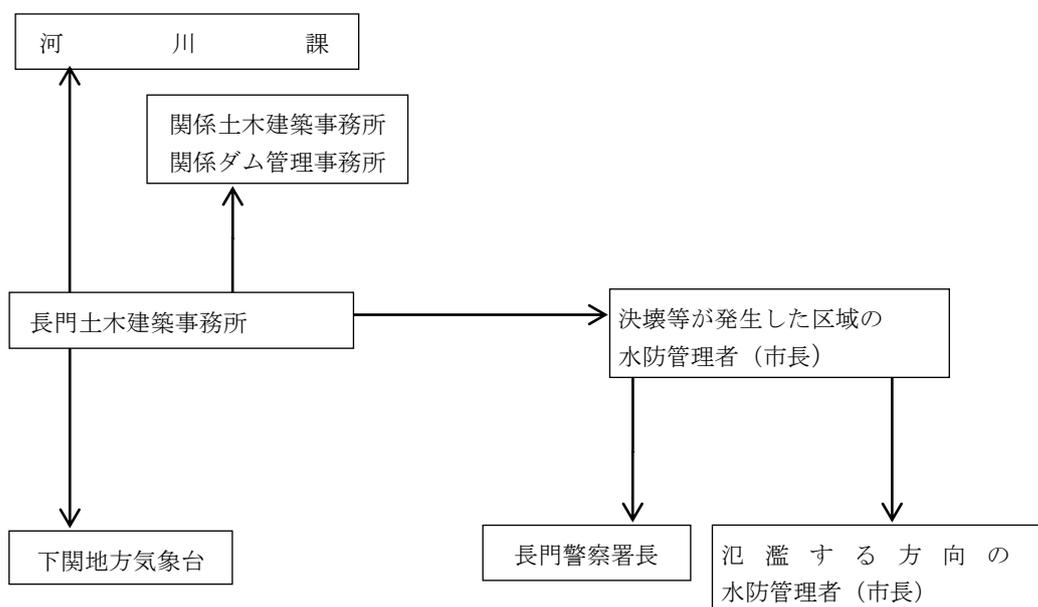
水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第7項 水防管理団体等相互の協力

1 河川管理者（知事）及び市長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- (2) 関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。）

<連絡系統図>



- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2 水防管理団体相互の応援、協力

水防管理団体が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲で、作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。したがって隣接水防管理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。

第8項 立退きの指示

1 避難

避難のための具体的な措置は、第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。

2 立退きの指示（法第29条）

洪水、津波、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くことを指示するものとする。

第9項 輸送

1 県の設備による輸送

水防上必要がある場合、長門土木建築事務所長は、保有する車両等を使用し、水防管理団体の応援にあたるものとする。

2 他の機関の設備による輸送

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第3編第8章「緊急輸送計画」に定めるところによる。

第10項 水防体制の解除

水防警戒の必要がなくなり、水防体制を解除した場合は、水防管理者はその旨を一般に周知させるとともに、長門土木建築事務所長を通して、県河川課に報告するものとする。

第11項 水防てん末報告

1 水防管理団体の報告

水防管理団体が水防活動を行ったときは、水防活動終了後5日以内に長門土木建築事務所を経由して、河川課経由で知事に報告するものとするとともに、知事は当該水防管理団体からの報告について中国地方整備局に報告するものとする。

2 長門土木建築事務所の報告

長門土木建築事務所が水防活動を行ったときは、水防管理団体の報告書に準じて作成し、水防活動終了後10日以内に河川課経由で知事に報告するものとする。

第10節 公用負担

水防法に定める公用負担については、次によるものとする。

第1項 物的公用負担（法第28条）

水防管理者（市長）、水防団長又は消防機関の長は、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができるものとする。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木、その他資材の使用、収用
- 3 車両、その他運搬用機器の使用
- 4 排水用機器の使用
- 5 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記1から4（2における収用を除く。）の権限を行使することができる。

第2項 人的公用負担（法第24条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができるものとする。

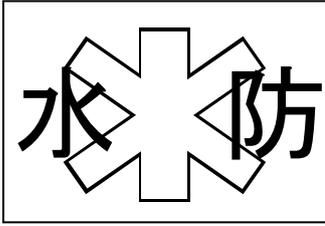
第3項 損失補償及び損害補償（法第28条、45条）

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、法第28条及び第45条に規定するところによるものとする。

第11節 水防標識・水防信号・身分証票

第1項 水防標識（法第18条）

水防のため出動する優先通行車両の標識は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第2条）



- 1 標識の大きさは、縦15センチメートル、横21センチメートルとする。
- 2 標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする。
- 3 地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする。

第2項 水防信号（法20条）

知事の定める水防に用いる信号は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第3条）

種別	発信の方法	警鐘による場合	サイレンによる場合
警戒信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒（約15秒） 約5秒 ○ー 休止 ○ー （約15秒） 約5秒ー 休止 ○ー
出動信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○休止 ○ー○ー○休止 ○ー○ー○	約15秒（約5秒） 約15秒 ○ー 休止 ○ー （約5秒） 約15秒 休止 ○ー
総出動信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○	約30秒（約5秒） 約30秒 ○ー 休止 ○ー
避難信号	必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分（約5秒） 約1分 ○ー 休止 ○ー

- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第3項 身分証票（法第49条）

水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に携帯提示する身分証票は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第4条）

(表)

第 号
水 防 公 務 証
所 属 職氏名
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第1項の規定により立入りをする者であることを証明します。
年 月 日発行 山口県知事
印

(裏)

水 防 法 抜 粋
(資料の提出及び立入) 第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

*用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第12節 水防訓練

第1項 指定水防管理団体の水防訓練（法第32条の2）

指定水防管理団体は、法第32条の2に定めるところにより、毎年1回以上訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行うものとする。

この水防訓練は、市及び県地域防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えないものとする。

第13節 水防協力団体

第1項 水防協力団体の指定、監督及び情報提供（法第36条、39条、40条）

水防管理者は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。また、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため、水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

なお、国、県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2項 水防協力団体の業務（法第37条）

水防協力団体は次の業務を行う。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第14章 要配慮者支援計画

第1節 避難誘導・避難所の管理等

市は、避難計画の実施に当たり、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導を行う。また、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

第1項 避難誘導

1 避難指示等の伝達

避難指示等を発令する市長等は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮するものとする。

2 避難誘導の方法

避難指示等が発令された場合、市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

3 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両、船艇等による移送に配慮する。

4 避難行動要支援者名簿等の活用

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第2項 避難所の設置・運営

市（福祉対策部・支所福祉衛生対策部）は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

県は、市等からの応援要請に基づき、広域的な福祉支援を実施する。

1 避難所の管理

(1) 市

ア 避難所を設置した場合、管理責任者は避難行動要支援者名簿の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。

イ 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護職員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。

ウ 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。

エ 自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけ、ひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

オ 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳ビン、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めるものとする。

(2) 県

県は、市等からの応援要請を受けた場合、山口県災害福祉支援ネットワーク協議会と調整し、DWATの派遣を行う。

2 被災者の他地区等への移送

(1) 市

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断された場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者、妊産婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

市は、要配慮者の移送手段が不足する場合、県に応援要請を行う

また、外国人旅行者を含む観光客の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

(2) 県

県は、市等からの応援要請を受けた場合、山口県災害福祉支援ネットワーク協議会と調整し、DWATの派遣を行う。

第3項 生活の場の確保

高齢者、障害者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

(1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者世帯等に配慮する。

2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者、妊産婦等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、市及び県は、その確保に努める。

3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

第2節 保健・福祉対策

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。このため、市及び県は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

第1項 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

1 市の体制

市（福祉・衛生対策部）は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意

し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。この場合、必要に応じ県又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、救護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

2 県の体制

県は、市からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、さらには、各種施設・協議会関係団体の職員派遣等の協力要請を行う。

第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、市及び県は、保健師・栄養士等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

- 1 市及び県の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
- 2 山口県精神保健福祉センター、健康福祉センター(環境保健所)等におけるメンタルヘルスケア
- 3 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、市及び県は、他県等の応援職員、関係団体、他市町の応援職員、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

市及び県は、発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動により、ニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を通して行う訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等との連携を図る。

2 福祉サービスの提供

- (1) 市及び県は、介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設等への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。
- (2) 県は、市等との連携のもとに、家庭での保育・養育が困難になった児童について、親族による受け入れの可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護委託等を行う。また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。
- (3) 市(地域福祉課・支所窓口・健康福祉担当)は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

3 情報の提供

市及び県は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、ケーブルテレビ、告知端末機、防災行政無線、掲示板、パソコン、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、FMラジオ等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、視覚障害者、聴覚障害者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。また、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。このため、被災社会福祉施設は、市、県等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

1 入所者等の安全確保

- (1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。
- (2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、発電、給食等の施設設備の安全を確認する。
- (3) 市及び県は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行うものとする。なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は市・県に対し、支援を要請する。

市（地域福祉課・支所窓口・健康福祉担当）及び県は、これら社会福祉施設の対応を支援する。
- (2) 被災地以外の地域の施設は、市又は県の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力するものとする。

第15章 ボランティア活動支援計画

第1節 ボランティアとの連携体制

市職員や応援等職員による応急対策活動で補うことができない活動等について各種ボランティアとの連携をとることにより、被災住民の救護活動を実施していく。

市によるボランティアの受入れ窓口の開設は、社会福祉協議会等の協力を得て進める。

第1項 ボランティア活動

1 ボランティアの種類

ボランティアの種類としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 救出に係わる専門ボランティア
 - (2) 医療に係わる専門ボランティア
 - (3) 土木、建築に係わる専門ボランティア
 - (4) 保健、福祉に係わる専門ボランティア
 - (5) 通信に係わる専門ボランティア
 - (6) 労力を提供する一般及び企業ボランティア
-
- 専門ボランティア
- 一般ボランティア

2 ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 救助、捜索、救急医療活動
- (2) 建物の応急危険度判定活動
- (3) 清掃、障害物除去活動
- (4) 要配慮者に対する各種福祉サービス及び生活支援活動
- (5) 被災者に対するメンタルヘルスケア等健康管理支援活動
- (6) 被災者に対する各種生活相談等生活支援活動
- (7) 被災者、避難者への炊き出し、義援物資等の管理・仕分け・配送
- (8) 避難予定場所の運営援助活動
- (9) 要配慮者に対する各種情報集約、提供活動

第2項 ボランティアとの連携

1 ボランティアの受入れ窓口

- (1) 災害時に職能を期待されるボランティア（専門ボランティア）

ア 市において担当窓口が定められている活動項目（事前登録活動等）

担当窓口（部・班）が受け付け、活動を依頼する。

イ 市において担当窓口が定められていない活動項目

福祉対策部・庶務班で受け付け、関係する部・班に振り分けるか福祉対策部・庶務班が直接活動を依頼する。

- (2) 一般ボランティア

ボランティアの受入れ担当窓口は、福祉対策部・庶務班と長門市社会福祉協議会が協同で行うが、その中心活動は、長門市社会福祉協議会が受けもつ。この場合、市（地域福祉課・支所窓口・健康福祉担当）は社会福祉協議会（現地センター）に対する情報提供、便宜供与を中心として対応する。

2 ボランティアの活動体制整備

社会福祉協議会が受け入れるボランティアの総合拠点として、現地センターが設置されている。その活動を行う際には、県災害ボランティアセンターとの情報交換、連携に努める。

市のボランティアにおける活動内容は次のとおりである。

- (1) ボランティアコーディネーターの確保
(ボランティアコーディネーターとは、ボランティアの活動事項と被災住民が必要としている活動事項を円滑に結び、適切な派遣を行うこと及びボランティア相互の総合調整を行う者である。)
 - (2) 宿泊場所のあっせん
 - (3) ボランティア保険の加入状況の把握
 - (4) 行政情報の提供（避難予定場所情報、物資情報、交通情報）
 - (5) ボランティア活動に伴う材料費等負担についての協議
 - (6) ボランティア名簿の作成
 - (7) 民間支援組織及び県の受入れ窓口との連絡調整
- 3 ボランティア需要の把握
- ボランティア需要の把握を行った際は、これを取りまとめて、福祉対策部・庶務班が現地センターに対して情報提供を行い、ボランティアの派遣の有無について確認する。また、この活動に対しては、原則としてボランティアの自主的対応に任せる。
- ボランティア需要の把握の例については、下記のとおりである。
- (1) 市本部が行う応急対策の活動において把握する。
 - ア 人員の不足から円滑な応急対策活動が進められない場合。
 - イ 各応急対策活動時に直接住民からの要望。
 - ウ 市、県が行う福祉対策活動（避難所、各家庭の訪問調査等）において把握。
 - (2) 市民の要望を地区が把握した場合。
 - (3) ボランティア需要の把握に選任するボランティアを用いて避難所等で収集を行う。
 - (4) 現地センター内に、住民の需要を直接聞く窓口を開設する。
 - (5) ボランティアコーディネーターが、状況により避難所等で直接住民から収集を行う。

第2節 一般ボランティアの支援体制

第1項 県、市社会福祉協議会の対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援体制のための体制を確立し、県、市災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

1 県災害ボランティアセンターの設置

県社会福祉協議会内に県災害ボランティアセンターを設置し、現地センターが救援活動に専念できるよう、県及び市災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

- (1) ボランティアの募集及び派遣
- (2) ボランティアセンター運営スタッフ等の応援要請及び派遣
- (3) ボランティア募集のための広報
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

2 現地センターの設置

被災地又は近接する市町の社会福祉協議会内に、ボランティア活動の第一線の拠点として現地センターを設置し、市災対本部と連携を図りながら、市内被災地でのボランティアの活動支援を行う。また、大規模かつ広域的な災害が発生し、当該現地センターが被災等によってその機能が十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町社会福祉協議会との現地センターの共同設置や民間支援組織等との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

- (1) 被災者ニーズの把握
- (2) ボランティアの募集及び受付
- (3) ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の提供等

3 その他の市町社会福祉協議会

被災地以外の市町社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び現地センターへ必要な支援を行う。

- (1) 県内ボランティアの募集
- (2) ボランティアセンター運営スタッフの派遣
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

第2項 やまぐち県民活動支援センター、市民活動支援センターの対応

やまぐち県民活動支援センター、市民活動支援センターは、県・市災害対策本部、県災害ボランティアセンター・現地センターとの連携を図りながら、必要な支援を行う。

第3項 県、市の対応

災対本部にボランティア担当窓口（福祉対策部・庶務班）を設置し、県災害ボランティアセンター、現地センターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

1 県の対応

- (1) 国、他県、市町、やまぐち県民活動センター、県災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズ等の情報収集
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 広域的な活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

2 市の対応

- (1) 県災害ボランティアセンター、現地センター各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズの把握
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他現地センターの運営や活動に対する必要な支援

第3節 専門ボランティアの支援体制

第1項 県の対応

県は、市からの要請により、あらかじめ登録され、あるいは、県社会福祉協議会を通じて、新たに登録された専門ボランティアの派遣、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第2項 市の対応

市（地域福祉課・支所窓口・健康福祉担当）は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災害対策本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第3項 県社会福祉協議会の対応

県社会福祉協議会は、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、専門ボランティアに関係する各団体との連絡調整を行い、災害時に県災害救助部救助総務班が円滑に派遣できる体制の整備に努める。

第4節 他都道府県の災害救助活動への支援

県は、他都道府県で大規模な災害が発生した場合において、被災県と緊密な連絡・調整を行いながら、市、関係団体と連携して、ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

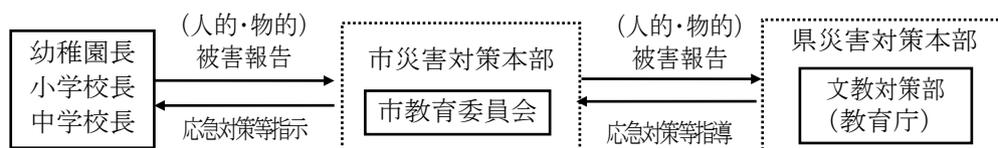
第16章 応急教育計画

第1節 文教対策

災害時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第1項 文教対策の実施

文教対策実施系統図



被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	<ul style="list-style-type: none"> ・災害速報 ・公立学校人的被害に関する報告 ・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等） ・要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・県立学校生徒等被害調査報告 ・特別支援学校児童生徒被害調査報告 ・私立学校人的被害に関する報告 ・私立学校物的被害に関する報告 ・学校給食関係被災状況調査報告 ・教職員住宅被害報告
(2) 報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」によるものとする。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第2項 児童生徒等の安全対策

市教育委員会及び県（教育庁各課、学事文書課）は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施し、又は指導助言してきたが、さらに次の視点に立った取り組みを推進していく。

取り組みの主な視点

- ア 様々な災害を想定した安全教育の年間指導計画の作成
- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 教職員に対する安全教育の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭・地域社会との連携を一層密にした安全教育指導と体制づくり
- カ 集団生活を行ううえでの基本的な生活習慣の確立と自主性の涵養
- キ 災害に対する年齢相応のボランティア活動の推進
- ク 学級活動（ホームルーム活動）等において、自他の生命を尊重する態度を育成し、安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

市教育委員会及び県は、所管する学校について、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

- ア 学校における地震防災応急対策計画の策定指導
市教育委員会及び県は、校長に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項

目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 学校の防災組織と教職員の任務
- (イ) 動員計画（勤務時間外における連絡、非常召集の方法）
- (ウ) 情報活動（情報組織、情報の収集、伝達、広報活動）
- (エ) 関係機関（県、市教育委員会、警察署、消防署（団））及び保護者への連絡体制
- (オ) 避難誘導（避難先、避難ルート、避難時刻、避難誘導責任者、避難方法、避難先での留意事項）
- (カ) 実験・実習中の対策
- (キ) 火元の遮断と初期消火活動
- (ク) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (ケ) 応援活動（被災者への応援協力）
- (コ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (サ) 総合支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策
（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料、飲料水の確保等）
- (シ) 避難誘導（在校時、登下校時、校外（屋内・屋外））

イ 防災訓練の実施

校長は、災害時に迅速的確な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練（県によるもの）
 - (イ) 地域防災訓練（市、防災関係機関等によるもの）
 - (ウ) 学校で行う訓練
- ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

(ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消 火 設 備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避 難 ・ 救 助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品 ・ 食 料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水（寄宿舎生等用）

(イ) 破損、火災等による被害防止

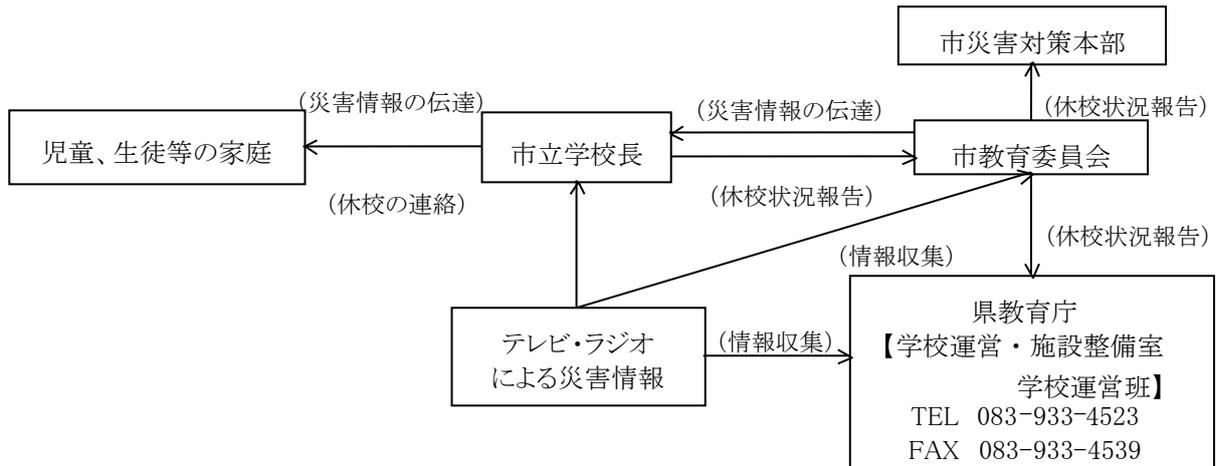
区 分	該当施設	点 検 確 認 事 項 等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
理科実験類・医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガ ス	理科実験室・調理室・給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無
石油 ガストーブ	教室・職員室・事務室・用務員室	周囲の引火物の有無

エ 気象情報の収集

学校は、市、県及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童、生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校については、児童、生徒の登校前、遅くとも午前7時頃までに決定連絡するよう努める。

なお、学校長は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。



(2) 災害時の対応

ア 市教育委員会及び県（教育庁各課、学事文書課）は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。

イ 学校教育施設の確保を図るため、学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

【校長】

ア 校長は災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(ア) 学校の管理する危険物の安全措置

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じるものとする。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・ 飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・ 汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・ 被災地域における感染症予防上の措置

イ 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、市教育委員会又は県教育庁教育政策課に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。また、災害速報を次の様式により、被害等の把握の都度報告する。

[資料編] 3-16-3① …学校被害状況報告様式

ウ 校長は、状況に応じ市教育委員会又は県と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会にその旨の報告を行い、市教育委員会は県教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。

[資料編] 3-16-3② …休校状況報告様式

エ 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記（4）イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行うものとする。

オ 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、市教育委員会又は県に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

カ 校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、市に応援を求める。

(3) 災害復旧時の対応

ア 市教育委員会及び県教育庁は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導助言し、及び支援する。

(ア) 学習場所の確保等

(イ) 教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置）

(ウ) 教科書等の供給

イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ 市教育委員会は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことが出来るものとする。

エ 市教育委員会及び県教育庁は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市町教育委員会に依頼するものとする

【校長】

ア 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、市教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）と連携し校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育再開に向けての態勢を整備する。

イ 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして必要な指導を行う。

ウ 校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保の斡旋依頼を行う。

エ 校長は、災害復旧の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について保護者及び関係者に連絡する。

オ 校長は、授業再開にあたっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

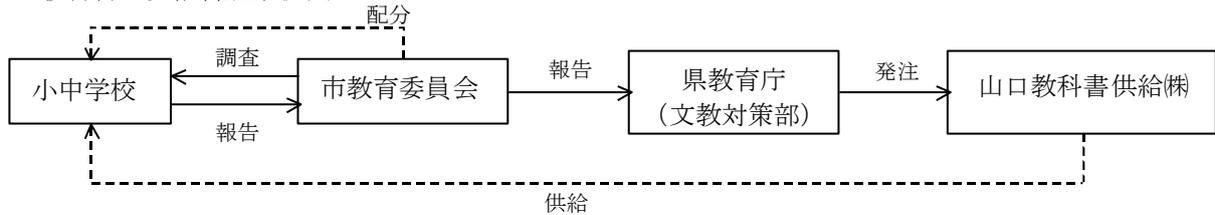
ア 学校施設の応急復旧	(ア) 施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録（写真等） (オ) 現地指導員の派遣
イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準	(ア) 応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合 交流プラザ等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた交流プラザ等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付文初管第211号）によるものとする。

<教科書の供給幹旋系統図>



2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（総合支援学校の小学部児童含む。）及び中学校生徒（中等教育学校の前期過程の生徒及び総合支援学校の中学部生徒を含む。）

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた市長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材

災害発生の日から1ヶ月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

長門市学校給食センターの管理者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、市教育委員会へ報告する。

市教育委員会は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

長門市学校給食センターの管理者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、ガス・水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

長門市学校給食センターの設置者及び管理者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

長門市学校給食センターにおいては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

長門市学校給食センターにおいては、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従事者の確保及び健康診断

市教育委員会及び県教育委員会は、調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保する。

また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

長門市学校給食センターにおいては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模または広域にわたり、市で対応できない場合は、県教育委員会及び市教育委員会による対策チームを設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

イ 市教育委員会は、長門市学校給食センターの調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、「学校教育法」に基づく援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、クラブ活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費

(イ) 補助率

国庫負担1/2 市1/2

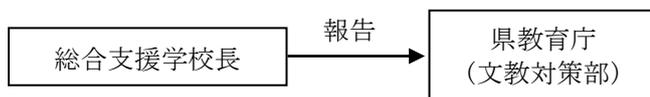
(ウ) 交付手続き

市からの交付申請

(2) 被災総合支援学校児童生徒等就学奨励

総合支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「被災支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。これに必要な取り扱い内容等は以下による。

ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握



※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による。

イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学又は帰省に要する交通費、付添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

(イ) 援助額

全部又は一部

(ウ) 交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

第2節 災害応急活動

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが特に、震災等による大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

第1項 避難所としての活動

学校が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時における役割及びこれに必要な対応について定める。学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市が行うものとする。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備

市の地域防災計画において、避難所に指定された施設整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じるものとする。

(1) 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

(2) 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

(3) 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

第1節 電力施設

第1項 実施機関

中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社

所管する電気施設等に災害が発生した場合、中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、災対法第39条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

1 災害対策の基本方針

災対法、電気関係法規及び中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の諸規程に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。

2 災害発生時の防災体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、総本部、支社及び各事業場において必要な防災体制を敷く。

3 災害応急対策

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次の事項により応急対策を実施する。

事 項	対 応 措 置
(1) 災害時における市との情報伝達	中国電力ネットワーク株式会社と市が協議して、連絡体制及び協力体制に関する取り扱いを別に定める。 [資料編] 3-17-1① …災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い [資料編] 3-17-1② …災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱
(2) 災害時における電気の保安	ア 電気施設及びその付近に災害が発生した場合は、直ちに技術員を現場に派遣し、送電を継続することが危険と認められるときは、当該範囲に対する送電を停止する等、危険予防に必要な措置を行う。 イ 火災の場合は、現場の警察官、消防関係者と緊密な連絡をとり、危険予防の措置を行う。 ウ 被災直後の感電、復旧後の通電による漏電火災等の二次災害防止に必要な広報活動を実施する。
(3) 災害時における応急工事	ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮し、迅速かつ適切に実施する。 イ 応急工事を実施するため必要な用地、資材の緊急確保については、状況により、知事、市長に協力を要請する等適切な方途を講じる。
(4) 災害時における広報	ア 広報活動 災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 イ 広報の方法 広報については、テレビ、ケーブルテレビ、告知端末機、FMラジオ、防災行政無線、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 災害復旧工事

(1) 復旧に際しては、被害の状況、設備の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短期日の復旧に努める。

(2) 復旧順位は、系統及び負荷の重要性を考慮し、復旧効果の大なるものから行うが、原則として次の方針による。

ア 電源側

主要水・火力電源に関連する発電変電設備並びに超高圧系統に関連する発電変電設備を優先し、次いでその他電源とする。

イ 負荷側

治安上必要な一般電灯、保安用電力、防災に関する公共機関、基幹病院、社会福祉施設、ライフライン施設を最優先とし、順次一般用電力とする。

第2節 ガス施設

災害等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

第1項 LPガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営むうえでの重要な対策となる。LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

1 調達・供給確保

- (1) 市において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県災害対策本部（防災危機管理課）に斡旋を要請する。
- (2) 県災害対策本部は、LPガス、ガス器具等の供給について、（一社）山口県LPガス協会に要請する。
- (3) （一社）山口県LPガス協会は県災害対策本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災害対策本部に連絡する。
- (4) 県災害対策本部は、要請市町に連絡するとともに、物資の引渡し場所について要請市町との調整の上決定する。
- (5) 連絡を受けた当該市町は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達するものとする。

また、引渡しに当たっては県災害対策本部又は要請市町は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

第3節 水道施設

災害による水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。このため市（上下水道局）はあらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施することとしている。

県は、市が実施する応急対策等について、必要な指導及び援助を行う。

第1項 災害時の活動体制

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

ア 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、水道対策部内の職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。

イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、参集し、応急対策に従事する。

ウ 上下水道局職員で不足する場合の人員の確保は、庁内各課、隣接、近接の地方公共団体、県災害対

策本部（生活衛生班）へ応援を求める。この場合の手順等については、あらかじめ防災担当課と協議しておく。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

ア 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定水道工事業者等へ協力要請を行う。この場合、業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災害対策本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

[資料編] 3-17-3 …水道給水指定工事業者名簿

イ 隣接、近接の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災害対策本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

イ 大規模災害による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、市災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定するなどしておく。

2 応急対策

対策項目	措置内容
(1) 災害復旧用資機材の整備	<p>ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。</p> <p>イ 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。</p>
(2) 施設の点検	<p>災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。</p> <p>ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。</p> <p>(ア) 主要送水管路</p> <p>(イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路</p> <p>(ウ) 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路</p> <p>(エ) 河川、鉄道等の横断箇所</p>
(3) 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合は、速やかに応急措置を実施する。</p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所</p> <p>取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>イ 送水・配水管</p> <p>(ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。</p> <p>この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。</p> <p>(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p>

3 復旧対策

水道事業者等は復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

対策項目	措置内容
(1) 取水・導水施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3) 管路の復旧計画	災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。 ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して復旧効果が最もあがる管路から順次行う。 イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管仮復旧を実施する。 ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位 (ア) 第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路 (イ) 第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路 エ 給水装置の復旧活動 (ア) 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。 (イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。
(4) 広報活動	ア 災害時における住民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。 イ 広報活動は、ケーブルテレビ、告知端末機、防災行政無線、広報車、FMラジオ等により実施する。 ウ 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期するものとする。

第4節 下水道施設

下水道は、住民の日常生活に大きくかかわっており、災害により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、下水道管理者（市・県）は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応することとしている。

第1項 災害時の活動体制

市の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

- (1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、担当業務、担当者を定めておく。この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。
- (2) 上下水道局の職員が不足する場合の要員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災害対策本部に対して応援を求める。この場合の手順等については、市にあっては防災担当課とあらかじめ協議しておく。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。

[資料編] 3-17-5 …長門市排水設備指定工事店一覧表

- (2) 大規模災害等発生の場合、市内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災害対策本部（都市施設対策班）に応援あっせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

3 情報連絡活動

- (1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。
- (2) 災対本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

災害発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

- (1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

3 応急措置

- (1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。
- (2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。
- (3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。この場合、関係課等と連携を図りながら、協力して実施する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水柵、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、住民の生活を直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、ケーブルテレビ、告知端末機、防災行政無線、広報車、FMラジオ等により実施するものとする。

第5節 電気通信設備

今日、住民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。

災害時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱を

も招くことになりかねない。このため、災害時において、通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等について必要な事項を定める。

第1項 災害時の応急活動体制（NTT西日本）

災害が発生した場合には、西日本電信電話株式会社山口支店（以下「NTT山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

1 実施機関

西日本電信電話（株）

2 災害対策本部の設置

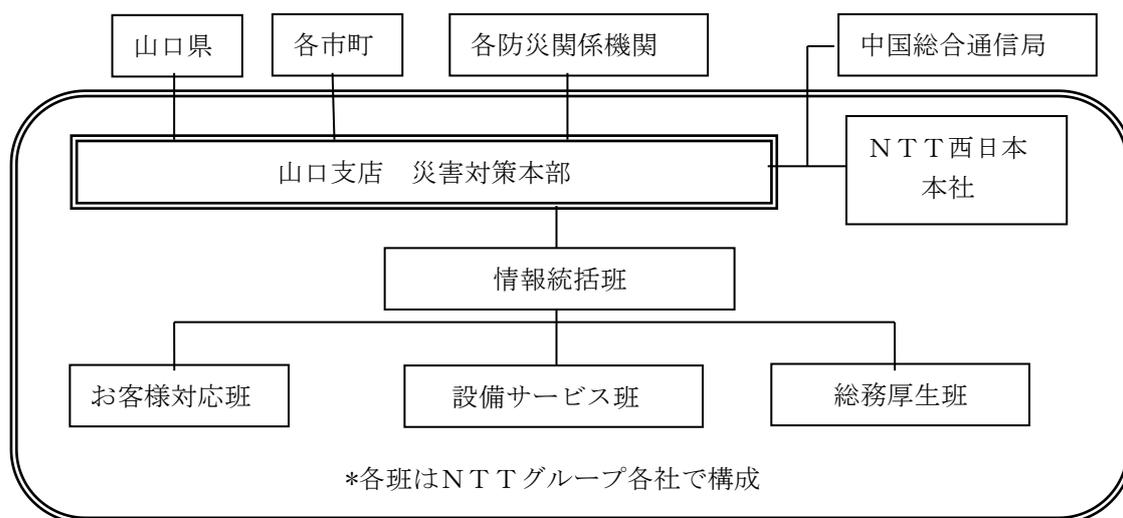
(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めた時は、西日本電信電話株式会社職制の規定にかかわらず、NTT山口支店に災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様対応班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

3 災害情報連絡体制の確立

災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

(1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図



(2) 災害情報の収集伝達概要

ア 災害状況等の報告経路

NTT山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにNTT西日本災害対策組織に連絡する。

イ 災害対策情報の伝達

NTT山口支店は、各事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

ウ 災害対策情報の広報及び報告

(ア) 県（災対本部又は防災危機管理課）への報告は、情報統括班（本部を設置していない場合は設備部災害対策室）が行う。

(イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。

(ウ) 県へ伝達を要する場合

- ・重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生した場合
- ・気象警報発表中における一般電話のり障状況

エ 災害速報

(ア) 災害速報と災害概況

災害が発生した場合、まず第1報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況等については、判明しだい災害概況を取りまとめ、報告する。

(イ) 報告の期間

災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがあるまで行うものとする。

オ 災害対策組織設置報告

災害対策組織を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正、副各1名及び担当者名を関係事業所に報告又は連絡するものとする。

連絡系統は、災害対策組織設置連絡図による。

カ 社内外への災害情報の周知

(ア) 社内

- ・支店内は、店内放送により災害情報を周知する。
- ・事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。

(イ) 社外

- ・総務厚生班から災害情報を提供する。

4 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

ア 非常用可搬形収容装置類

災害により、N T Tの交換機等が被災したときに運搬し、電話やインターネットサービスを提する。

イ 無線装置

通信途絶のおそれがある地域へ衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。

ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を主要事業所に配備している。

エ 応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを各事業所に配備している。

(2) 特設公衆電話の設置と緊急・非常扱い電報の受付け

ア 特設公衆電話の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む。）や事変その他の非常事態が発生した場合に開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に特設公衆電話を設置する。

イ 緊急・非常扱い電報の受付け

(ア) 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付番号を115番で受け付ける。その際、発信人はその旨を電報サービス取り扱所に申し出るものとする。

(イ) 緊急扱いの電報・非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

(3) 電気通信設備の点検

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。

ア 電気通信設備の巡回、点検並びに防護

イ 災害対策用機器及び車両の点検、整備

ウ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配

(4) 応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

ア 臨時回線の作成

イ 中継順路の変更

- ウ 規制等疎通確保
- エ 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）の運用
- オ 特設公衆電話の設置
- カ その他必要な措置

5 復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら次の工事を実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。
- (4) 災害復旧工事の計画
 - ア 応急復旧工事
 - イ 現状復旧工事
 - ウ 本復旧工事
- (5) 復旧の順位等
被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

第2項 災害時の応急活動体制（NTTドコモ）

災害発生に際し、移動体通信施設の被害の防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、移動体通信の確保を図る。

1 実施機関

(株)NTTドコモ中国

2 応急対策

(1) 防災組織

非常災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めるときは本社、支社及びNTT山口支店内に災害対策本部を設置する。

(2) 移動通信サービス復旧順位

公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するために、以下の措置を行う。

なお、重要通信を確保する機関についてはこの限りではない。

順位	復旧サービス	
第1順位	衛星電話サービス（陸上・海上）	
第2順位	自動車携帯電話サービス	重要通信を確保する機関の通話サービス
第3順位	自動車携帯電話サービス	一般電話サービス
第4順位	第1順位、第2順位、第3順位に該当しないもの	

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関、ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及びこれ以外の国又は地方公共団体

(3) 公衆通信の応急対策

災害救助法が適用された地域については、被災地の避難所、現地災害対策本部機関等へ、携帯電話の貸出を考慮する。

(4) 可搬型無線基地局装置（P-MBS）

可搬型無線基地局及び中継用マイクロ装置は、被災現場に出向き迅速に重要回線を確保する。

第18章 公共施設等の応急復旧計画

第1節 公共土木施設

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

第8章 緊急輸送計画第2節「緊急道路啓開」関連

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送道路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については、次のとおりとする。

実施機関名	応 急 措 置
都市建設課	ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。 イ まず、緊急輸送道路の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。 ウ 次に、二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。
農林水産課	ア 所管する道路、橋梁のうち、応急活動等を実施するうえで比較的緊急度の高い住宅密集地周辺の施設について、迅速な被害状況の把握及び応急措置を実施する。 イ 所管する臨港関連道路及び橋梁の被害状況を把握する。 ウ 海上輸送基地に指定された施設周辺の所管する道路、橋梁の被災箇所の応急措置及び障害物の除去を実施する。
警 察	ア 発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。 イ 各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。 ウ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。 エ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。 オ 災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

(2) 応急復旧対策

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
都市建設課 農林水産課	ア 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送道路の道路啓開を最優先に行う。 イ その後、一般道路のうち、応急復旧活動、住民生活に必要な道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、決壊等）の応急復旧工事を実施する。 ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。 エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せ発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。 緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設

暴風、高潮等により堤防、護岸、ダム及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

- (1) 水防活動と並行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (2) 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。
- (3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。
- (4) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

3 港湾・漁港施設

港湾・漁港施設は、道路等の陸上施設と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模地震等が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

暴風、高潮により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、各管理者において応急措置及び応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策
都市建設課 農林水産課	<p>ア 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（海上保安部、船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。</p> <p>イ 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。</p> <p>ウ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。</p> <p>エ 港湾・漁港に係る応急工事 (ア) 後背地に対する防護 高潮、高波による防波堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。</p> <p>(イ) 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。</p> <p>(ウ) けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。</p>

4 海岸保全施設

海岸施設が、暴風、高潮等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
都市建設課 農林水産課	<p>(1) 気象情報（暴風・高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 管理する施設が暴風、高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。</p> <p>ア 堤防 イ 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。</p>

5 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
都市建設課 農林水産課	<p>災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るための必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。</p>

	<p>(1) 砂防施設 ア えん堤、床固、護岸、堤防、山腹工事又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれがあるもの。 イ 溪流保全工若しくは床固の埋そく又は埋没で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれのあるもの。</p> <p>(2) 地すべり防止施設 施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれがあるもの。</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊防止施設 擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの。</p> <p>(4) 溪流保全工に係る応急工事 ア 溪流保全工が決壊したとき、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。 イ 仮設工事では、著しく手戻り工事となるか又は効果がないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。</p> <p>(5) 砂防えん堤に係る応急工事 砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう、板柵その他の応急工事を施工する。</p>
--	---

6 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
農林水産課	<p>(1) 治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。</p> <p>(2) 林道施設 ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。 イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 (ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 (イ) 復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合。 (ウ) 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合。</p>

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

市、県及び中国地方整備局山口工事事務所（以下「応急措置等実施機関」という。）は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

(1) 技術者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じるものとする。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、緊急動員できるよう適切な措置を講じるものとする。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

2 関係機関に対する応援要請

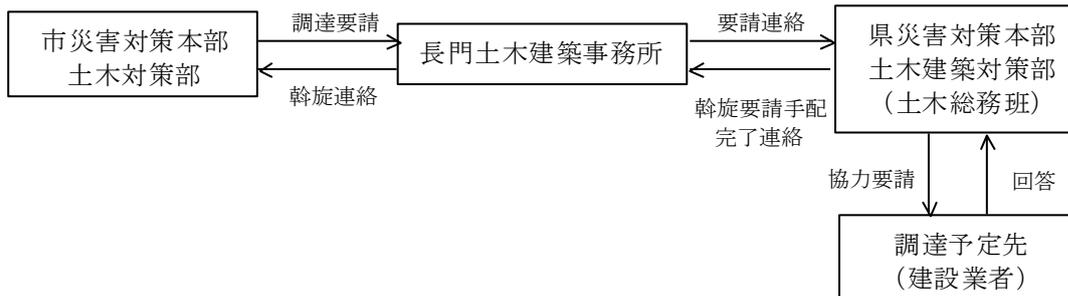
大規模災害が発生した場合において、県単独で対応できない場合には、隣接県等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。なお、自衛隊の派遣要請も併せ実施し、対応するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画

(1) 緊急使用のための調達

災害又は広域に及ぶ災害のため、市本部各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、県土木建築対策部が、県域全般の調達計画の樹立及び調達、運用等の措置を担当する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 使用場所及び使用期間
- (イ) 使用目的（作業内容）
- (ウ) 機械の種類及び必要台数
- (エ) その他必要な事項

(2) 中国地方整備局に対する応援要請

中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ 平成31.4.1 各県土木関係部長、広島市道路局長及び中国地方整備局統括防災官間」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。県又は市町が大規模災害時に中国地方整備局長に対し、応援を求めた場合、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、中国地方整備局所管の災害対策用機械を派遣することができる。

(3) 調達方法

緊急時における建設機械等の調達について、県土木対策部は、調達順位、調整手段、費用負担等について、応急措置等実施機関並びに建設業者とあらかじめ協議しておくものとする。

第2節 公共施設

地方公共団体が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図るうえで重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第1項 応急対策

市及び県は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

- (1) 緊急避難の指示
管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。
- (2) 被災状況の把握
管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。
- (3) 応急対策の実施
 - ア 被災当日及びその後における施設の運営
 - イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設整備の保全措置
 - ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置
- (4) 報告・応援要請
管理者は、被災状況について各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、住民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接かかわるおそれがある。このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

第1項 災害時の活動体制

1 実施機関

西日本旅客鉄道(株)・日本貨物鉄道(株)

2 災害、運転事故対策本部の設置

機 関 名	内 容
西日本旅客 鉄道株式会社	<p>(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、中国統括本部に事故対策本部を、また被災現場に現地対策本部を設置する。</p> <p>(2) 現地対策本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。</p> <p>(3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対策本部長として任務を遂行し、現地対策本部長が到着したときはその任務を引継ぐものとする。</p> <p>(4) 事故発生時における事故対策本部の防災組織は、第1章第3節の組織による。</p> <p>(5) 事故対策本部及び現地対策本部の業務は、おおむね次のとおりである。</p> <p>ア 事故対策本部</p> <p>(ア) 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。</p> <p>(イ) 併発事故、災害の未然防止に関すること。</p> <p>(ウ) 被害の拡大防止に関すること。</p> <p>(エ) 運転事故、災害の復旧に関すること。</p> <p>(オ) 応急輸送に関すること。</p> <p>イ 現地対策本部</p> <p>(ア) 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。</p> <p>(イ) 運転事故及び災害の情報に関すること。</p> <p>(ウ) 被害の拡大防止に関すること。</p> <p>(エ) 応急輸送に関すること。</p>
日本貨物鉄道 株式会社	<p>災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の事故対策本部及び現地対策本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の事故対策本部及び現地対策本部を設置して同様の業務を行う。</p>

3 警戒体制

災害の発生が予想される場合は、おおむね次の警戒体制をとる。

機 関 名	内 容
西日本旅客鉄道株 式会社 日本貨物鉄道株式 会社	<p>(1) 中国統括本部又は支店の関係者は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。</p> <p>特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。</p> <p>(2) 中国統括本部又は支店の関係各課は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。</p> <p>(3) 天候不良時の警戒については、関係地方気象台からの鉄道気象電報等及びその地区の気象状況等により線路等の警戒を行うとともに、関係地方気象台との連絡及びラジオその他による気象情報に注意し、気象の推移、台風の進路等の予測に努める。</p> <p>(4) 強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。</p>

4 通信連絡体制

機 関 名	内 容
西日本旅客鉄道株 式会社	<p>(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。</p> <p>(2) 通報経路</p>
日本貨物鉄道株式 会社	<p>通報経路</p>

第2項 応急措置

- 1 災害が発生したとき、又は、発生が予想される場合は、人命の救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとるものとする。

- 2 事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めるときはその出動を要請する。
- 3 事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第3項 応急復旧

鉄道施設は、公共輸送機関として住民の日常生活、社会経済活動を営むうえで重要な役割を担っており、災害が発生した場合速やかな応急復旧を実施する。

1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「事故対策本部」及び「現地対策本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。
- (2) 事故対策本部長並びに現地対策本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。

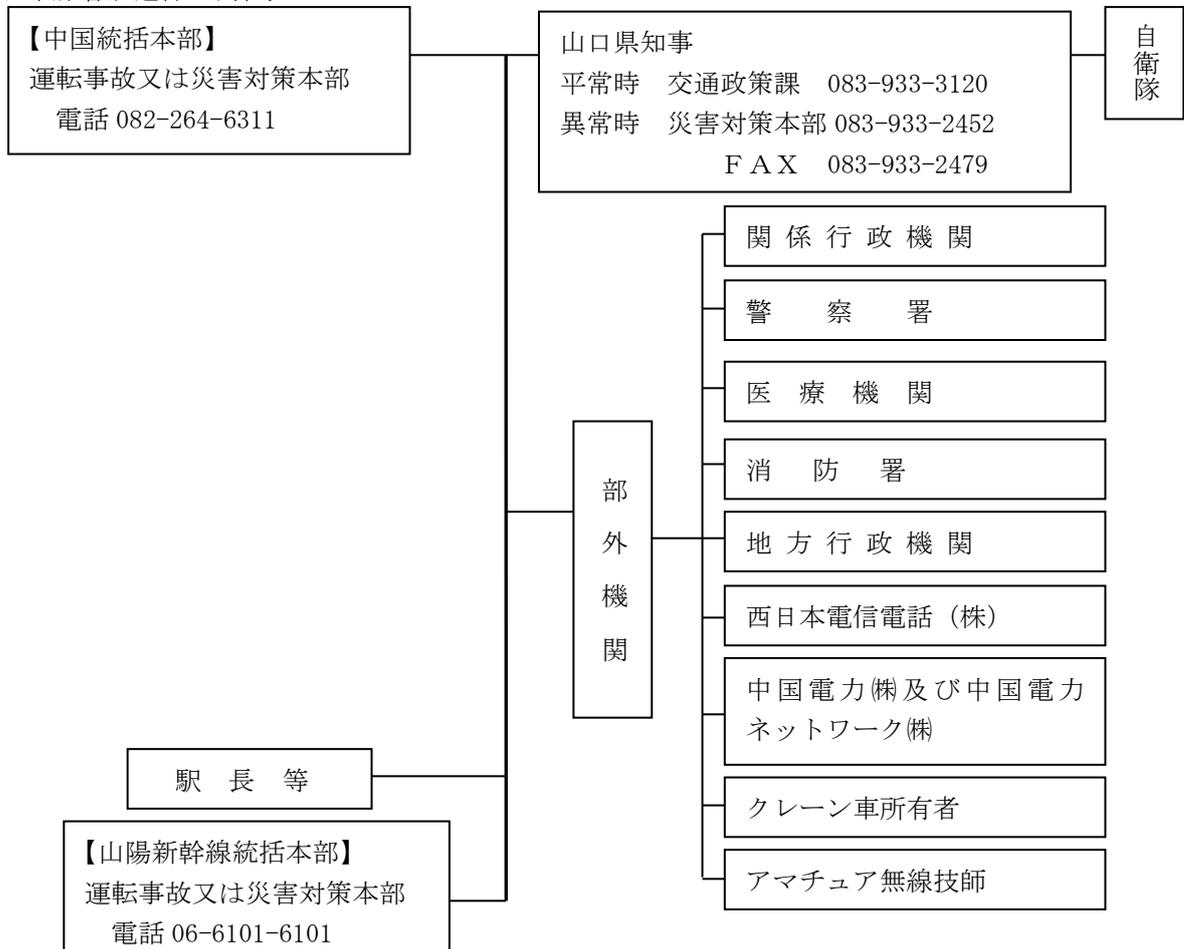
なお、駅長はあらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合わせておくものとする。

- ア 関係行政機関（市及び県・国の機関）
- イ 警察署
- ウ 消防署
- エ 地方交通機関
- オ 西日本電信電話株式会社
- カ 自衛隊
- キ 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社
- ク クレーン車所有者
- ケ アマチュア無線技士

- (3) 事故対策本部及び現地対策本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、事故対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。

(4) 部外機関との連絡系統図

〔西日本旅客鉄道株式会社〕



第19章 雪害対策計画

第1節 道路鉄道除雪計画

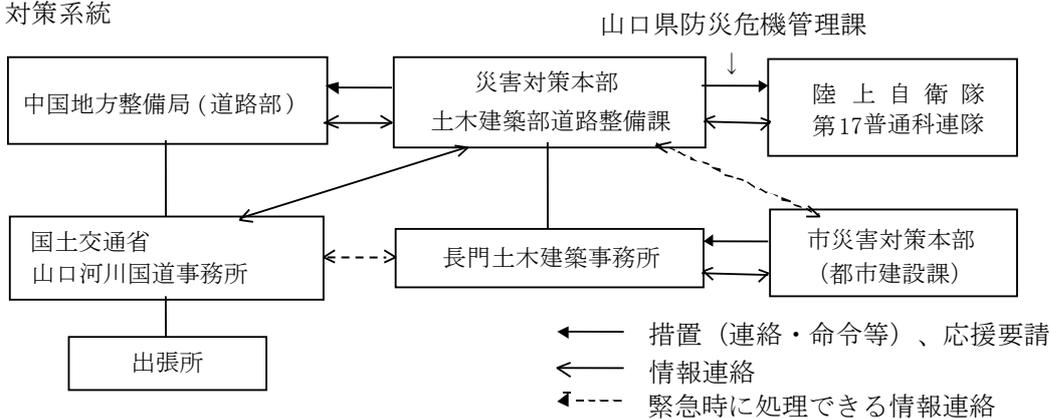
第1項 実施機関

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施するものとする。

- 1 県道及び県管理国道の除雪
山口県土木建築部道路整備課（長門土木建築事務所を含む）
- 2 国道の除雪
直轄道路については、中国地方整備局（国土交通省山口河川国道事務所）
- 3 市道の除雪
市（都市建設課）
- 4 鉄道除雪
西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

第2項 道路除雪

1 対策系統



2 市が行う除雪

市（都市建設課・支所施設管理担当）は、市管理道路のうち、除雪可能区間について機械除雪を実施し、冬季道路交通の確保を図る。

(1) 除雪路線の指定

あらかじめ緊急輸送路を優先とする除雪路線及び除雪機械の配備を決定し、除雪実施体制を確立するものとする。

(2) 除雪機械及びオペレーターの配置計画等の整備

市内の建設業者等の所有する除雪用機械数オペレーターの動員可能数を把握し、配置及び輸送方法を検討し、協力体制を確立しておくものとする。

3 災害時における道路交通確保のための緊急措置

(1) 情報連絡体制

市（都市建設課・支所施設管理担当）は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときは、長門土木建築事務所、警察署及び消防署と連絡を密にし、道路交通確保のための緊急措置を図る。

また、ケーブルテレビ、告知端末機、防災行政無線、広報車、FMラジオ等により、住民等への周知を図る。

(2) 警戒体制及び緊急体制への移行

県北部に大雪警報が発表されたときは、第1警戒体制の配備につき、豪雪等のため必要と認めるときは、第1、第2警戒体制又は災害対策本部体制の配備につくものとする。

(3) 「住民除雪」の協力体制の確立

市及び県が行う道路除雪に関連して、地域住民による排雪作業の協力体制の確立を推進する。

第3項 鉄道除雪対策

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店は、除雪対策を樹立し、積雪時には除雪対策を実施する。

1 除雪計画の樹立

降積雪がはなはだしい場合は、早期にラッセル車を運転する。この場合必要により、一部の営業列車を運転休止することもあり得るものとする。

- (1) 積雪状況の把握及び段階的想定
- (2) ラッセル車運転計画の樹立
- (3) 一部営業列車の運転規制及び列車の迂回運転計画の樹立

第4項 孤立対策計画

国土交通省、県、市（都市建設課・支所施設管理担当）は必要に応じて所管路線の巡視警戒並びに除雪を実施し、交通確保のための対策を実施するとともに、警察及び運輸関係機関との連絡調整を図るものとする。

第5項 保健衛生対策

第3編第11章「保健衛生計画」に掲げる対策によるほか次によるものとする。

1 救急患者の緊急輸送対策

- (1) そり、スノーボードによる輸送対策及び要員の確保
- (2) ヘリコプターによる空中輸送要請
- (3) ヘリポートの設定及び標識

2 環境衛生対策

- (1) 水道施設の保全等飲料水の確保
 - ア 水源施設、浄水施設、配水池の換気孔の除雪
 - イ 消毒薬品特に塩素の確保備蓄
 - ウ 滅菌器及び予備滅菌器の整備並びに保温設備の整備
 - エ 送水設備の補助機関の整備及び試験的送電の実施
 - オ 積雪地における、どろ吐管、空気弁、制水弁、消火栓、計量装置等の位置の標示並びに消火栓の除雪確認、凍結防止のための措置
 - カ 配水系統の調査と危険個所の確認並びに給水装置等露出配管の凍結破損防止措置
 - キ 断水時の給水措置は、市防災計画に定めるものとする。
- (2) し尿、ごみの処理
 - ア し尿の汲取処分
 - (ア) 大雪注意報発令の場合は、各家庭の便槽を汲取っておくこと。
 - (イ) 積雪時に汲取り運搬車の運行不能の場合を想定し、雪どけ時に飲料水、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、あらかじめ標識を設けておくこと。
なお、処理場への投棄に際しては、同時に消毒剤の散布を行うこと。
 - イ ごみの収集処分
ごみは、各家庭で焼却処分を行い、残物は環境衛生上支障なく、雪どけ後運搬便利な場所を指定し堆積しておくこと。
- (3) 遺体埋火葬
 - ア 火葬場への交通途絶の場合は、応急の「そり」による輸送を図ること。
 - イ 輸送不能の場合は、臨時野焼場を設置処理すること。
この場合は、所轄警察署への連絡に留意すること。

(4) 家畜の死体処理

死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）は、死亡獣畜取扱場に運搬し処理すること。ただし、運搬不能の場合は、所轄健康福祉センターの許可を得て、解体、埋却若しくは焼却すること。

3 食品衛生対策

(1) 食品

ア 食品不足に備え、びん詰、かん詰、インスタント食品を備蓄すること。

イ 食中毒防止のため、食品備蓄方法の指導を行うこと。

ウ 洗浄用水の不足が予想されるので、使い捨て容器や衛生手袋を確保すること。

(2) 搾乳業者の指導

生乳用容器の不足が予想されるので、保存容器の確保及び臨時容器、既存容器の保清について、十分に指導すること。

第20章 火災対策計画

第1節 火災防ぎょ計画

火災の警戒及び延焼の防止等、火災防ぎょに必要な対策について定める。

なお、大規模地震時における消防活動については、震災対策編第4編第12章第2節に定めている。

第1項 実施機関及び組織

1 実施機関

(1) 市

現行の消防組織は市消防が原則であり、従って区域内における建物、山林、船きよ又は埠頭にけい留された船舶その他の工作物等の火災にかかる防ぎょ活動を実施する。

(2) 海上保安部

海上における船舶等の火災にかかる防ぎょ活動を実施する。

(3) 県

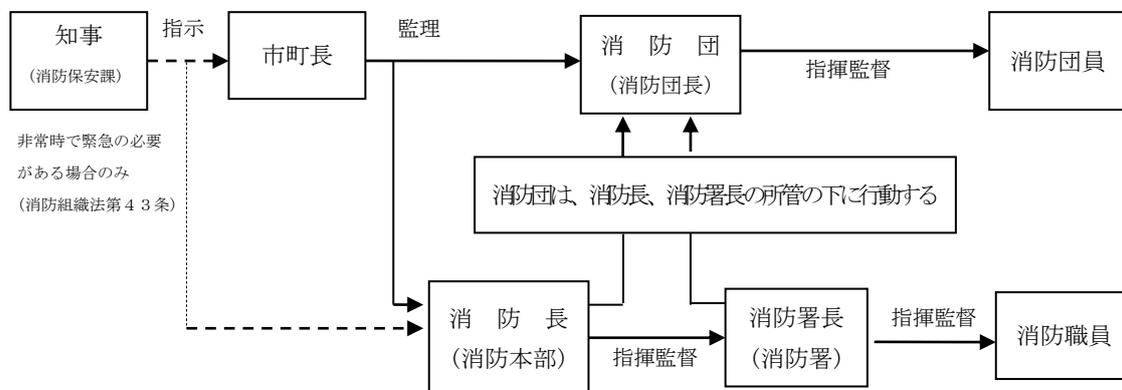
大規模火災で必要がある場合、又は市から要請のある場合、市町相互間の連絡調整又は火災防ぎょのための必要な指導、助言若しくは勧告等を行い市町を支援する。

(4) 警察本部

住民の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防ぎょに必要な措置（交通規制等）を行う。

2 消防の組織体制

市・消防機関の系統及び県との関係は下記のとおりである。



第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

1 火災気象通報

(1) 下関地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

ア 定時に行う火災気象通報

気象台長は毎朝5時頃に、おおよそ24時間先までの気象状況の概要を、気象概況として知事に通報する。

この気象概況通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しに「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示を行わない。

イ 随時に行う火災気象通報

直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨に関し随時通報する。

【火災気象通報の通報基準（＝乾燥注意報、強風注意報の発表基準）】

火災気象通報【乾燥】 (乾燥注意報)	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合
火災気象通報【強風】 (強風注意報)	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が10m/s以上予想される場合
火災気象通報【乾燥・強風】 (乾燥注意報及び強風注意報)	(上段二つの条件に該当する場合。)

(2) 知事（防災危機管理課（消防保安課））は、下関地方気象台から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったときは直ちにこれを市長に通報する。

2 火災警報の発令

(1) 市長は、県知事（防災危機管理課（消防保安課））から火災気象通報を受けたとき、市消防本部の気象観測記録が火災警報発令の基準に達している場合は、一般に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令するものとする。なお、発令基準は次のとおりである。

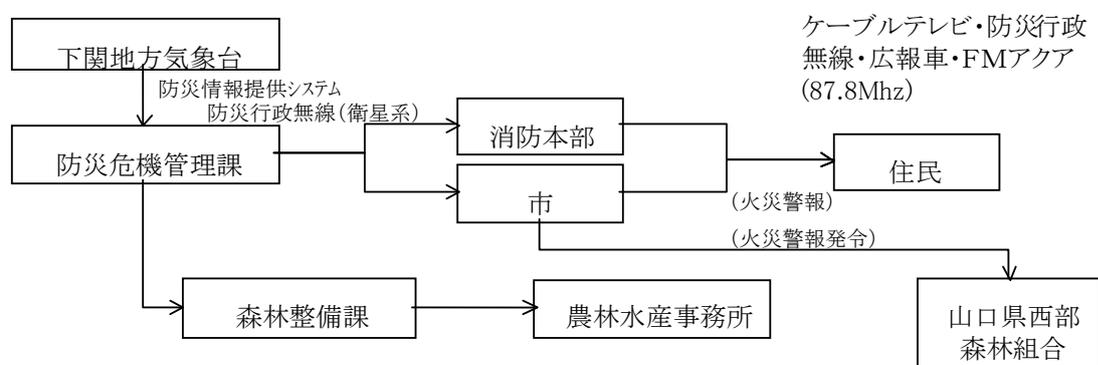
<p>(火災警報発令の基準) 長門市火災予防条例等施行規則 第5条 法第22条第3の規定による火災警報は、次に掲げる場合に発するものとする。ただし、降雨量が1ミリメートル以上のときは、この限りでない。 (1) 実効湿度が55パーセント以下で最大風速が毎秒15メートル以上のとき。 (2) 平均風速毎秒13メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。</p>

(2) 気象台からの火災気象通報以外にも火災予防上必要な注意報として以下のものがあり、市長はこれを有効に活用し必要な措置を講じるものとする。

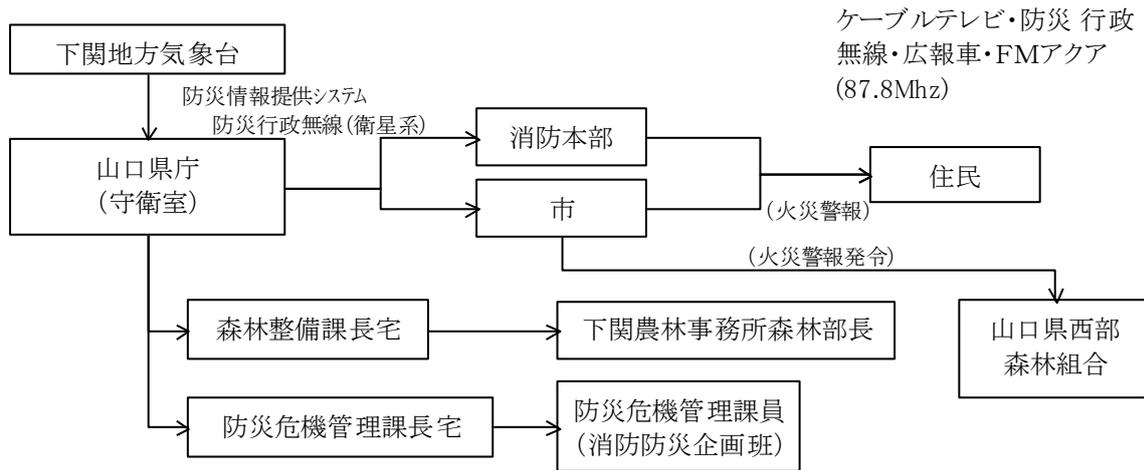
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が10 m/sを超えると予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合。

3 火災気象通報・火災警報の連絡系統

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



4 火災気象通報・火災警報の周知

(1) 火災発生防止のための住民への呼び掛け

県から火災気象通報を受けた市長（消防長）は、防災メール、ケーブルテレビ、告知端末機、防災行政無線、広報車、FMアクアを活用して住民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。

(2) 市（消防本部）は、火災警報を発令したときは以下の方法により（単独で又は組み合わせるなどして）一般に周知を図る。

- ア 防災メール、ケーブルテレビ、告知端末機、防災行政無線、FMアクアを使用しての周知
- イ 広報車等による巡回広報

5 防火パトロールの実施

市（消防本部）は、火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、消防職員及び消防団員による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（火災気象通報、警報・注意報発表中）には、特に警戒体制を強め、広報車等でパトロールを強化する。

第3項 消防活動

市長は、当該区域内における消防に関して定めている「市消防計画」及び「市防災計画」に基づき、所有する資機材、人員を活用して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

1 情報収集活動

火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、市、消防機関は情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

初期情報	中期情報
<ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生場所、程度、延焼方向 ・大規模救助、救急事象の発生場所及び程度 ・付近の消防水利の状況 ・進入路確保の有無 ・その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ・消火活動の見通し ・交通混雑による通行不能箇所及び状況 ・住民の避難状況及び避難者の動向 ・危険物、高圧ガス等の漏えい・流出及び火災危険の状況 ・その他必要事項

2 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平常時から次により、必要資機材の把握に努める。

- (1) 資機材の配置状況
- (2) 必要資機材等の種別
- (3) 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況
- (4) 資機材等の調達先（協力先）の状況
- (5) 機材等の使用期間

3 情報伝達

(1) 関係機関への伝達

ア 市消防機関は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について関係機関（市、県、警察署、隣接市町等）に対し速やかに伝達するものとする。また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

イ 市消防機関から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災害等即報要領」による事項とするが、次のいずれかに該当する火災を覚知したときから30分以内に第一報電話・FAXにより報告するものとする。

- (ア) 死者が3人以上生じた火災又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災
- (イ) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (ウ) 空中消火を要請した林野火災
- (エ) 定期点検報告制度の特例認定を受けた防火対象物等の火災
- (オ) タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災等社会的に影響が大きいもの
- (カ) 危険物の漏えい、流出、爆発等の事故
- (キ) 放射性物質の漏えい等の事故
- (ク) 可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故で、社会的影響の大きいもの

ウ 県は市からの通報又は自ら必要な情報の把握に努め、「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係機関に伝達する。

(2) 応援要請必要時の情報連絡

第23章 山口県広域消防応援・受援基本計画 参照

4 住民に対する安全対策

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり住民の安全確保対策が必要となる。

また、消火活動を円滑に実施するため付近住民等への規制措置も必要となることから、市消防機関は、以下の対策を講じるものとする。

(1) 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

ア 火災警戒区域の設定

消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれがあるとき、かつ火災が発生したならば付近住民の人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。

イ 消防警戒区域の設定

消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、住民の生命又は身体の危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

ウ 設定・表示要領等

- (ア) 警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。

- (イ) 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名（災害対策本部が設置された場合は市長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。
- (ウ) 警戒区域には、関係者以外の者の立ち入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。

(2) 避難指示

火災の延焼拡大、危険物等の漏えい、流出、爆発等の危険が予想される場合において、住民の身体生命の保護のため、必要に応じ避難指示、誘導を実施する。

ア 一般的な避難判断基準

(ア) 火災

- a 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想される時。
- b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。

(イ) 危険物の流出

危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され人的被害が生じるおそれがあるとき。

(ウ) ガス等の漏えい

燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の人的被害が予想される時。

イ 市長等の避難指示

第5章 避難計画 第1節 参照

ウ 避難場所・避難誘導

避難対策については第5章 避難計画 参照

なお、火災に関して留意する事項は以下のとおりである。

(ア) 避難場所の決定

市防災計画に定める避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。

(イ) 避難順位

火災現場の風下に位置する住民のうち要配慮者を優先する。

(ウ) 避難方法等

火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。

(エ) 避難経路

比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。

(オ) 避難誘導

消防団員、市職員によるほか、警察官、防火クラブ員、自主防災組織等の協力を得て実施する。

(カ) 避難場所・退去跡地の警戒

警察官、市職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

5 災害広報

地域住民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。

この場合、情報の混乱をきたさないよう、市部局と消防機関で情報の一元化、役割分担等について協議するものとする。

なお、広報活動は、住民に対する広報と報道機関に対する報道広報に大別して行う。

(1) 住民広報

住民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難指示等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。

ア 災害情報

- (ア) 気象情報
- (イ) 被害状況
- (ウ) 危険区域の状況、警戒区域設定状況
- (エ) 安否情報
- (オ) 道路交通情報
- (カ) その他必要事項

イ 避難広報

- (ア) 避難指示等の出された地域の範囲等
- (イ) 避難先（一時避難所又は避難所の所在地、名称）
- (ウ) 避難経路
- (エ) 避難の理由（危険切迫の理由）
- (オ) 避難上の留意事項（戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）
- (カ) 避難順位
- (キ) その他必要事項

(2) 報道広報

警察、消防本部、市部局等と調整の上、次の事項について発表する。

なお、市災害対策本部が設置された場合は、消防単独の発表は行わない。

ア 被害状況等

- (ア) 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等
- (イ) 災害危険区域等
- (ウ) 避難、警戒区域設定状況
- (エ) 避難状況、災害に対する留意事項

(3) 伝達・広報手段

ア 広報は、ケーブルテレビ、告知端末機、防災行政無線、広報車、口頭伝達、テレビ、FMラジオ等を活用して行う。

イ 住民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。
この場合の手続き等については、第2章 災害情報の収集・伝達計画 第5節参照

第4項 知事の指示権

知事は、台風、水火災等で、数市町にまたがる広域災害、一市町の全域にわたって甚大な被害が発生するなどの非常事態の場合で、特に必要があると認める時は、災害対策基本法第72条及び消防組織法第43条の規定による知事の指示権により、市長、消防長、水防管理者に対して災害防ぎょ措置に関し指示し、又は他の市町長に応援出動の措置を指示して人的被害の防止に努める。

1 指示権を発動する場合の基準

応急対策措置については、市長が第一次的に相互応援又は応援要求により処理すべきであり知事の指示権は、市の機能では適切な防ぎょ措置を講じることができない場合に発動する。

(1) 指示の範囲

- ア 対策要員の応援派遣
- イ 災害防ぎょ、鎮圧の措置
- ウ その他災害防ぎょ措置に関し必要と認める事項

(2) 指示権の発動の区分

指示権の発動区分及び派遣人員の基準は原則として下記によることとするが、指示先の市町と協議のうえ、出動人員は適宜増減する。

第1次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員の1/3の人員を派遣することを指示する。
第2次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地周辺の市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員の1/2の人員を派遣することを指示する。
第3次指示権の発動	災害が2地区以上に及び、その被害が甚大の場合発動するものであって、被災地域以外の市町に対して、その所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員の1/2の人員を派遣することを指示する。

第5項 市内消防機関の消防力

消防活動に必要な消防力については、その充実に努めてきており、その概要は下記のとおりである。

- 1 消防本部・消防団等の組織人員の現況
 - [資料編] 3-20-7① …消防本部・消防署組織表
 - [資料編] 2-2-1① …消防団組織表
 - [資料編] 3-20-7② …消防職員・団員数と消防車両・団保有機材
- 2 消防資機材及び消防水利の現況
 - [資料編] 3-20-7② …消防職員・団員数と消防車両・団保有機材
 - [資料編] 3-20-7③ …消防水利の現況

第2節 林野火災対策計画

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。

第1項 実施機関及び組織

第1節第1項参照

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

第1節第2項参照

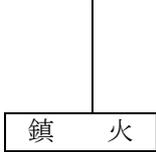
第3項 林野火災に係る消防活動

- 1 消防活動の実施機関
 - (1) 市長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。
消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。消防機関は、林野火災防御図の活用を図りつつ、効果的な消火活動実施するとともに、時機を失することなく、近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。
 - (2) 林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。
 - (3) 住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。
- 2 消防活動の組織体制

第1節第1項2参照
- 3 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、又活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには、林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから以下にその概略を示す。

事象の経過	市・消防機関の対応	関係機関の対応
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">異常気象</div>	<p>警戒体制措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員（団員）の招集準備 (4) 車両の移動配置準備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 2 山口県 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災危機管理課 市町・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課（農林水産事務所（森林部） 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">出 火</div>	<p>覚知（通報受信）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 覚知情報の伝達 2 出 動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火災初期における防御体制 <ol style="list-style-type: none"> ア 非番職員、団員の非常招集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請 	<ol style="list-style-type: none"> 1 覚知情報入手 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県の対応 <ol style="list-style-type: none"> ア 消防防災ヘリコプターによる状況把握 イ 自衛隊への通報・協議 ウ 県警察ヘリによる状況把握要請 エ 市町からの情報収集 オ 関係先連絡 カ 下関地方気象台からの情報収集 (2) 森林組合等 (3) 隣接市町・消防機関 <ol style="list-style-type: none"> ア 警戒体制 イ 応援出動準備 <ul style="list-style-type: none"> ・応援隊員の確保 ・資機材の確保と点検 ・応援隊輸送準備
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">火災拡大</div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域応援要請（隣接・他県消防） 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 <ol style="list-style-type: none"> ア 水のう イ 消防ポンプ車 ウ 無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難指示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保 	<p>県の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防防災ヘリコプターによる空中消火 (2) 隣接県への広域応援要請 <ol style="list-style-type: none"> ア 消防庁への要請 イ 隣接県防災危機管理課への連絡 (3) 自衛隊災害派遣要請 <ol style="list-style-type: none"> ア ヘリコプター・要員の派遣 イ 消火資機材の搬送 ウ 地上部隊員の派遣 (4) 消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">鎮 圧</div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 残火処理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 再燃防止対策 <ol style="list-style-type: none"> ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡 	<p>県の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関への報告等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2 派遣部隊撤収要請

	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災原因 (1) 出火原因・損害関係 (2) 火災防ぎょ鎮圧活動関係	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 警察の対応 (1) 火災原因の究明等
---	--	--

4 消防資機材の借受け

(1) 借受け手続き

ア 市の手続き

「災害対策用資機材貸付申請書（様式第1号）」を、空中消火用資機材にあつては防災危機管理課へ、農林事務所（森林部）所有資機材にあつては関係（最寄りの）農林事務所森林部長に提出する。ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。

[資料編] 3-20-9① …災害対策用資機材貸付申請書

イ 連絡先

(ア) 勤務時間内 山口県防災危機管理課（TEL 083-933-2367又は2360）

下関農林事務所森林部（TEL 083-766-1182）

(イ) 勤務時間外 防災危機管理課長宅（守衛室経由）

下関農林事務所森林部長宅（森林づくり推進課長宅）

ウ 借用証の提出

借受に係る資機材を受領するときは、「資機材借用証（別記様式第2号）」を、防災危機管理課長又は下関農林事務所森林部長（以下「貸付者」という。）あてに提出する。

[資料編] 3-20-9② …災害対策用資機材借用証

エ 借受け条件

(ア) 借受資機材については、市の責任において管理する。

(イ) 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市が借受けたものとする。

この場合の借受手続きは（1）、（2）の手続きによる。

(ウ) 市は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

(エ) 借受資機材を滅失又は破損したときは、県に報告し、その指示に従い、市において補てん又は修繕を行なう。ただし、市の責任でないことが明らかであると県が認めた場合はこの限りでない。

(オ) 市は、借受資機材を目的外に使用してはならない。

(カ) その他貸付者が必要と認めた事項

[資料編] 3-20-9③ …県有災害応急対策用資機材一覧表

第4項 広域消防応援

市の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難なときには、近隣市町、他県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対応することになる。

広域消防応援要請に必要な手続き等については、第23章参照。

第5項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項にて定める。

1 自衛隊の災害派遣要請

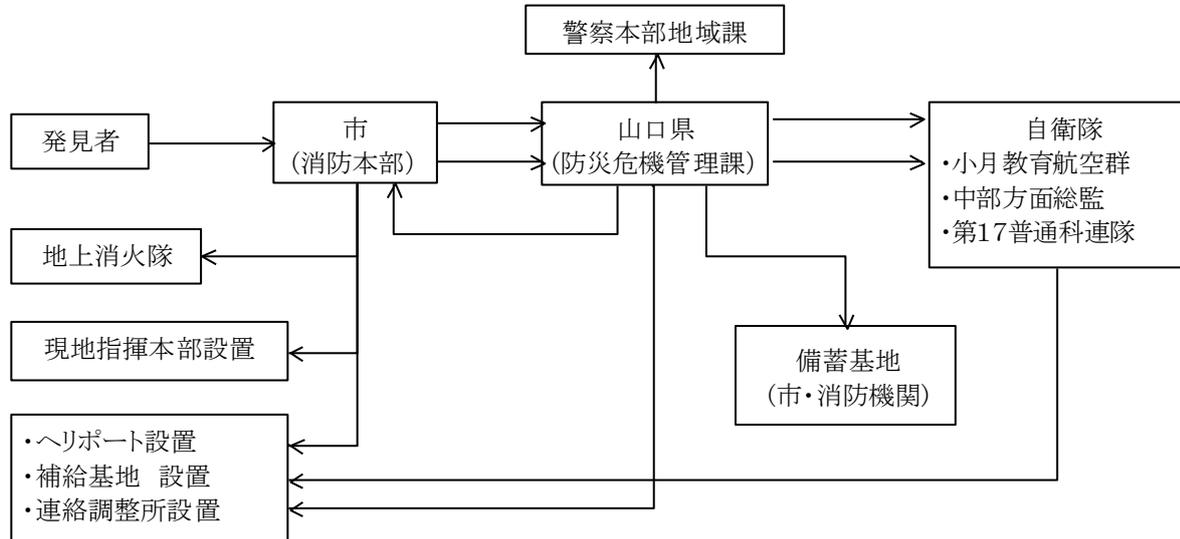
災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、第7章第2節参照

2 ヘリコプターの派遣要請にあたっての留意事項

要請にあたっては、次のことを十分考慮する。

- (1) 空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること。
- (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間。
- (3) 空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間。
- (4) 空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間。

3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



4 空中消火活動体制

(1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

イ 現地指揮本部の空中消火に関する任務

(ア) 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

(イ) 空中・地上消火隊との活動統制

防ぎよ戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

ア 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

(ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

(イ) 消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

(ウ) 気流の安定した場所であること。

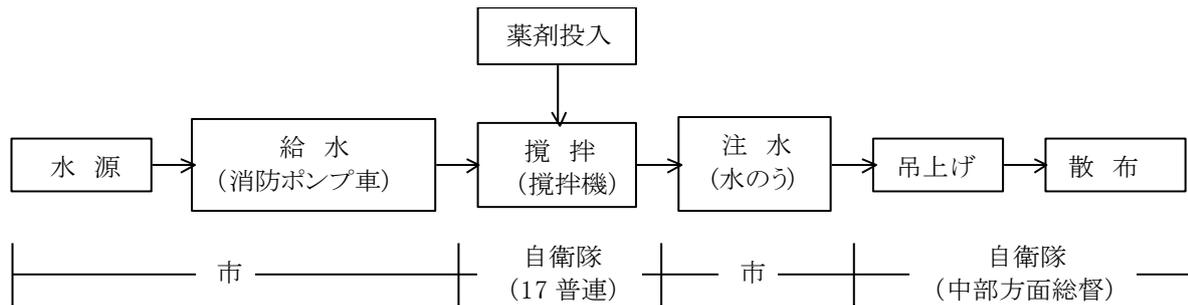
イ ヘリポートの設営

林野火災に係るヘリポートの設営については、県防災計画資料編「林野火災用空中消火資機材運用基準」による。

[資料編] 3-8-1③ …災害時における臨時ヘリポートの予定地

(3) 補給作業

ア 補給作業体系



イ 補給作業の内容

- (ア) 給水作業
- (イ) 薬剤準備・投入作業
- (ウ) 攪拌作業
- (エ) 消火剤注水作業

ウ 作業1個班の人数

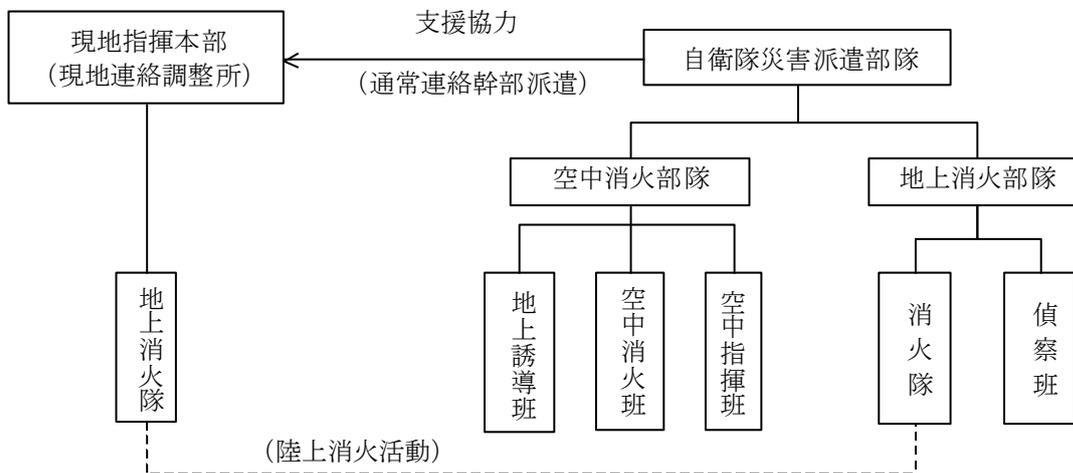
市等が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般の人数は下記のとおり。

要員の確保にあたってはこれを目安に要員を確保するものであること。

班 長	給水係	薬剤注入係	連絡警戒員	計	備 考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車 (1台)・防塵眼鏡・防塵マスク・ ハンドマイク・手旗等用意

5 自衛隊派遣部隊の現地組織

(1) 自衛隊空中消火現地組織図



6 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い空中消火作業に支障のないようにするものとする。

(1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵察

火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打ち合せをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防御方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

7 安全基準

空中消火活動時にあたっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図るものとする。

(1) 一般的注意事項

ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合せた後、作業を開始すること。

イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。

ウ ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。

エ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立ち入りを禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること。

オ 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

(2) ヘリコプター活動中の注意事項

ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること。

イ ヘリコプターから半径15m以内での火気の使用を禁止すること。

ウ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。

エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。

オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近すること。

第6項 住民等の安全対策

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また入山者、遊山者も危険にさらされる。

このため、これらの者の安全確保を図るため、市は必要な対策を講じる。

1 避難指示、警戒区域の設定

(1) 市長は、林野火災の延焼拡大により住民の生命 safety に危険が及ぶとき、又は予想されるときは法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難指示を行うとともに、火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、住民の生命身体 safety の確保を図る。避難指示及び警戒区域の設定に係る事項については、第1節第3項4住民に対する安全対策の項参照

(2) 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

2 避難場所、避難誘導

避難について措置すべき事項は第1節第3項4(2)ウ参照

第7項 災害広報

市及び消防本部は、市民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。林野火災時において住民への伝達事項等は下記のとおり。火災時における広報活動等に関しては第1節第3項5参照。

1 災害広報事項

(1) 気象警報・注意報発令状況に関すること。

(2) 災害危険区域等に関すること。

(3) 避難、警戒区域設定に関すること。

(4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関すること。

(5) その他必要事項

2 伝達手段

(1) ケーブルテレビ、

- (2) 告知端末機
- (3) 防災行政無線
- (4) FMアクア
- (5) 広報車等
- (6) 職員及び自主防災組織による口頭伝達

第8項 残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意するものとする。

1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理にあたること。
- (2) 残火処理については、防ぎよした焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。また注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。
- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。
- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせる。

2 事後措置

(1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認するものとする。

- ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- イ 利用資機材の点検
- ウ その他

(2) 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

(3) 調査事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 火災原因関係

- (ア) 火災発生日時、場所
- (イ) 発生原因
- (ウ) 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件
- (エ) 被害状況

イ 火災防ぎよ鎮圧活動関係

- (ア) 消防機関の覚知時刻及び経過
- (イ) 出動人員及び出動時刻
- (ウ) 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況
- (エ) 防ぎよ活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）
- (オ) 広域応援部隊の活動状況
- (カ) 残火処理活動
- (キ) 防ぎよ指揮及び防ぎよ作業の経過概要
- (ク) 救護、資機材給与概要
- (ケ) その他

第9項 二次災害の防止活動

- 1 市（消防本部）は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害の危険個所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

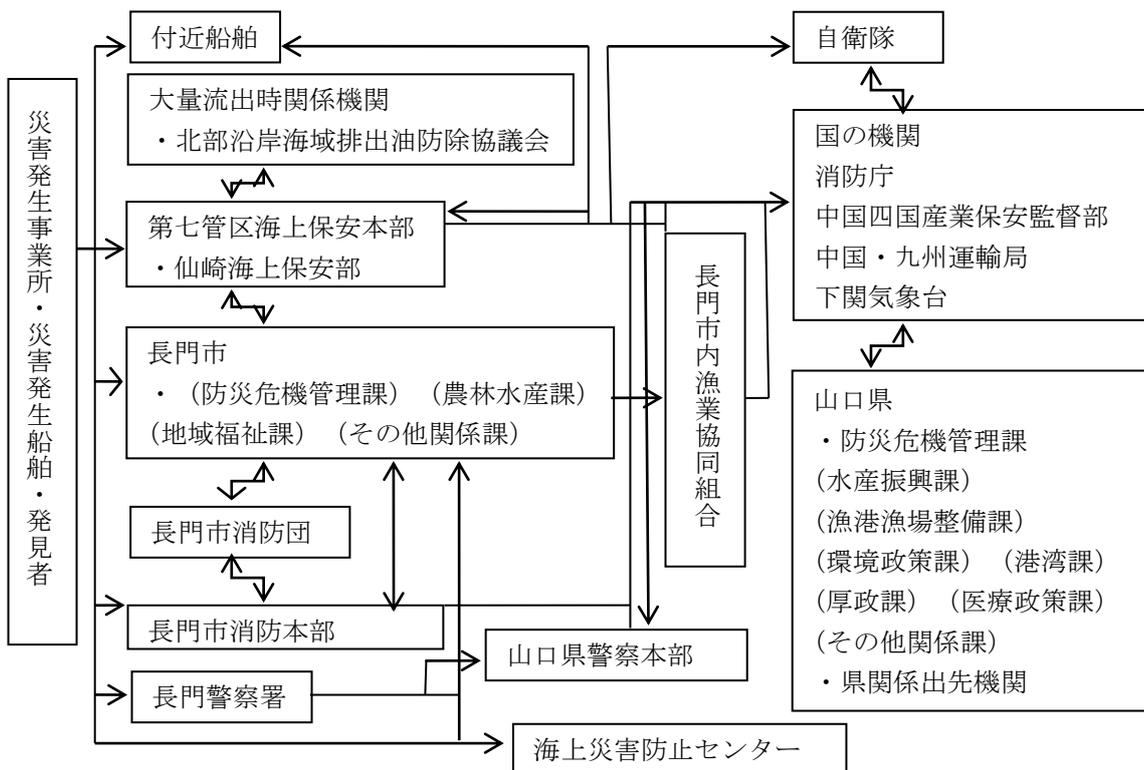
第21章 交通災害対策計画

第1節 海上災害対策計画

市沿岸海域で油・危険物の漏えい、流出、火災又は爆発等の災害が発生した場合において、防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。なお、北部沿岸における大量油流出事故等の連絡系統は、「山口県北部沿岸海域排出油防除協議会」で定める連絡系統による。



第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安部、中国・九州地方整備局、市（消防機関）、県、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係団体（港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等）、地域住民に対して協力を求めるものとする。

1 応急対策活動

海上災害発生時において関係機関等がとるべき措置はおおむね以下のとおりである。

<p>1 災害発生事業所（船舶所有者等（管理者、占有者、使用者）・施設の設置者を含む。）の措置</p>	<p>(1) 海上保安部、市、消防機関等に対して、直ちに災害発生 of 通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。 なお、付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。</p> <p>(2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。 なお、消火活動等を実施する場合にあつては、陸上への拡大防止について十分留意して実施するものとする。</p>
---	---

	<p>ア 大量の油の流出があった場合 (ア) オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡大を防止するための措置の実施 (イ) 損傷箇所の修理等、新たな油の流出防止措置の実施 (ウ) 損壊タンク内等における残油の抜取り、移し替え等の措置の実施 (エ) 流出した油の回収の実施 (オ) 油処理剤の散布等による流出油等の処理の実施 (カ) 関係機関への情報連絡・報告</p> <p>イ 危険物（原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質）の排出があった場合 (ア) 損傷箇所の修理の実施 (イ) 損壊タンク内の危険物の抜取り、移し替え等の措置 (ウ) 薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施 (エ) 火気の使用制限及びガス検知の実施 (オ) 船舶にあっては安全な海域への移動等 (カ) 自衛消防隊による消火活動の準備 (キ) 必要に応じ付近住民への避難勧告</p> <p>ウ 海上火災が発生した場合 (ア) 放水、消火薬剤による消火活動の実施 (イ) 事故付近の可燃物の除去 (ウ) 火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施 (エ) 火点の制御活動の実施 (オ) 船舶にあっては安全な海域への移動等</p> <p>エ 消防機関、海上保安部等による消火・防除活動が円滑に行えるよう誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに消防機関、海上保安部の指揮に従い積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。</p>
<p>2 海上保安部の措置</p>	<p>(1) 巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達 (2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助 (3) 流出油応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送 (4) 付近航行船舶の安全確保のため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒 (5) 船舶交通の安全確保のため、周辺海域において航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。 (6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。 (7) 油、有害液体物質、危険物等の漏えい及び排出があった場合は、必要に応じて機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。 (8) 船体並びに流出油等の非常処分の実施 (9) 巡視船艇及び航空機を出動させ、必要な資機材を迅速に調達し、関係市町、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物等の拡散防止措置及び除去活動を実施する。 (10) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。 (11) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。</p>
<p>3 県の措置</p>	<p>(1) 海上保安部、関係市町（他県等）、漁協等から必要な情報を収集し、また自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め、関係者に伝達する。 (2) 応急活動に必要な体制を確立し、海上保安部、地方整備局又は関係市町（消防機関）が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ警戒活動、防除活動を行う。 (3) 港湾、漁港等の管理者として、港湾・漁港等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講じるとともに災害発生に伴う防除措置を実施する。</p>

	<p>(4) 備蓄資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。</p> <p>(5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対し自衛措置を指導する。</p> <p>(6) 水質環境に係る調査、保全措置を行う。</p> <p>(7) その他、陸上での水火災発生時の場合に準じて必要な支援、指導又は自ら必要な措置を行う。</p> <p>ア 関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示及び支援</p> <p>イ 化学消火薬剤等の調達確保</p> <p>ウ 他市町、他県、国等への応援要請</p> <p>エ 必要に応じて自衛隊の災害派遣要請</p> <p>オ 市町が実施する医療・救護活動等への支援</p> <p>(8) 発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い被災者、被災者の家族等に対して、適切な情報提供を行う。</p> <p>(9) 大量油流出事故等発生時における県の応急対策活動実施体制</p>
4 市の措置	<p>(1) 県の活動体制に準じた活動体制を確立する。</p> <p>(2) 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安部、県等関係機関に通報伝達する。</p> <p>(3) 災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及びふ頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。</p> <p>(4) 沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油の巡視・警戒を行う。また必要に応じて、避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>(5) 事故貯油施設の所有者等に対して海上への油等流出防止措置について指導する。</p> <p>(6) 市消防計画等に基づき消防隊を出動させ、海上保安部と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。</p> <p>(7) 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町又は県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。</p> <p>(8) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。</p> <p>(9) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。</p> <p>(10) 港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。</p>
5 警察の措置	<p>(1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動</p> <p>(2) その他陸上災害に準じての応急対策活動</p> <p>ア 警戒区域の設定、避難誘導</p> <p>イ 海上保安部、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施</p> <p>ウ 危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等</p>
6 その他の企業関係機関・団体住民等の措置	<p>消火資機材、油防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安部をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力するものとする。</p>

[資料編] 3-21-3① …海上保安部所属船艇

[資料編] 3-21-3② …海上災害応急対策用資材一覧表

2 応援協力関係

市、海上保安部、民間企業等は、海上災害時における応急対策を迅速、円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

(1) 市・消防機関と海上保安部との間（消防協定）

関係海上保安部	協定の相手方
仙崎海上保安部	長門市消防本部、下関市消防局

3 排出油防除協議会等

機関の名称	会 員
山口県北部沿岸海域排出油防除協議会	市、県、国、事業所、漁協等

第3項 海難救助対策

1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策を講じてきている。

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調整本部（RCC）」が各管区海上保安本部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁）の間で「海上における捜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。

なお、遭難船舶の救護事務は最初に事件を認知した市長が実施する（水難救護法）ことになっており、市長は海上保安部と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに県、関係機関へ協力要請を行うものとする。

2 応急対策活動

海難捜索救助に関して海上保安部、市、県及び防災関係機関が実施する応急対策活動は別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び市・県地域防災計画に基づき必要な対策を実施するものとする。

海上保安部、消防機関、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

海上保安部は、必要に応じ、船位通報制度、航行警報を活用する等、付近の航行船舶についてもできる限り捜索活動について協力を求めるものとする。

第4項 海上交通災害対策

海上交通の安全確保については、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」、「港則法」のいわゆる海上交通3法によりその確保が図られる。

1 被災区域の交通規制等

災害により船舶交通の障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合は、航路又は区域を指定するなどして船舶の航行を禁止又は制限し、次の措置を講じる。

- (1) 実施する規制措置にかかる公示を行うとともに応急標識等の設置に努める。
- (2) 規制措置について付近航行船舶、関係者に対して周知を図る。

2 被災区域内の交通整理

所属巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

3 漂流物、沈没物等航路障害物の処理

漂流物、沈没物等により航路の障害となる事態が発生した場合は次の措置を講じる。

- (1) 港内及び境界線付近にある障害物については当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じ応急措置を必要とするものについては関係機関と協力し除去する。
- (2) 除去した障害物の処理は状況により次の措置をとる。

ア 水難救護法の規定によりその海域を管轄する市長に当該物件を引き渡す。

イ 災害対策基本法の規定により海上保安部に保管し、また公売、所有者への引渡し等を行うことができる。

4 在港船舶対策

台風、津波、高潮、河川のはんらん等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害が及ぶおそれがある事態が生じたときは、必要に応じて、港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。

5 災害事象別防災措置の一般的基準（例示）

災害事象	実施措置	措置の概要
台風	避難指示等	各港で定めた基準に従い、船舶は直ちに港内又は港外の安全な場所に避難する。
津波	避難指示等	台風に準じて安全な場所に避難するよう避難指示等を発令する。
火災	曳船移動による消火	(1) 他船への延焼を防止するため、曳航により移動し消火にあたる。 (2) 曳航不能の場合は、付近在泊船に対して移動を命じ又は勧告する。
流木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	必要に応じ、港則法等により、船舶の航行を制限するほか、所有者等に対し障害となる流木を速やかに回収・除去するよう命じ又は勧告する。

6 二次災害の防止活動

気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を発表するものとする。

7 その他の防災上の措置

海上交通災害防止に関連しておおむね以下の措置を講じる。

- (1) 気象情報の収集及び関係者への伝達
- (2) 在泊船舶の状況把握
- (3) 港内整理及び避泊地の推せん
- (4) 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止
- (5) 必要に応じ、移動命令又は及び航船制限の適用
- (6) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導、並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導
- (7) 台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進
- (8) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導
- (9) 危険物荷役の事故防止指導
- (10) 海上における流出油の処理
- (11) 自衛隊等への災害派遣の要請

第2節 陸上交通災害対策計画

第1項 実施機関

1 実施方針

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要交通路線の確保等について防災関係各機関は、本節並びに市、県防災計画に定めるところにより、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。

（第3編第18章「公共施設等の応急復旧計画」関連）

2 実施機関

市、県、警察、道路管理者、企業体、防災関係各機関

第2項 陸上交通災害対策

1 応急対策実施機関

自動車運輸業者、道路管理者、警察

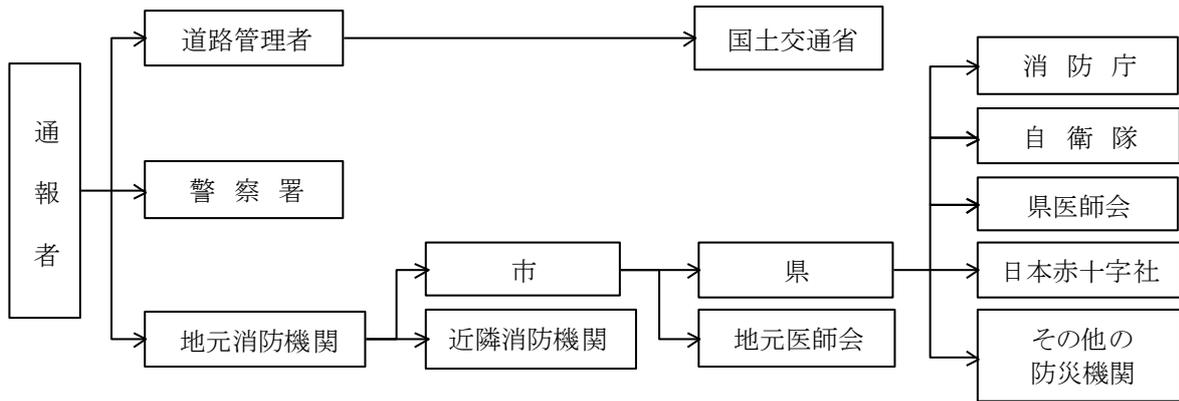
2 市

- (1) 大規模な陸上交通災害の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは3に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

- (2) 消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに必要により他の市町に対して応援を要請する。
- (3) 大規模な陸上交通災害の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、県を通じ、日赤山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班の出動要請を行う。
- (4) 必要があると認めたときは、県を通じ、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (5) 県を通じて、指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを行う。

3 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡系統により通報連絡するものとする。



4 交通規制措置

第3編第8章「緊急輸送計画」第5節参照

5 道路災害事故防止対策についての申し合せ事項

道路危険箇所指定区間及び交通規制基準

[資料編] 2-4-4③ …異常気象時通行規制区間及び通行規制基準

第3項 鉄道災害、運転事故対策

第3編第18章「公共施設等の応急復旧計画」第3節参照

1 応急対策実施機関

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

2 市の措置

- (1) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは第3編第19章第3節に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- (2) 消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに、必要により他の市町に対して応援を要請する。
- (3) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、県を通じ、日赤山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。）の出動要請を行う。
- (4) 必要に応じ、県を通じ、自衛隊の災害派遣を要請する。
- (5) 県を通じて、指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める。

3 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第22章 産業災害対策計画

第1節 化学工場等災害対策計画

第1項 石油類等の保安対策

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者（消防法、危険物の規制に関する政令）
- (2) 市
 - ア 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）
 - イ 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）
- (3) 県（防災危機管理課）
 - ア 危険物災害応急対策全般（災対法）
- (4) 警察（災対法、警察官職務執行法）
- (5) 海上保安部（港則法、海上交通安全法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、災対法）

2 応急措置

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置（指導方針）
 - ア 被害状況を地方公共団体へ連絡する。
 - イ 発災後速やかに、職員の参集、情報連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
 - ウ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。
 - エ 的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
 - オ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。
 - カ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。
- (2) 市の措置
 - ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。
 - イ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
 - ウ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。（消防法第12条の3）
 - エ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
 - オ 火災の防ぎよは、市の消防機関が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。
 - カ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。
 - キ さらに消防力を必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
 - ク 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (3) 県の措置
 - ア 国（危険物等の取扱規制省庁）へ災害発生について速やかに通報する。
 - イ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
 - ウ 国（危険物等の取扱規制省庁）から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。
 - エ 地元市町の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに

に、当該市町からの要請により他の市町に応援するよう要請する。

オ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

カ 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

キ 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。

ク 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

(4) 警察の措置

ア 市・消防機関及び県と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

イ 市長からの要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

(5) 海上保安部の措置

ア 被災地港湾への危険物積載船舶等の入港を制限し、又は禁止する。

イ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。

ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊の制限、禁止措置又は停泊地を指定する。

エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し同所有者等による救出措置を指導するとともに必要に応じて巡視船艇による安全な場所への救出措置を講じる。

オ 海上における消火活動を行うものとするが、さらに可能な場合は、必要に応じ、地方公共団体の活動を支援する。

第2項 高圧ガスの保安対策

1 実施機関（高圧ガス保安法）

(1) 高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「製造業者等」という。）

[資料編] 3-22-2 …高圧ガス製造業者等一覧

(2) 県（防災危機管理課）

(3) 警察

(4) 中国四国産業保安監督部

(5) 海上保安部

2 応急措置

(1) 製造業等の措置（指導方針）

ア 製造施設又は消費施設が危険状態になったときは製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、若しくは容器を安全な場所に移す。

ウ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。

(2) 県の措置（防災危機管理課）

ア 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。

- イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ウ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命じる。

注) 緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条）

経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。

その他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

- (3) 警察（第1項石油類の安全対策における措置に準じる。）
- (4) 海上保安部（第1項石油類の安全対策における措置に準じる。）

第3項 放射性物質の保安対策

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者

長門総合病院 長門市東深川85 放射性物質（器具・装置・元素）

- (2) 市（消防機関）
- (3) 県
- (4) 警察
- (5) 海上保安部

2 応急措置

- (1) 施設の所有者及び管理者の措置

ア 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（所轄労働基準監督署、海上保安部・署等）、警察、市等に通報する。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。

- (2) 市の措置

ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。

イ 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難の指示を行う。

ウ 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。

エ 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。

- (3) 県の措置（防災危機管理課・環境政策課・厚政課・医務保険課・地域医療推進室・健康増進課）

ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。

イ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。

ウ 放射性物質使用病院で被害が発生した場合、観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。

エ 放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。

- (4) 警察の措置

ア 事項等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、警察庁、県へ通報する。

イ 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。

- (5) 海上保安部の措置

海上における緊急時モニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

第4項 毒物劇物による事故対策

1 実施機関

- (1) 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者
- (2) 市
- (3) 県（薬務課）
- (4) 警察
- (5) 海上保安部

2 応急措置対策

(1) 毒物劇物取扱者の措置（毒物及び劇物取締法第17条）

- ア 事故の状況を健康福祉センター、警察署又は消防機関に直ちに届け出る。
- イ 保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。
- ウ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。（指導方針）
この他第1項の場合に準じた措置を講じる。

(2) 市又は県の措置

- ア 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
- イ 中和剤等の資材が不足するときは、その収集斡旋を行う。
この他、第1項の場合に準じた措置を講ずる。

(3) 警察の措置

- 市・消防機関及び県と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

(4) 海上保安部の措置

- ア 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。
- イ 毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

[資料編] 3-22-4① …毒物及び劇物の分類による一般的応急措置

第5項 危険物等の所在及び防災施設等の状況把握

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発する施設、責任者、連絡窓口並びに企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備して県及び市防災計画に掲げるものとする。

[資料編] 3-22-4② …危険物の貯蔵取扱い施設等の所在状況

第2節 ガス災害対策計画

第1項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

1 実施機関

- (1) ガス消費者
- (2) ガス供給業者（液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限るものとする。）
- (3) 保安機関
- (4) 市（消防機関）
- (5) 警察
- (6) 県（防災危機管理課）

(7) 中国四国産業保安監督部（環境保安課）

2 「ガス漏れ事故等」とは、次の各事項に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

3 応急対策

(1) ガス消費者の措置

ア ガス漏れ事故等を発見したとき又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じると共に、ガス供給業者、保安機関又は消防機関に通報する。

イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

ア ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ市（消防機関）と協議された事項に基づいて、市（消防機関）の必要に応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

(3) 保安機関の措置

ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

(4) 市（消防機関）の措置

ア ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

(5) 警察の措置

ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり被害の拡大防止に努めるものとする。

(6) 県の措置

事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努めるものとする。

4 事前対策

ガス供給業者と市（消防機関）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておくものとする。

- (1) 連絡通報体制
- (2) 出動体制
- (3) 現場における連携体制
- (4) 任務分担
- (5) 事後の措置
- (6) 共同訓練等の実施
- (7) その他必要な事項

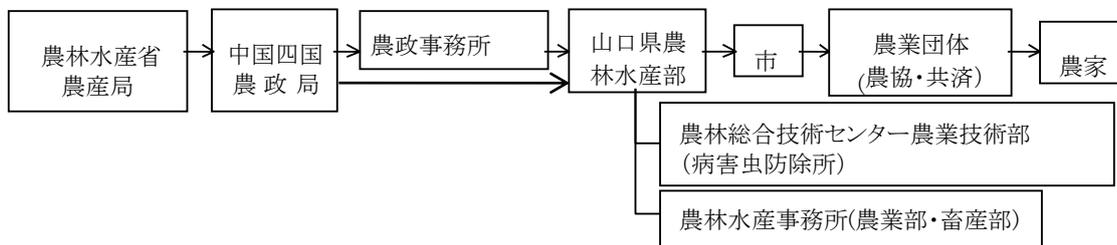
[資料編] 3-22-5① …液化石油ガス販売事業所一覧

[資料編] 3-22-5② …（社）山口県LPガス協会長門支部 緊急連絡系統一覧表

第3節 農産物対策計画

第1項 実施機関

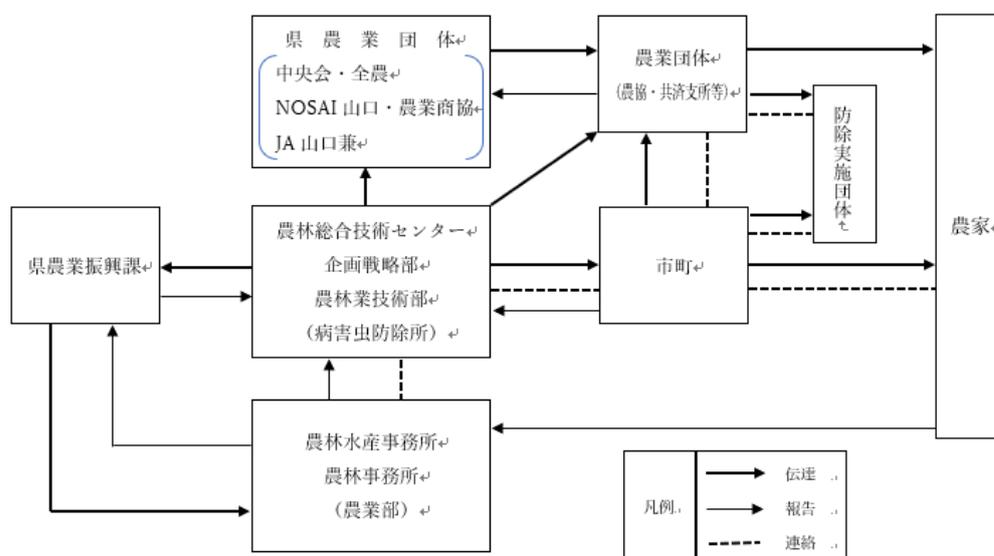
農産物対策全般の実施系統は次のとおりである。



第2項 病虫害防除対策（植物防疫法）

1 病虫害発生予察

予察実施体系は次のとおりである。



2 県の防除体制

(1) 病虫害防除計画の作成及び指導

県農林水産部は病虫害防除指導推進要綱に基づき県防除対策協議会を開催し、協議の上、県防除方針を作成する。

(2) 防除活動

県農林水産部は、県病虫害防除対策協議会を設置し、市に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じるものとする。

ア 農林総合技術センター農林業技術部（病虫害防除所）と農林水産事務所又は農林事務所（農業部）は一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握すると共に、県農林水産部へ速報する。

イ 農林総合技術センター農林業技術部（病虫害防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。

ウ 被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。

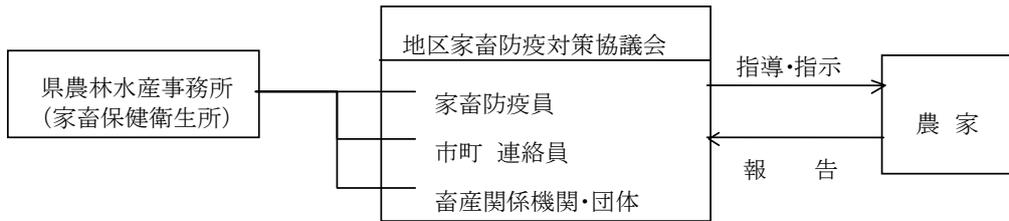
第4節 家畜管理計画

第1項 実施機関

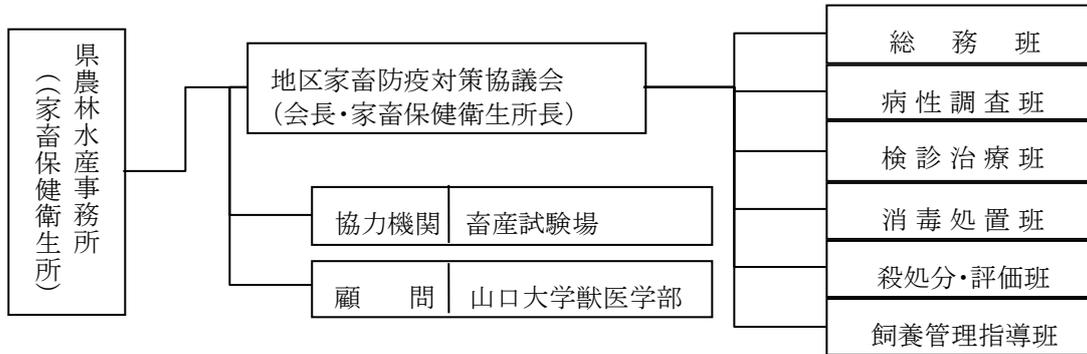
1 実施機関及び関係機関

- (1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、県農林水産事務所（家畜保健衛生所）を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。
- (2) その他、家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は、市が実施する。

2 連絡体系



3 活動組織



第2項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）

1 組織

- (1) 農林水産事務所又は農林事務所（家畜保健衛生所（東部、中部、西部、北部））
- (2) 地区家畜防疫対策協議会の構成

市、農林水産事務所又は農林事務所（家畜保健衛生所）、健康福祉センター（環境保健所）、県畜産振興協会、県獣医師会支部、農業協同組合、農業共済組合、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体

2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は次の業務を行う。

- (1) 総務班
 - ア 家畜伝染病に関する啓もう指導
 - イ 情報収集及び連絡、報告
 - ウ 防疫用資材の調達、あっせん、配分
- (2) 病性調査班
 - ア 疑似患者及び患者の病性鑑定並びに疫学的調査
 - イ 発生源及び感染経路の探求調査
- (3) 検診治療班
 - ア 防疫地図の作成
 - イ 家畜伝染病予防法による検査、注射の実施及び協力
 - ウ 疑似患者の検診、治療

- (4) 消毒処置班
 - ア 発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
 - イ 死亡獣畜、出荷できない生産物等の埋却、焼却等
 - ウ 疑似患畜及び患畜又は死亡獣畜等の輸送措置及び指導
 - エ と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡
- (5) 殺処分・評価班
 - ア 患畜及び疑似患畜の殺処分
 - イ 殺処分家畜及び埋消却等を行う生産物等の評価
- (6) 飼養管理指導班
 - ア 飼養管理の失宜による疾病発生防止指導
 - イ 家畜管理資材の確保及び調達指導

第3項 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備しておくものとする。

1 管理場の設置基準

- (1) おおむね3.3㎡当たり、大家畜1頭、大中豚3頭、小豚10頭、緬山羊3頭、鶏15羽を収容基準とし、排水良好な地点（場所、施設）とする。
- (2) 大家畜、緬山羊は繋養を原則とし、その他の家畜は追込式とする。

2 確保のための措置

市（農林課・支所農業振興担当）は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておくものとする。

3 管理者の確保基準

大家畜10頭、中家畜20頭、小家畜100羽につき管理者1名の割合で、市の関係地区ごとに予定しておくものとする。

第4項 飼料の確保及び調達、配給

畜産、農業関係団体の協力を得て、飼料の確保及び調達、配給対策に講じる。

1 粗飼料

山口県農業協同組合等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。

2 濃厚飼料

山口県農業協同組合等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。

第23章 広域消防応援・受援に係る計画

山口県地域防災計画 本編 第3編第24章「広域消防応援・受援に係る計画」を準用する。